

第2期
喜多方市
地域福祉計画・地域福祉活動計画
(案)

(計画期間：令和8年度～令和13年度)

ごあいさつ

(市あいさつ文挿入)

市長顔写真

令和8年●月

喜多方市長 遠藤 忠一

ごあいさつ

(社協あいさつ文挿入)



会長顔写真

令和8年●月

喜多方市社会福祉協議会 会長 志田 公司

～目次～

第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉とは	1
2 計画策定の背景	4
3 計画の位置付け	6
4 計画の期間	9
5 計画の策定体制	10
6 地域の範囲の考え方	11
第2章 喜多方市の地域福祉を取り巻く現状と課題	12
1 統計からみる現状	12
2 住民アンケート調査からみる現状	15
3 関係団体アンケート調査からみる現状	17
4 喜多方市の地域福祉に関わる主な課題	18
第3章 地域の状況	20
1 喜多方一区	21
2 喜多方二区	23
3 喜多方三区	25
4 熱塩加納地区	27
5 塩川地区	29
6 山都地区	31
7 高郷地区	33
第4章 計画の方向性	35
1 基本理念	35
2 基本目標	36
3 重点施策	37
4 計画の体系	40
第5章 施策の展開	41
基本目標1 地域の助け合い・支え合いづくり	41
基本目標2 健康増進・生きがいづくり	45
基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり	49
基本目標4 多分野・多機関連携の支援体制づくり	53
第6章 その他の関連計画	58
1 成年後見制度の利用促進（喜多方市成年後見人制度利用促進計画）	58
2 再犯防止の推進（喜多方市再犯防止推進計画）	60
3 包括的な支援体制の整備に向けた取組（喜多方市重層的支援体制整備事業実施計画）	63
第7章 計画推進体制と評価	65
1 計画内容の周知徹底	65
2 関係機関との連携・協働	65
3 計画の進捗管理	65

資料編	66
1 喜多方市地域福祉計画推進協議会 設置条例及び委員名簿	66
2 喜多方市地域福祉活動計画推進委員会 設置要綱及び委員名簿	69
3 住民アンケート調査結果	72
4 関係団体アンケート調査結果	80
5 計画の策定経過	83

○「障がい」の表記について

- (1) 「障害」の「害」の字の持つマイナスイメージや当事者の方への配慮から、法律名や固有名詞等を除き、「障がい」と平仮名で表記しています。
- (2) 法律や条例等の名称、団体の名称、施設の名称、催し物の名称、行政の担当課の名称等の場合は、そのまま「障害」と表記します。

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは

(1) 地域福祉の考え方

「福祉」は、“しあわせ”という意味を持つ「福」と“さいわい”という意味を持つ「祉」が合わさった“幸せ”を意味する言葉です。

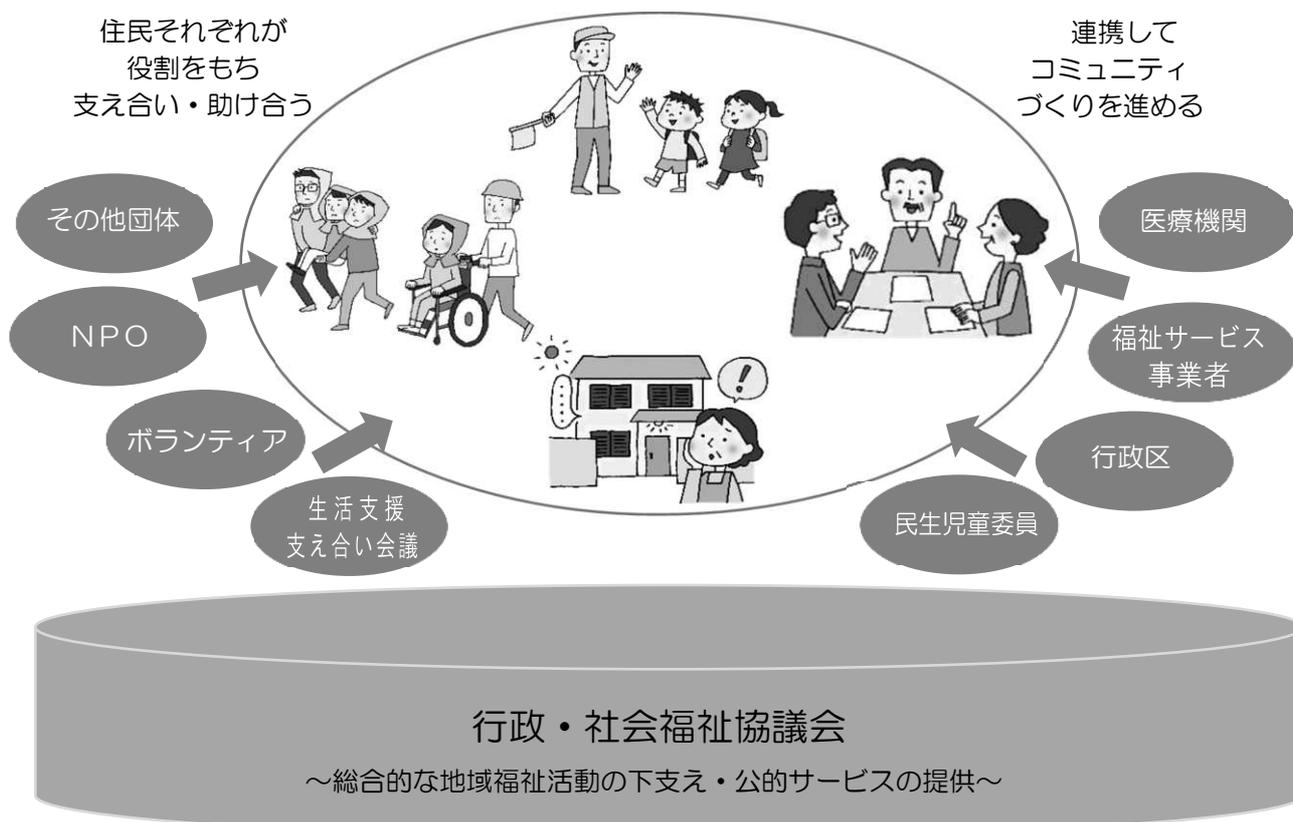
つまり、「福祉」とは、生活に困っている人に手を差し伸べることや、援助することだけではなく、すべての人に等しくもたらされるべき“幸せ”のことであり、だれもが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを指します。

また近年の社会情勢を見ると、人口減少や少子高齢化の進行、家族形態の変化、地域社会の変容等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。

このように、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、「だれもが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、助け合い・支え合いの取組を互いに協力して行い、幸せな生活を“地域”全体で推進していくこと」が『地域福祉』です。

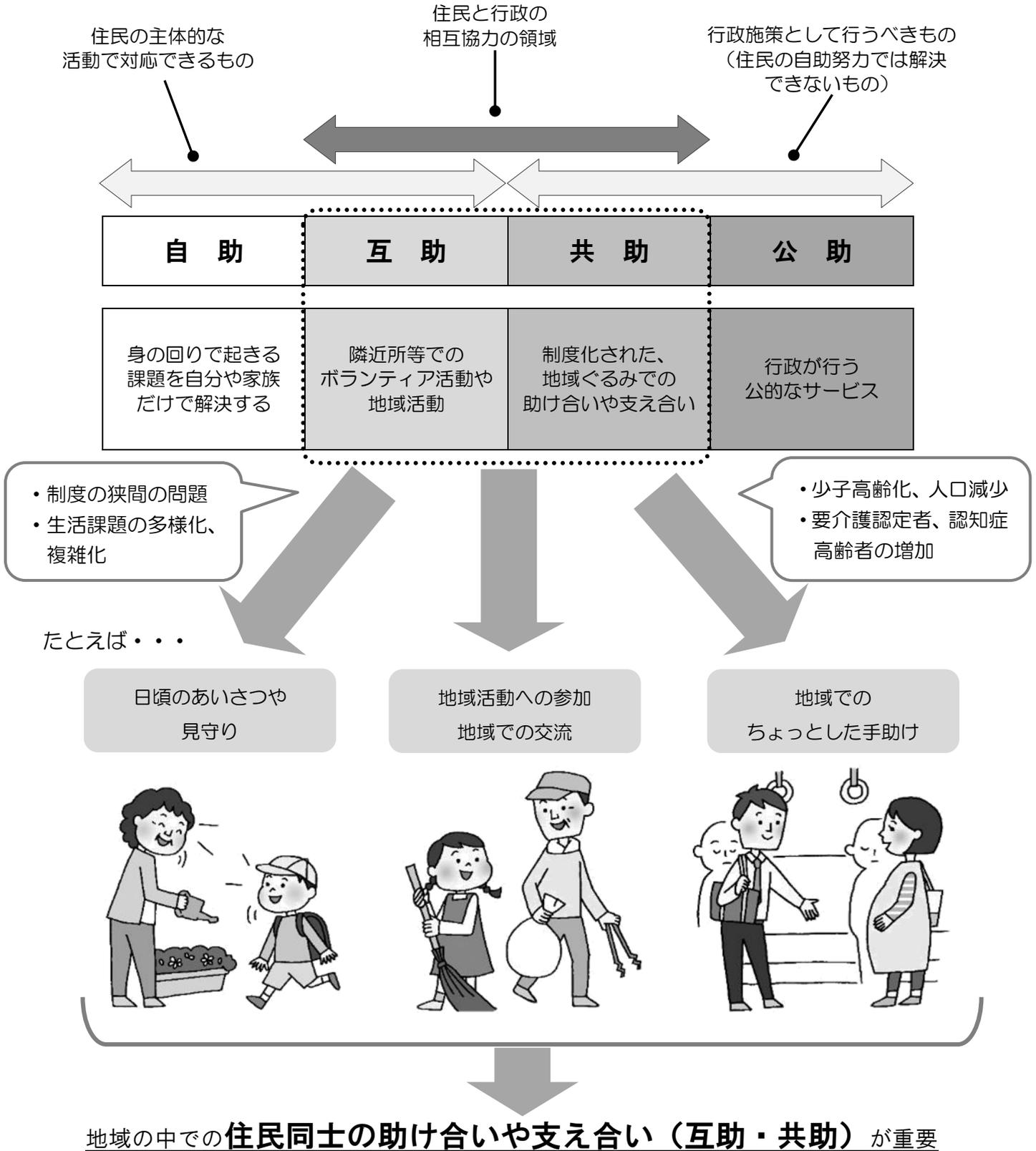
(2) 地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として、つながり支え合う地域をつくる取組に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。地域福祉の推進のためには、地域共生社会の実現が重要となります。



(3) 自助・互助・共助・公助の考え方

地域福祉を推進するためには、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係を築くことが必要であり、「自助」・「互助・共助」・「公助」の視点が重要です。



(4) 地域包括ケアシステムの考え方

日本は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。65歳以上の人口は、現在3,500万人を超えており、2042年の約3,900万人でピークを迎えますが、その後も、75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれており、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者の増加や独居の高齢者等の増加が見込まれています。

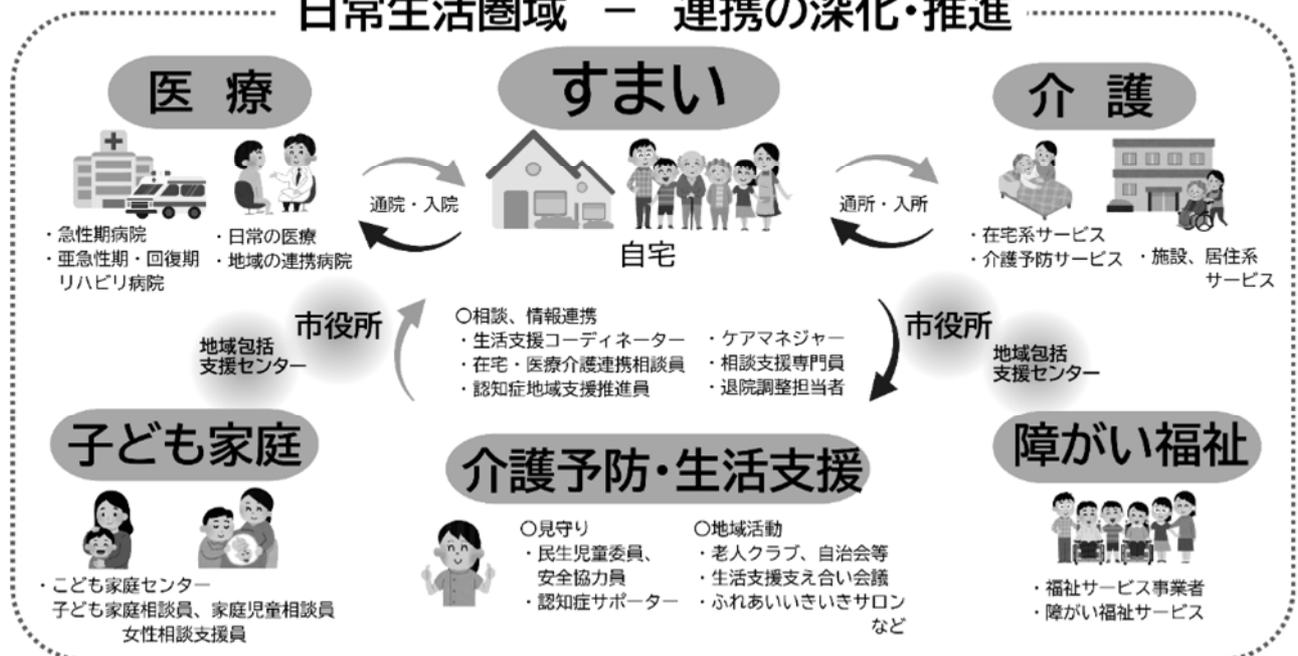
このため、国は2025年（令和7年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・障がい福祉・介護予防・生活支援・住まい等を一体的に提供できる体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指しており、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。本市においても取組を進めてきたところです。

高齢者を対象に始まった地域包括ケアシステムは、その後子ども、子育て家庭や障がい者などを含む地域づくりの概念へと進化し、さらには世代や分野を超えてつながる地域共生社会へと発展しており、関係機関や地域住民等の多様な主体と連携しながら、超高齢社会を見据えた地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ることが必要とされています。

一方で福祉ニーズの多様化・複雑化、地域における人々のつながりの希薄化、人口減少の進行等の社会構造の変化を受け、年齢に関係なく全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り高め合う地域共生社会の実現が求められています。

このような背景から、本市においては「地域包括ケアシステム」を高齢期のケアを念頭に置いて引き続き推進していくとともに、「地域共生社会」を実現するための仕組みとして、障がい者や子ども等も含め、複合的な課題にも対応できる全世代対象のものとして深化させ、包括的支援の強化を図っていきます。

喜多方市が目指す「地域包括ケアシステム」 日常生活圏域※ - 連携の深化・推進



※日常生活圏域……日常生活の場となる身の回りの地域のこと。

2 計画策定の背景

(1) 国の動き

地域福祉計画は、平成 12 年 6 月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

地域福祉計画の策定については、平成 30 年 4 月の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされ、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられるとともに、法第 106 条の 3 第 1 項各号で規定する「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。

また、令和 2 年 6 月の社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。これは、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の制度では対応できない「狭間のニーズ」に対応するために創設された、すべての地域住民を対象とする包括的な支援体制の整備を行うための任意事業であり、対象者の属性や課題ごとに設けられていた既存の制度や専門的支援体制だけでなく、支援機関の機能や専門性を活かして相互に連携し、市町村全体の支援体制をつくることを目的としています。

【課題・背景】

- ・ 少子高齢化・人口減少社会の進行
- ・ 高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加、社会保障関係経費の増加
- ・ 高齢者・子育て世代・障がい者（児）といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題の顕在化
- ・ 生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、ひきこもり、8050問題、虐待、ごみ屋敷問題等）
- ・ 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（一つの世帯において複数の課題が存在する状態）し、従来の支援体制では対応が困難

これらを踏まえ…

【目指す方向性】

- ・ 国では、福祉は「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域住民がそれぞれ役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することを目指しています。
- ・ 具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくこと、また、市町村ではその地域づくりの取組の支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつないでいくための、縦割りではなく「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

(2) 福島県の動き

福島県では平成 25 年 3 月に福島県地域福祉支援計画を策定し、令和 3 年 3 月には「県民一人ひとりがともにつながり支え合って、いきいき暮らせる地域共生社会の実現」を基本理念として計画の改定を行いました。

また、福島県社会福祉協議会においても、広域性、専門性、幅広い関係機関団体とのネットワークを生かし、地域共生社会の実現を目指して総合的に地域福祉活動を進めるための基本計画となる「第 5 期活動推進計画」を策定しています。

(3) 喜多方市の動き

本市では市の最上位計画である「総合計画」で定めた将来の都市像の実現に向け、分野ごとに施策を展開してきました。しかし近年では、少子高齢化や多様化・複雑化する生活課題の解決に向けて、福祉分野だけでなく多分野かつ多機関での連携が求められています。このような状況を踏まえ、市においては、市の地域福祉のあり方と具体的な活動を示す「地域福祉計画」の策定を進めてきました。一方、喜多方市社会福祉協議会においても、市民や福祉関係団体などが地域福祉のために行う具体的な行動・活動を示す「地域福祉活動計画」の策定を進めてきました。これにより、令和 2 年 3 月に市と社会福祉協議会の計画を一体的な計画として、「喜多方市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、本計画に基づき様々な取組を進めてきたところです。

このたび、喜多方市地域福祉計画・地域福祉活動計画が目標年度の令和 7 年度を迎えました。これにより、新たに令和 13 年度を目標年度とする「第 2 期喜多方市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、これまでの計画の成果を踏まえつつ、今後も少子高齢化の進行に伴い多様化・複雑化していくことが予想される様々な地域課題の解決に必要となる「地域共生社会」の実現に向けた取組を深めていくものです。

また、包括的かつ切れ目のない支援体制の実現に向けて、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」及び「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含して計画を策定します。

3 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

【地域福祉計画・地域福祉活動計画】

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づき、市としての地域福祉の「理念」や「方向性」を定める行政計画です。

一方、社会福祉法第 109 条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定義されている社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、住民、福祉関係団体及び事業者が地域福祉の推進に関わる具体的な活動を定める民間の活動・行動計画です。

社会福祉法（抄）

(地域福祉の推進)

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

【成年後見制度利用促進基本計画】

「成年後見制度利用促進基本計画」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な事項を定めるものです。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（抄）

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【再犯防止推進計画】

「再犯防止推進計画」は、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条の規定に基づき、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するための取組を定める行政計画です。

再犯の防止等の推進に関する法律（抄）

（地方再犯防止推進計画）

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

【重層的支援体制整備事業実施計画】

「重層的支援体制整備事業実施計画」は、社会福祉法第 106 条の 5 の規定に基づき、地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、重層的事業の実施に関する具体的な事業の提供体制等を定めるものです。

社会福祉法（抄）

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第 106 条の 5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

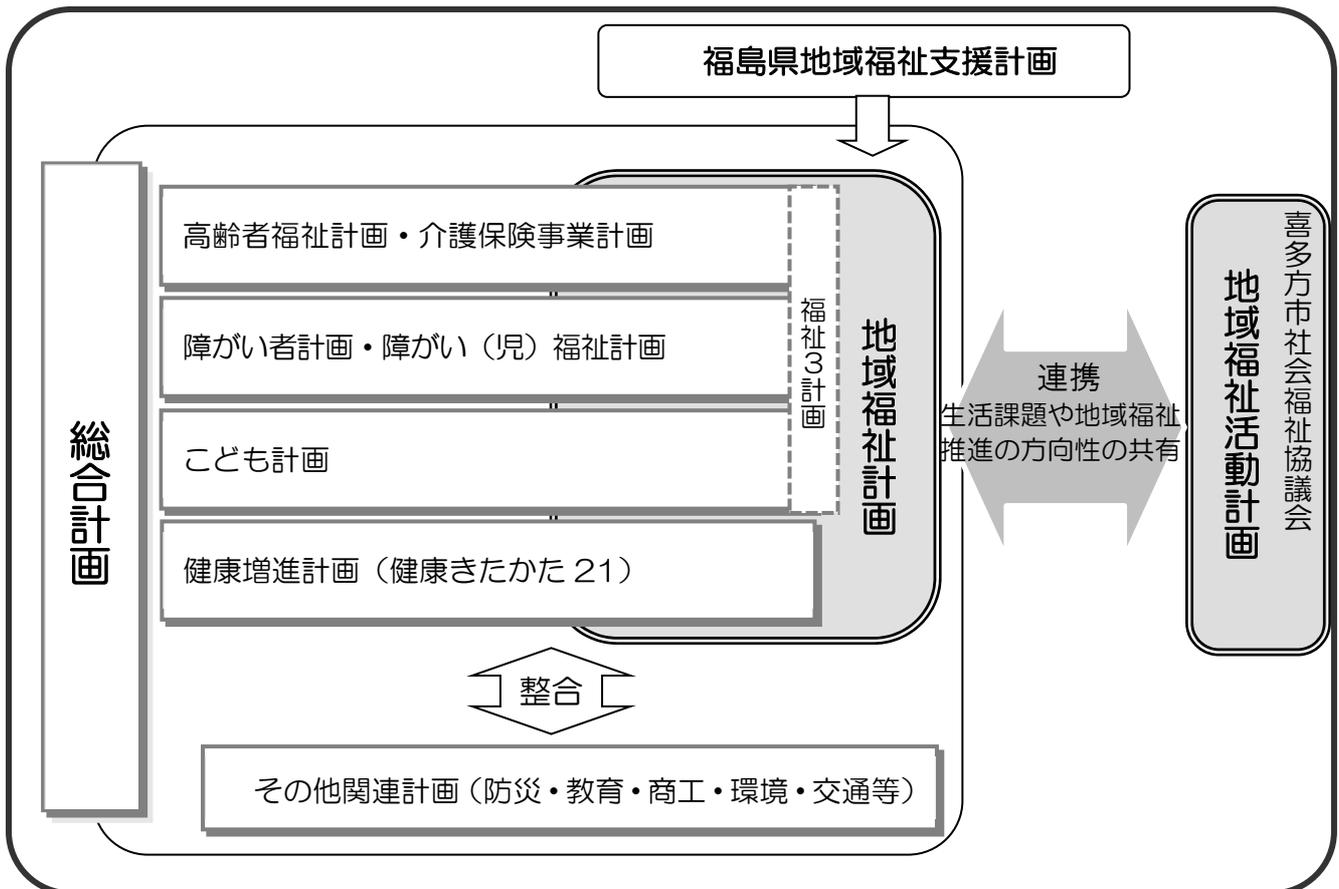
(2) 市の各種計画との関係性

「地域福祉計画」は、市の「総合計画」に基づく個別計画として、高齢者や障がい者、児童等の福祉に関する市の諸計画を横断的に接続する計画として、福祉の向上を目指す計画となっています。

また平成 29 年には、社会福祉法の改正及び計画の策定ガイドラインにより、「福祉の上位計画」として位置づけられました。

本市では市が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に整備することで、「自助」・「互助・共助」・「公助」の連携体制の充実を図り、支援が必要な人の日常生活を支えるための体制をつくり、「地域共生社会」の実現を目指します。

■総合計画等各種計画との関係図



(3) 本計画とSDGs

持続可能な開発目標(SDGs)は、貧困や飢餓、地球温暖化等の環境や社会的な課題解決に向け、世界中の国や人々がともに取り組む17のゴール(目標)、169のターゲット(具体目標)から構成されており、「誰一人取り残さない」をスローガンに掲げる国際社会の共通目標です。

「全ての人が役割を持ちお互いが支え合う」地域共生社会の考え方は、SDGsの掲げる理念と目標を同じくしています。本計画においてもSDGsの考え方に照らしながら、全ての市民が幸せに暮らす、持続可能な社会福祉の実現に向け、施策の推進に取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

4 計画の期間

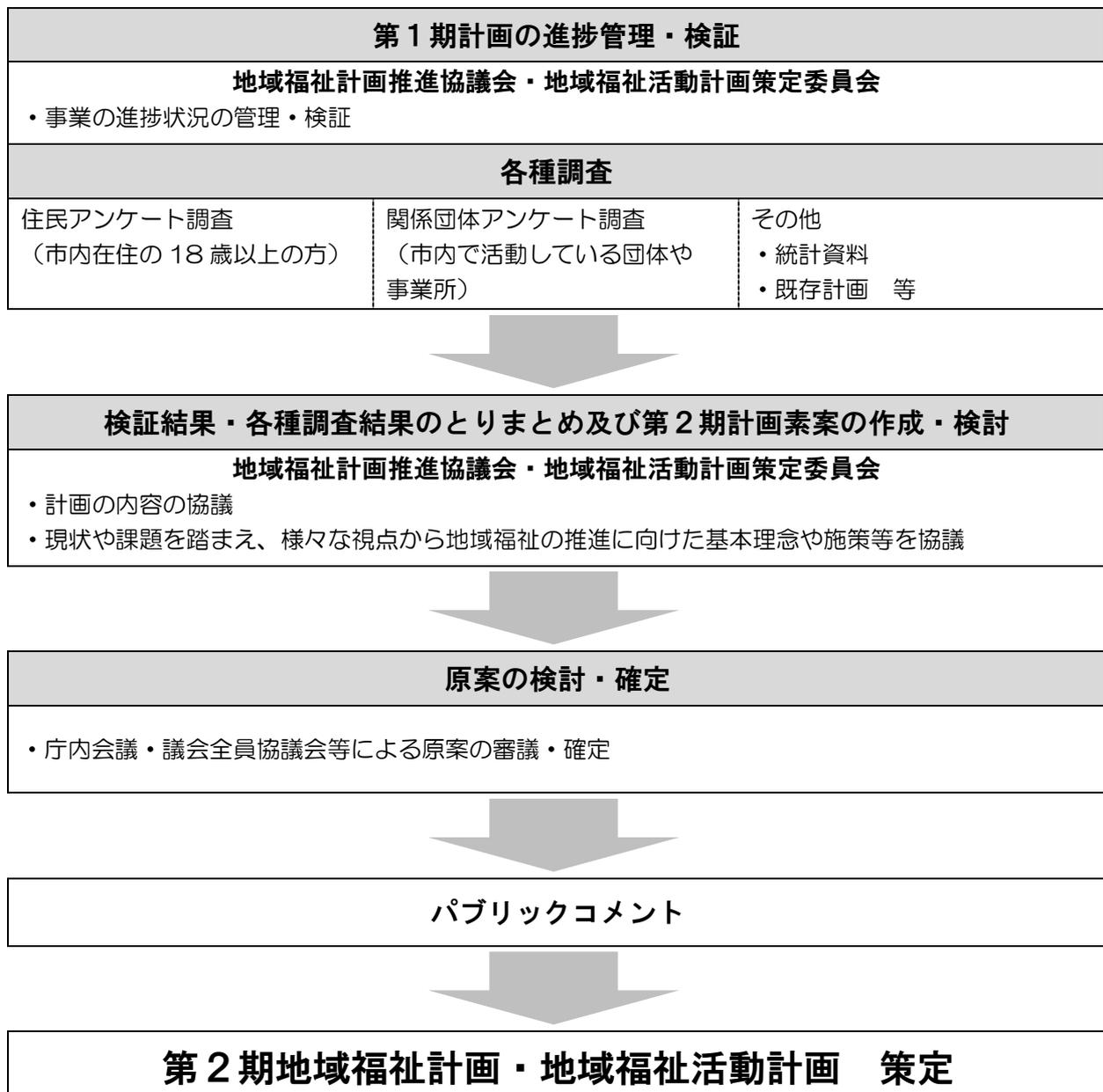
本計画は、令和8年度から令和13年度までの6年間を計画期間とします。毎年度、計画の進捗管理を行いながら、中間年次にあたる令和10年度に計画の評価を行います。ただし、社会情勢の変化や、福祉施策をめぐる状況の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しをしていくこととします。

■各種関連計画の計画期間

	令和 8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)	12年度 (2030)	13年度 (2031)	...	
総合計画 次期基本構想：令和18年度まで 次期基本計画：令和13年度まで	基本構想	次期基本構想						
	基本計画	次期基本計画						
本計画			中間 評価					
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画 第11期計画：令和14年度まで	第9期	第10期		第11期				
障がい者計画 第5次計画：令和17年度まで	第4次			第5次				
障がい福祉計画 第9期計画：令和14年度まで	第7期	第8期		第9期				
障がい児福祉計画 第5期計画：令和14年度まで	第3期	第4期		第5期				
こども計画 第2期計画：令和16年度まで	第1期			第2期				
健康増進計画（健康きたかた21） 第4次計画：令和6年度～令和17年度まで	第4次							

5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、以下のような体制により、現状や課題を把握するとともに、計画の内容について協議を進めました。



6 地域の範囲の考え方

地域福祉を推進していくためには、隣近所での助け合い・支え合いに加えて、市全体等のそれぞれのエリアに応じた体制を整備し、効果的な活動を図ることが重要です。

そのため、本市では各分野において定める地域の範囲（圏域）の考え方を整理し、それぞれの単位に応じた機能、体制を整備し、支援を必要とする人を重層的に支える地域づくりを目指します。

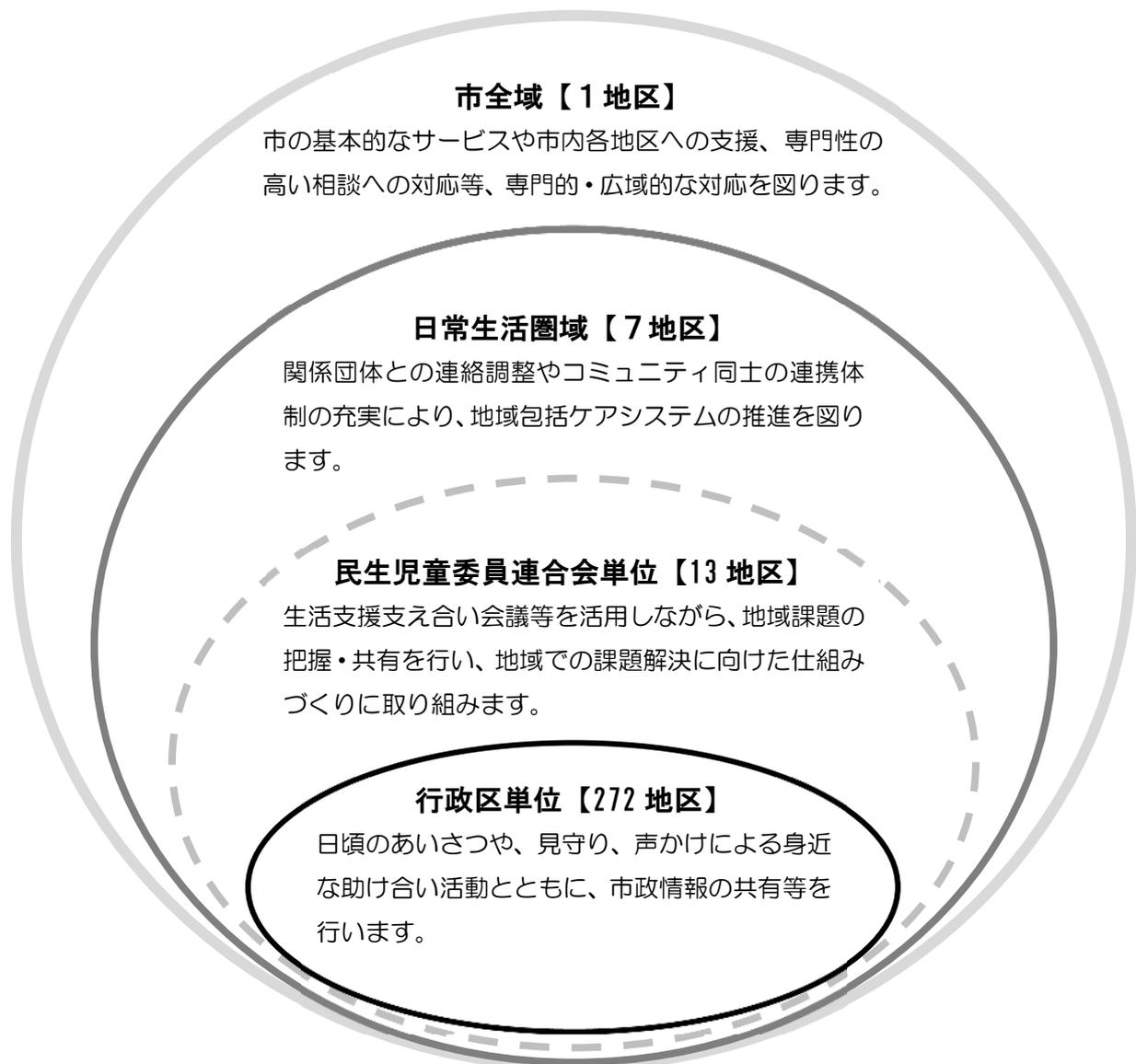
その中でも本計画では、地理的条件・交通事情その他の社会的条件や福祉サービスの提供体制等を総合的に考慮し、「日常生活圏域」として7地区を設定しています。

■日常生活圏域の地域区分

圏域名	喜多方一区	喜多方二区	喜多方三区	熱塩加納地区	塩川地区	山都地区	高郷地区
-----	-------	-------	-------	--------	------	------	------

※圏域の範囲の詳細については、「日常生活圏域の地域一覧」（20 ページ）を参照してください。

■地域の範囲の考え方（イメージ図）



第2章 喜多方市の地域福祉を取り巻く現状と課題

1 統計からみる現状

(1) 人口の状況

総人口については減少しており、令和7年に43,078人となっています。内訳では、0～64歳で減少、65～74歳で増加しています。また、高齢化率は年々上昇し、令和7年に38.0%となっています。

■年齢4区分別人口と高齢化率の推移

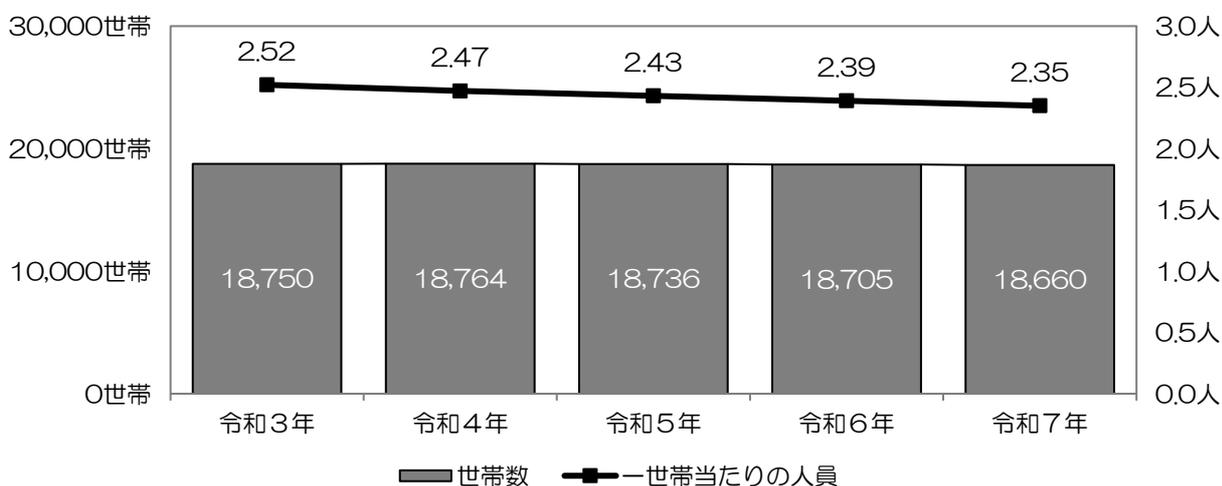
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	5年前との増減率
75歳以上	8,995人	8,919人	8,965人	8,965人	9,155人	1.8%
65～74歳	7,706人	7,790人	7,608人	7,515人	7,229人	-6.2%
15～64歳	24,500人	23,847人	23,315人	22,819人	22,226人	-9.3%
0～14歳	5,089人	5,030人	4,836人	4,668人	4,468人	-12.2%
合計	46,290人	45,586人	44,724人	43,967人	43,078人	-6.9%
高齢化率	36.1%	36.7%	37.1%	37.5%	38.0%	(1.9%)

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 世帯の状況

世帯数は、令和3年から令和4年は増加しましたが、その後は減少し、令和7年には18,660世帯となっています。また、一世帯当たりの人員は減少し、令和7年に2.35人となっています。

■世帯数と一世帯当たりの人員の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(3) 地区別人口の状況

地区別人口は、全ての地区で減少しています。

■地区別人口の推移

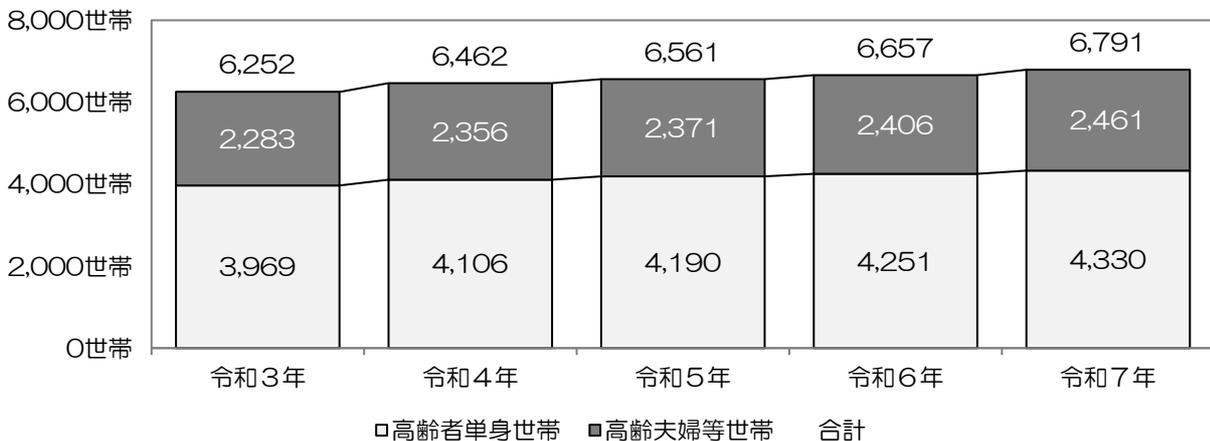
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	5年前との増減率
喜多方地区	29,785人	29,344人	28,820人	28,416人	27,840人	-6.5%
熱塩加納地区	2,368人	2,308人	2,217人	2,163人	2,084人	-12.0%
塩川地区	9,704人	9,636人	9,545人	9,391人	9,272人	-4.5%
山都地区	2,779人	2,707人	2,598人	2,496人	2,425人	-12.7%
高郷地区	1,654人	1,591人	1,544人	1,501人	1,457人	-11.9%

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(4) 高齢者世帯の状況

高齢者世帯は、高齢者単身世帯、高齢夫婦等の高齢者のみで構成された世帯ともに増加しています。

■高齢者世帯の推移

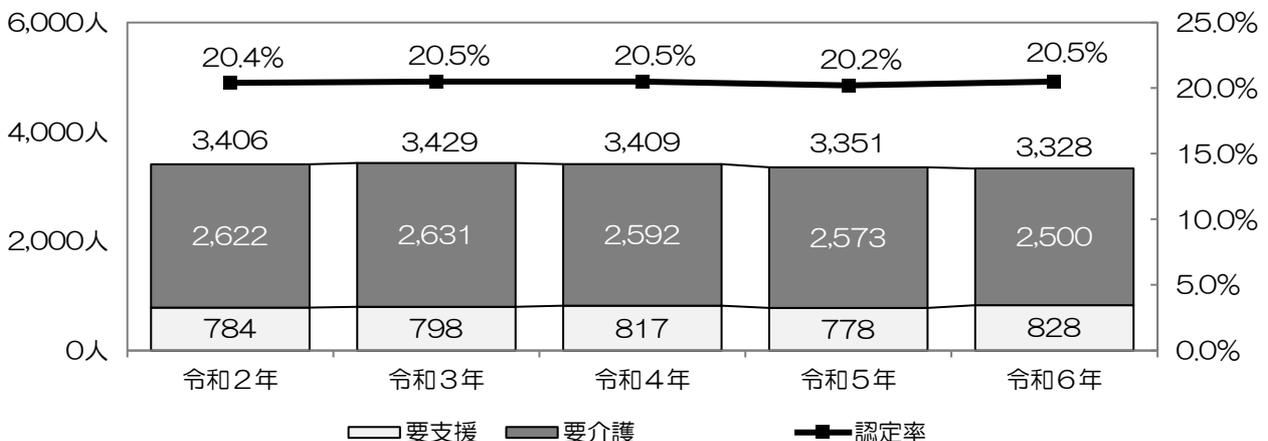


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(5) 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数は微減しており、認定率（第1号被保険者に対する65歳以上の認定者数の割合）については20%台で推移しています。

■要支援・要介護認定者数と認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月30日現在）

(6) 障がい者（児）の状況

障がい者（児）手帳所持者数は減少しており、内訳をみると身体障害者手帳所持者数は減少、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

■障がい者（児）手帳所持者数の推移

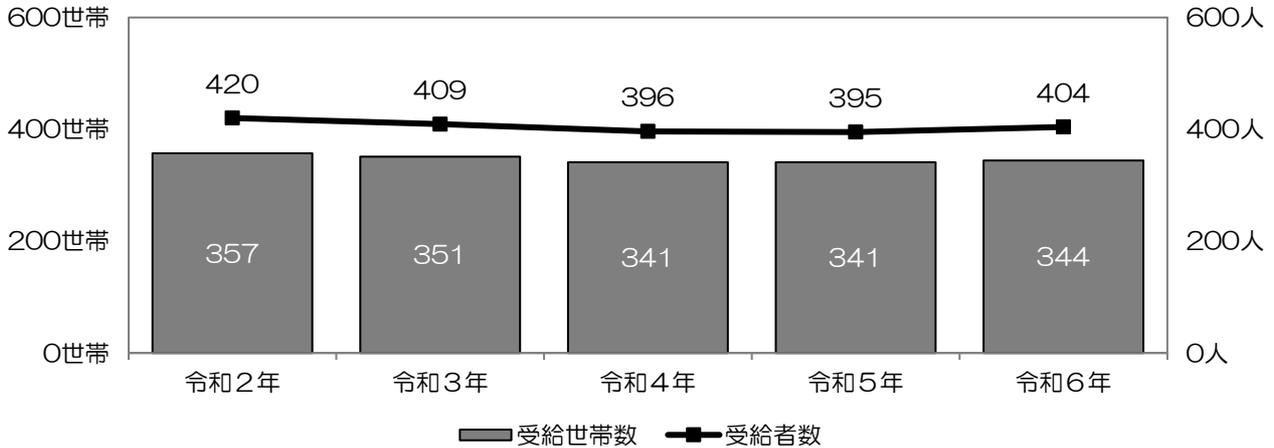
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
精神障害者保健福祉手帳	316人	296人	358人	340人	405人
療育手帳	361人	365人	365人	377人	369人
身体障害者手帳	2,307人	2,239人	2,176人	2,067人	2,003人
合計	2,984人	2,900人	2,899人	2,784人	2,777人

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

(7) 生活保護の状況

生活保護は受給世帯数、受給者数ともに令和5年まで減少していましたが、令和6年には増加し、344世帯、404人となっています。

■生活保護受給者数及び受給世帯の推移

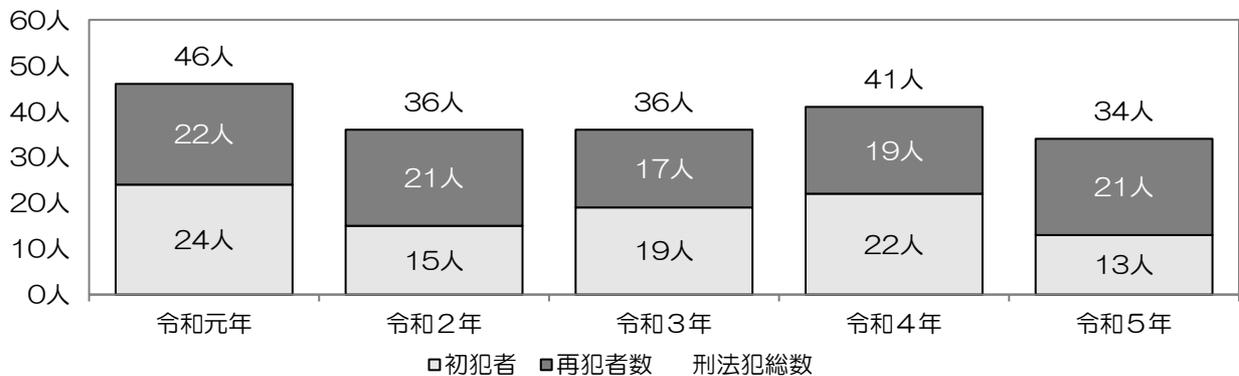


資料：社会福祉課（各年月平均）

(8) 再犯の状況

喜多方警察署管内においては、刑法犯検挙人員が令和元年以降40人前後で推移しており、再犯者数は20名程度で推移しています。

■刑法犯検挙人数中の再犯者数・再犯者率の推移



資料：法務省（各年確定値）

2 住民アンケート調査からみる現状

(1) 調査概要

本計画の策定に向けて、市民の皆様の福祉に対する考え方やご意見、地域活動への参加状況等をうかがい、計画策定の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

調査地域	市内全域		
調査対象者	18歳以上の男女 1,500人（地区や年齢ごとの人数を考慮し、対象者を無作為抽出）		
調査期間	令和6年10月15日～令和6年10月25日		
調査方法	郵送配布・郵送回収による標本調査		
配布数	1,500件		
回収数	627件	回収率	41.8%

(2) 調査結果概要（資料編72～79ページ参照）

各項目について、回答数の多かったもの上位3位までについて記載しています。

① 回答者の性別

「男性」が45.8%、「女性」が50.7%

② 回答者の年齢

「75歳以上」が29.7%、「65～69歳」が14.8%、「50～59歳」が13.7%

③ 回答者の地区

「塩川地区」が23.8%、「喜多方二区」が18.3%、「喜多方一区」が17.5%

④ 回答者が考える地域の範囲

「行政区」が34.9%、「喜多方市全域」が18.8%、「旧市町村」が17.2%

→18～29歳では「喜多方市全域」、65～69歳では「旧市町村」が他の年代と比べて多い

→熱塩加納地区では「旧市町村」「行政区」が同率

→熱塩加納地区・塩川地区・山都地区・高郷地区の4地区では「旧市町村」が喜多方地区（3地区）と比べて多い

⑤ 普段の隣近所との付き合い

「会えば立ち話をする程度」が39.1%、「あいさつをする程度」が29.0%、「家を行き来するなど親しく付き合っている」が24.1%

→18～29歳では「あいさつをする程度」が他の年代と比べて多い

→40歳以上では年代が上がるにつれ、「家を行き来するなど親しく付き合っている」が多い

⑥ 住んでいる地域での問題や課題

「高齢化が進行している」が75.6%、「移動手段（電車・バス等）がない」が34.0%、「世代間の交流が少ない」が26.3%

→山都地区では「病院等の医療・福祉施設が不足している」が他の地区と比べて多い

⑦ 市民相互の助け合い・支え合いの必要性

「必要だと思う」が55.2%、「とても必要だと思う」が33.2%、「わからない」が6.2%

→高郷地区では「とても必要だと思う」が他の地区と比べて多い

⑧ 生活困窮の問題や支援制度への意識

「自分の身近に問題に直面している人はいないが、必要な制度だと思う」が72.7%、「自分や自分の身近な人が問題に直面しており、必要な制度だと思う」が15.5%、「生活困窮の問題や制度に関心がない、わからない」が3.7%

→高郷地区では「自分の身近に問題に直面している人はいないが、必要な制度だと思う」、山都地区では「自分や自分の身近な人が問題に直面しており、必要な制度だと思う」が他の地区と比べて多い

⑨ 地域の行事や活動への参加状況

「行事内容により参加する」が33.8%、「全く参加していない」が28.4%、「ほとんど参加する」が16.4%

→山都地区では「必ず参加する」、塩川地区では「ほとんど参加する」が他の地区と比べて多い

⑩ 今後、地域活動やボランティア活動をするうえで、行政または社会福祉協議会に支援してほしいこと

「活動に関する情報提供」が40.2%、「参加の呼びかけ」が26.5%、「活動に関する研修や講習会の実施」が25.0%

→40～49歳では「活動できる拠点の整備」が他の年代と比べて多い

→塩川地区と山都地区では「活動に関する情報提供」が他の地区と比べて多い

⑪ 日常生活の状況

趣味や生きがいがあるか：「ある」が68.1%、「わからない」が14.0%、「ない」が12.6%

孤立感を感じることもあるか：「ない」が62.0%、「ある」が16.3%、「わからない」が11.0%

→50～59歳では「趣味や生きがいがない」「孤立感を感じることもある」が他の年代と比べて多い

→高郷地区では「趣味や生きがいがある」が他の地区と比べて少ない

⑫ 「地域福祉」の認知度

「内容まで知っていた」が16.7%、「聞いたことはあるが、内容までは知らなかった」が51.8%、「知らなかった」が28.4%

→喜多方三区では「知らなかった」が他の地区と比べてやや多い

⑬ 喜多方市の福祉サービスや福祉施設の認知度

「ほとんど知らない」が47.4%、「十分ではないが、ある程度の情報と知識があると思う」が38.6%、「まったく知らない」が7.2%

→喜多方一区では「十分な情報と知識があると思う」と「十分ではないが、ある程度の情報と知識があると思う」を合わせると他の地区と比べて多い

⑭ 今後、喜多方市で優先的に取り組んでいくべき福祉施策

「医療サービス体制の充実」が36.5%、「地域の支え合いの仕組みづくり」が31.3%、「移動手段の充実」が27.4%

→18～29歳では「移動手段の充実」、30～39歳では「子育ての支援体制の充実」、65歳以上では「地域の支え合いの仕組みづくり」が他の年代と比べて多い

→熱塩加納地区では「医療サービス体制の充実」、高郷地区では「高齢者や障がい者（児）の在宅生活支援」が他の地区と比べて多い

3 関係団体アンケート調査からみる現状

(1) 調査概要

本計画の策定に向けて、市内の各地域で活動している団体や事業所の取組等を把握するとともに、団体や事業所から見た地域の現状をうかがうことで、地域課題の把握や今後の取組の参考とするためにアンケート調査を実施しました。

調査地域	市内で活動している団体や事業所		
調査対象者	・社会福祉法人 ・民生児童委員協議会、赤十字奉仕団、老人クラブ連合会、身体障がい者福祉会 ・その他福祉団体及び関係機関 計 46 団体・事業所		
調査期間	令和6年10月15日～令和6年10月25日		
調査方法	郵送配付・郵送回収による全数調査		
配付数	46 件		
回収数	37 件	回収率	80.4%

(2) 調査結果概要（資料編80～82ページ参照）

各項目について、回答数の多かったもの上位3位までについて記載しています。

① 回答した団体・事業所の取組の分野

「高齢者支援」が70.3%、「障がい者支援」と「地域づくり支援」が48.6%

→取組内容は「世代間等での交流促進や地域活性化のための活動」「生活支援や子育て支援」「ボランティア活動」等

② 他の団体や機関等との交流や連携

「社会福祉協議会」が86.5%、「行政機関」78.4%、「行政区・町内会」が48.6%

③ 住民相互の助け合いに対する意識

「あまり高くない」が56.8%、「どちらかといえば高い」が40.5%、「高くない」が2.7%

④ 普段の業務で感じる地域の問題点や困りごと

「地域活動への若い人の参加が少ないこと」と「近所付き合いが減っていること」が62.2%、「地域に関心のない人が多いこと」が51.4%

⑤ 地域の問題点や困りごとの中で団体・事業所で対応できること

「地域での交流機会を増やすこと」が59.5%、「地域に関心のある人を増やすこと」が35.1%、「近所付き合いが減っていることへの対応」が29.7%

⑥ 既存の公的な福祉サービスだけでは解決できず困っている問題と必要な支援

問題：受けられるサービスに地域格差が生じていること、日常生活への支援不足等
必要な支援：行政や関係機関との連携強化、行政サービス以外の身近な方々による協力等

⑦ 地域における助け合い・支え合い活動を活発にするために重要なこと

「助け合い・支え合い活動の意義と重要性をもっと周知する」が54.1%、「ボランティアリーダーや助け合い・支え合い活動に携わる人を養成する」が37.8%、「助け合い・支え合い活動の活動費・運営費等の資金的な援助を行う」が35.1%

⑧ 活動をしていく上で市や社会福祉協議会に望むこと

市に望むこと：「活動上必要な情報の提供」が54.1%、「会員募集の支援」が37.8%、「経済的支援」が35.1%

社会福祉協議会に望むこと：「活動上必要な情報の提供」が43.2%、「会員募集の支援」と「経済的支援」が32.4%

4 喜多方市の地域福祉に関わる主な課題

現在の市の状況や住民・関係団体アンケート調査、第1期計画の検証の結果をもとに、複合的に整理を行い、地域福祉に関わる各分野の主な課題をとりまとめました。

分野	課題
① 福祉全般	<ul style="list-style-type: none"> 地域での助け合い・支え合い活動の推進 「地域福祉」について学ぶ場や機会の充実
② 高齢者福祉	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会等による高齢者福祉に関する事業の充実 地域生活の継続に向けて、行政・関係団体（機関）・地域の連携強化と情報の共有 地域の状況に応じた福祉サービスの提供
③ 児童福祉	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体（機関）と地域が連携し、子育て家庭が不安や悩みを相談しやすい環境の整備
④ 障がい者福祉	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活の継続に向けて、行政・関係団体（機関）・地域の連携強化と情報の共有
⑤ 防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に備え、必要な情報の提供及び周知 地域での防災対策に関する取組の促進と支援 災害時に対応できるよう、行政・地域での情報の共有
⑥ 見守り	<ul style="list-style-type: none"> 見守りが必要な方・世帯の把握・共有 緊急時に向け、地域での日頃からの見守りや安否確認の実施
⑦ 相談・情報提供体制	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスや地域活動を行う上で必要となる情報提供の充実 地域における様々な情報の発信による地域福祉の意識の醸成 個々の状況に即した情報提供と生活上の困りごとを相談する総合相談窓口の充実
⑧ 交通・移動手段	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通の充実 地域での助け合いによる送迎方法の構築
⑨ 生きがいづくり・健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> 自分や家族の健康・介護等について一人で抱え込むことなく、周りの人や専門機関に相談ができる環境づくり
⑩ 地域での交流	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な交流の充実による地域のつながりの強化 年齢層に応じた地域での関わり方の仕組みづくり 各関係団体同士の交流機会の充実
⑪ 人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動に関わる若年層の確保 地域活動に関心がない人に地域活動に関わってもらうきっかけづくり
⑫ コミュニティの形成	<ul style="list-style-type: none"> 気軽に集まることができ、地域活動の拠点となる場所の確保 地域課題の解決に向けて、地域での話し合いの場づくり 地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり
⑬ 地域活動・ボランティア活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動やボランティア活動に関する情報の周知と気軽に参加できる仕組みづくり 社会福祉協議会による地域での福祉活動の推進と調整

地域福祉に関わる各分野の主な課題を踏まえ、本計画では以下の4点を本市の地域福祉の推進にあたって、特に重点的に取り組むべき課題として位置づけます。

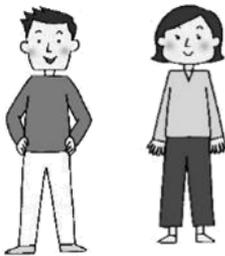
1 地域福祉を推進するため、地域で学び話し合う場が求められています。



一人では人は生きていけないので、人のつながりを拡大する組織作りが必要だと思います。
市民や地域の力をうまく活かして地域福祉や住民自治を運営していく必要があると考えます。（住民アンケート調査の自由回答より）

人口減少や少子高齢化等により市民一人ひとりが役割を持ち、地域課題を我が事と捉え、地域全体で解決に向かって取り組むことが必要となっており、そのために地域で学び話し合う場や課題を解決するための組織づくりが求められています。

2 地域活動の継続に向けて、担い手の育成が必要となっています。



困っている人を見つけたとき、行動できるかは分かりません。小中学校でも何かの機会に学べるような機会を設けていただけるとありがたいです。
一人ひとりの意識を高めるため、情報発信、福祉を学ぶ場など必要であると思う。（住民アンケート調査の自由回答より）

本市では人口減少や高齢化に加え、若年層の地域活動への参加の少なさ等が課題となっている一方で、市民同士の助け合い・支え合いへの意識が高く、お祭り等の伝統行事や年代ごとの取組により、地域の交流が図られています。今後は地域の状況や年齢層に応じた情報発信等により、これからの地域を担う人材を育成していくことが求められています。

3 安全・安心な生活を維持するため、移動手段の確保が求められています。



町中から離れた地域では、病院・スーパー等生活するのに欠かせない移動手段がなくなることが一番のネックになります。
簡単にバスが利用できるようにして、農村部での市や町への移動手段が利用できる機会を多く取り入れて欲しい。
（住民アンケート調査の自由回答より）

本計画の策定にあたって実施したアンケート調査において、移動手段に関する課題が多く挙げられています。特に山間部における高齢者の買物や通院での移動手段が問題となっており、安全・安心な日常生活の維持に直結する重要な課題となっています。

4 分野・組織の枠を超えた支援体制の構築が求められています。



相談窓口を一本化することです。
誰もが一步踏み出す時に背中を押してくれるような、相談しやすい窓口の情報をアピールすること。
余裕があまりないときでも“情報”が目にとまりやすい状況を作っていただけることを望みます。（住民アンケート調査の自由回答より）

近年、1つの世帯もしくは個人で複数分野の課題を抱える等、生活課題が多様化・複雑化しています。本市では福祉サービスの認知度が低く、サービスに関する情報も入手しにくいとの意見もあることから、総合相談窓口等分野・組織を超えた支援体制のあり方が求められています。

第3章 地域の状況

7地区の日常生活圏域における現状を、統計資料及びアンケート結果をもとに整理を行いました。

■日常生活圏域の地域一覧

圏域名 (7地区)	区域
喜多方一区 (第一中学校)	喜多方地区の行政区のうち寺町一区の一部の区域、寺町二区の一部の区域、常盤町、末広町、菅原町、栄町、塗物町、下町南部、下町北部、幸町、御清水、月見町、西四ツ谷、東四ツ谷の一部の区域、押切南、岩月地区の行政区のうち下台の一部の区域、関柴地区のうち上高額の一部の区域、下勝、西中明の一部の区域、慶徳地区の全ての行政区、豊川地区の全ての行政区
喜多方二区 (第二中学校)	喜多方地区の行政区のうち上町東区、上町西区、新仲町、本仲町、寺町一区の一部の区域、寺町二区の一部の区域、緑町、新町、新道、東四ツ谷の一部の区域、南町、北町、桜町、ひばりが丘、東ひばりが丘、花園町、松山地区の全ての行政区、上三宮地区の全ての行政区、岩月地区の行政区のうち稲村の一部の区域
喜多方三区 (第三中学校)	岩月地区の行政区のうち平沢、治里、上岩崎、大沢、中田付、上田、稲田、下台の一部の区域、稲村の一部の区域、下岩崎、宮中、天井沢、関柴地区の行政区のうち関柴、楚々木、小松、下柴、平林、京出、東中明、上勝、上高額の一部の区域、西中明の一部の区域、中里、三城目、布流、下台団地、熊倉地区の全ての行政区
熱塩加納地区	熱塩加納地区の全ての行政区
塩川地区	塩川地区の全ての行政区
山都地区	山都地区の全ての行政区
高郷地区	高郷地区の全ての行政区

※喜多方一区から三区は、令和7年12月時点の中学校区



1 喜多方一区

(1) 統計資料

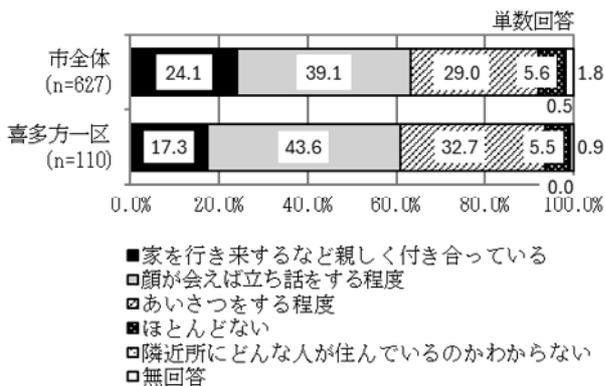
行政区数	36		位置図 
総人口	9,706 人		
総世帯数	4,406 世帯		
高齢者数・高齢化率	3,480 人	35.9%	
一人暮らし高齢者数	959 人		
子どもの人数 (0~14 歳)	968 人		
要支援・要介護認定者数	685 人		
障がい者手帳所持者数	581 人		
民生児童委員数	33 人		
老人クラブ会員数	146 人		

出典：住民基本台帳、高齢福祉課、社会福祉課（令和7年3月31日）

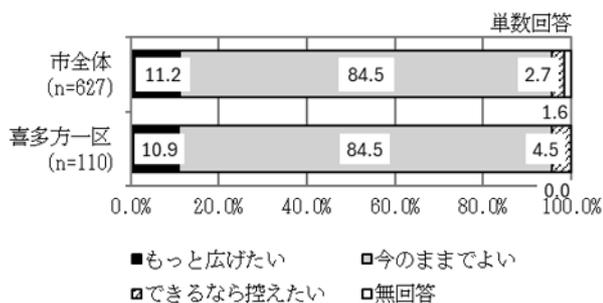
(2) 住民アンケート調査結果

① 隣近所との付き合いについて

【普段の隣近所の付き合い】

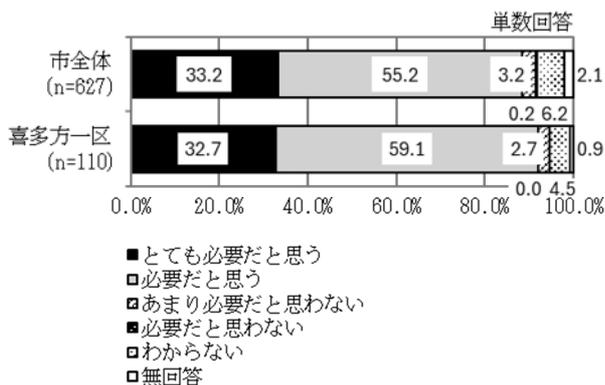


【今後の隣近所の付き合い】

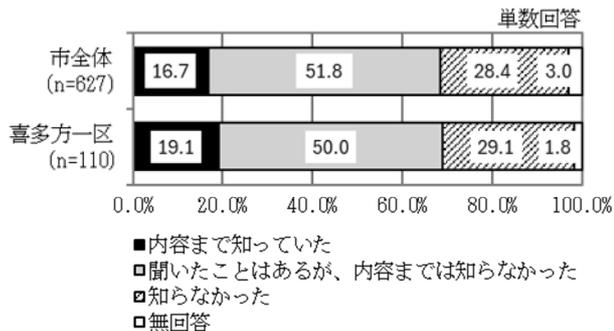


② 地域福祉の意識について

【自主的な助け合い・支え合いの意識】

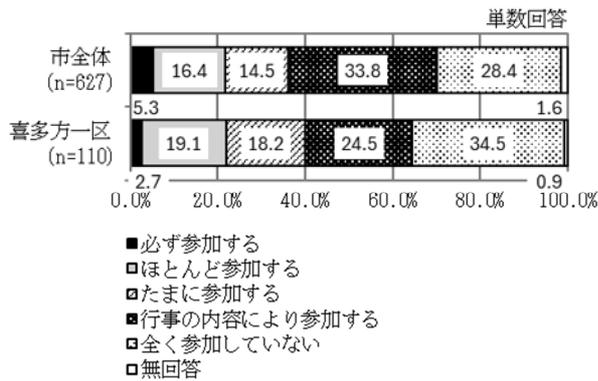


【「地域福祉」の認知度】

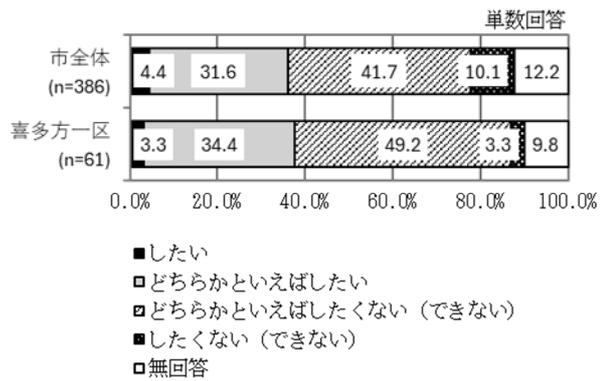


③ 活動への参加について

【地域活動への参加状況】

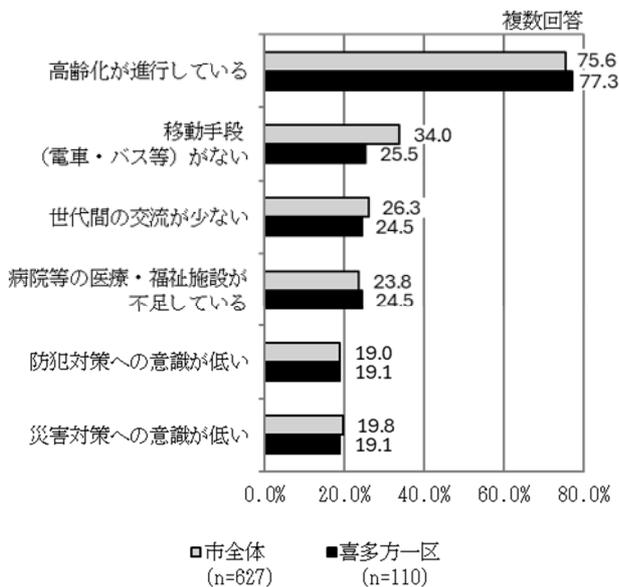


【ボランティア活動への参加意向】

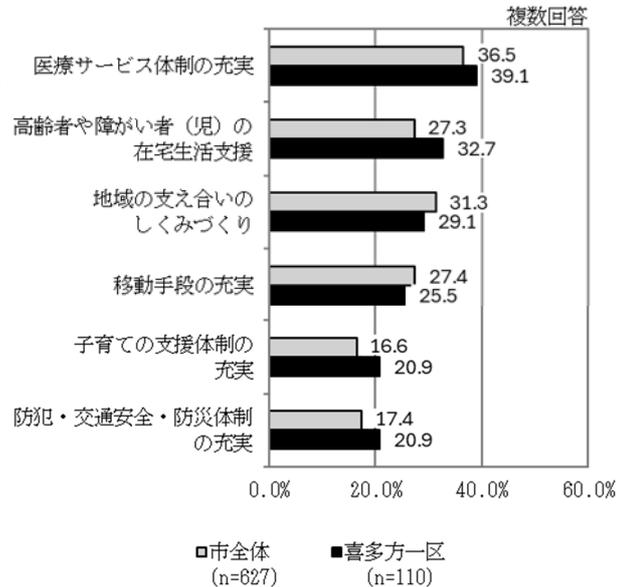


④ 課題・ニーズについて

【住んでいる地域での課題(地区上位5つ)】



【市で優先的に取り組むべき福祉施策(地区上位5つ)】



喜多方一区の傾向

- ・隣近所との付き合いについて、「家を行き来するなど親しく付き合っている」は7地区で最も低くなっている
 - ・自主的な助け合い・支え合いの意識が「とても必要だと思う」と「必要だと思う」を合わせた《必要だと思う》は7地区で2番目に高くなっている
 - ・地域活動に《参加する》(「必ず参加する」～「行事の内容により参加する」までのいずれかを回答)は7地区で2番目に低くなっている
- ⇒他の地区に比べて、自主的な助け合い・支え合いの意識は高いものの、隣近所と親しく付き合う人や地域活動に参加している人は少ない傾向がみられる

2 喜多方二区

(1) 統計資料

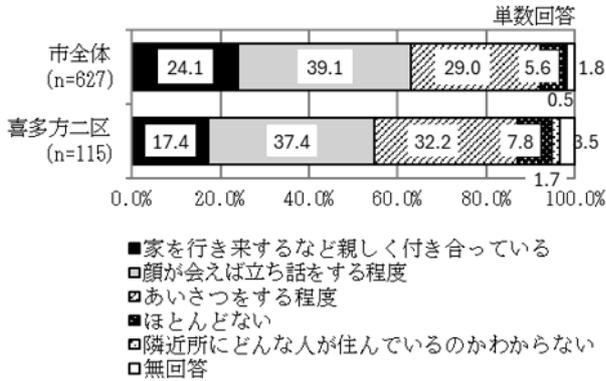
行政区数	41		位置図 
総人口	11,696 人		
総世帯数	5,257 世帯		
高齢者数・高齢化率	4,145 人	35.4%	
一人暮らし高齢者数	1,284 人		
子どもの人数 (0~14 歳)	1,316 人		
要支援・要介護認定者数	914 人		
障がい者手帳所持者数	785 人		
民生児童委員数	35 人		
老人クラブ会員数	289 人		

出典：住民基本台帳、高齢福祉課、社会福祉課（令和7年3月31日）

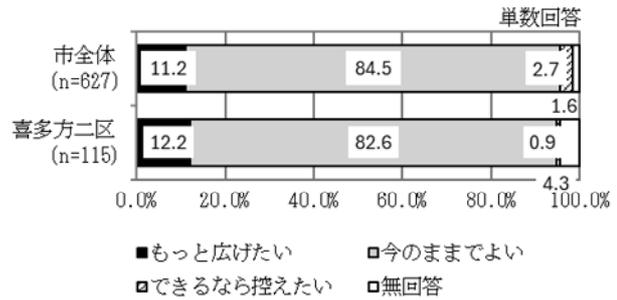
(2) 住民アンケート調査結果

① 隣近所との付き合いについて

【普段の隣近所の付き合い】

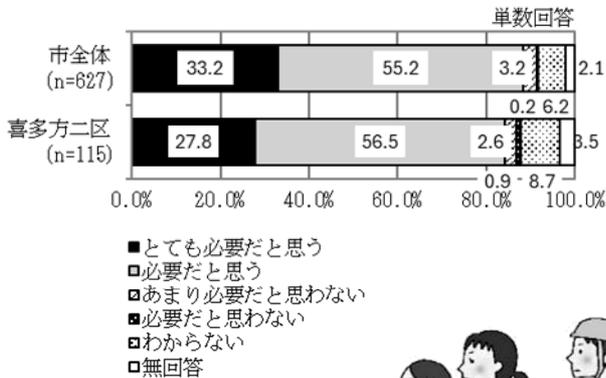


【今後の隣近所の付き合い】

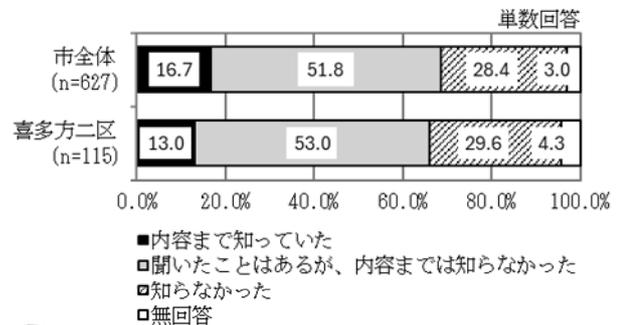


② 地域福祉の意識について

【自主的な助け合い・支え合いの意識】

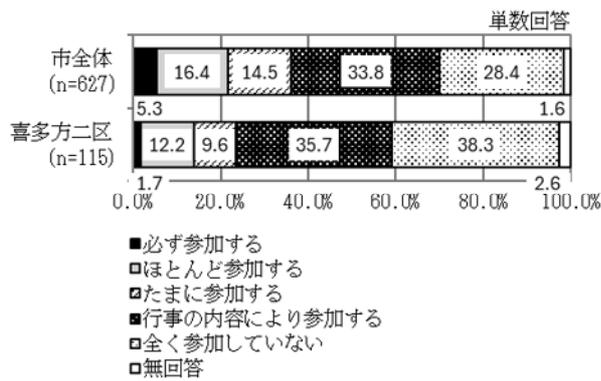


【「地域福祉」の認知度】

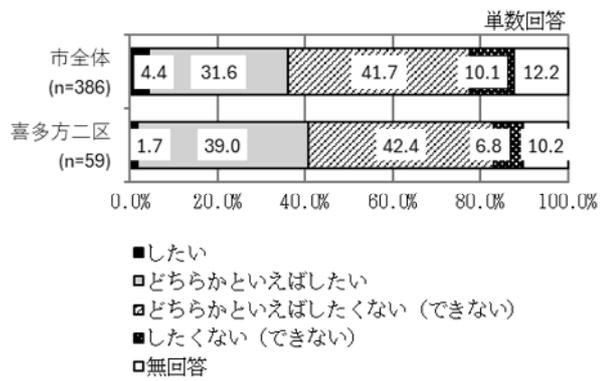


③ 活動への参加について

【地域活動への参加状況】

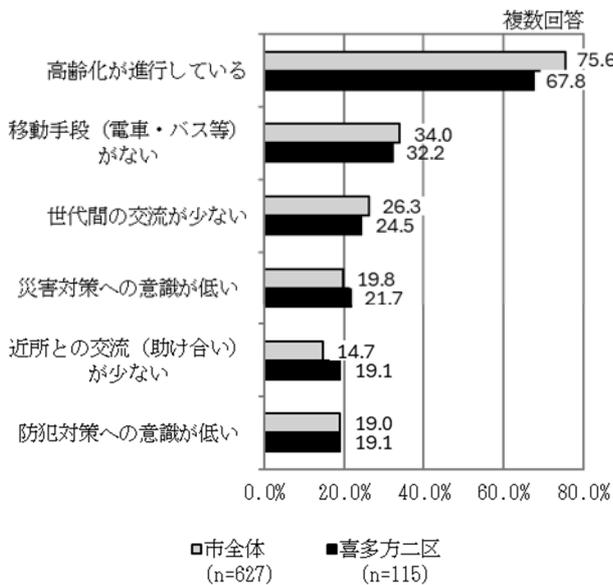


【ボランティア活動への参加意向】

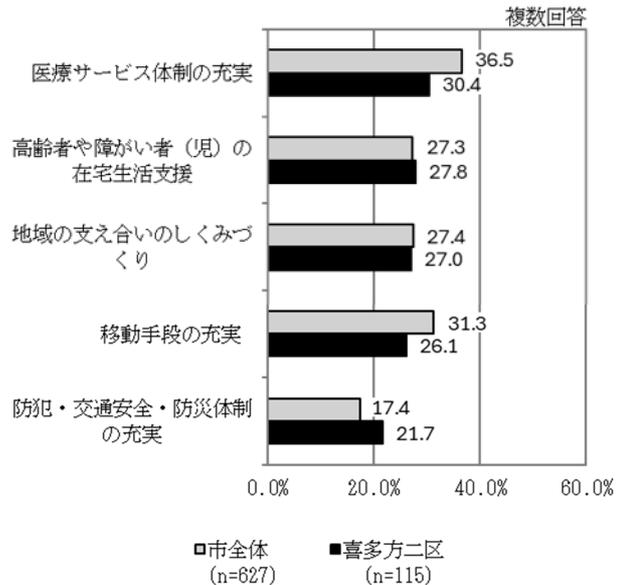


④ 課題・ニーズについて

【住んでいる地域での課題 (地区上位 5 つ)】



【市で優先的に取り組むべき福祉施策 (地区上位 5 つ)】



喜多方二区の傾向

- ・「地域福祉」の認知度について、「内容まで知っていた」と「聞いたことはあるが内容までは知らなかった」を合わせた《知っていた》は7地区で最も低くなっている
 - ・地域活動に《参加する》(「必ず参加する」～「行事の内容により参加する」までのいずれかを回答)は7地区で最も低くなっている
 - ・ボランティア活動への参加意向について、「したい」と「どちらかといえばしたい」を合わせた《参加したい》は7地区で最も高くなっている
- ⇒他の地区に比べて、ボランティア活動への参加意向は高いものの、「地域福祉」の認知度は低く、地域活動に参加している人は少ない傾向がみられる

3 喜多方三区

(1) 統計資料

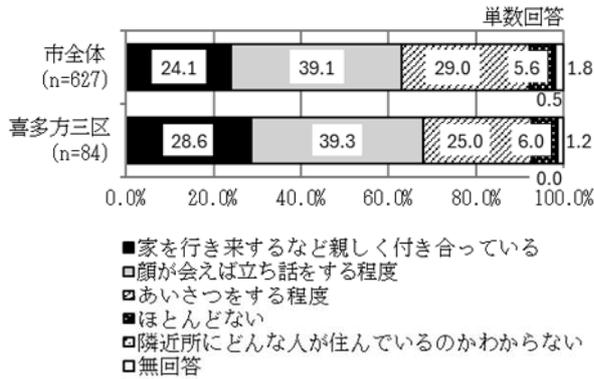
行政区数	42		位置図 
総人口	6,438 人		
総世帯数	2,677 世帯		
高齢者数・高齢化率	2,615 人	40.6%	
一人暮らし高齢者数	609 人		
子どもの人数 (0~14 歳)	556 人		
要支援・要介護認定者数	516 人		
障がい者手帳所持者数	437 人		
民生児童委員数	30 人		
老人クラブ会員数	90 人		

出典：住民基本台帳、高齢福祉課、社会福祉課（令和7年3月31日）

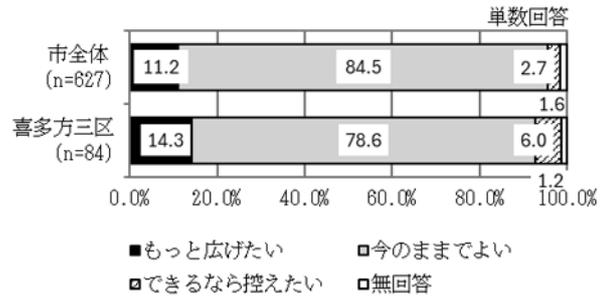
(2) 住民アンケート調査結果

① 隣近所との付き合いについて

【普段の隣近所の付き合い】

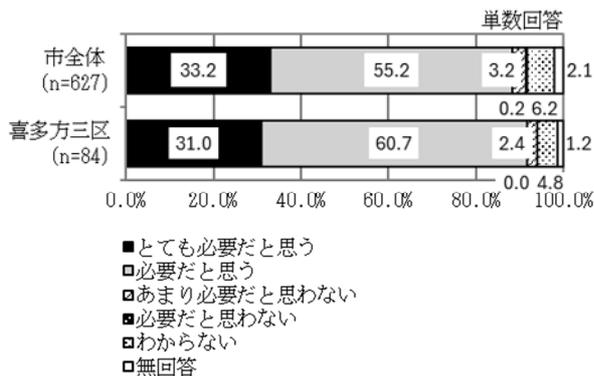


【今後の隣近所の付き合い】

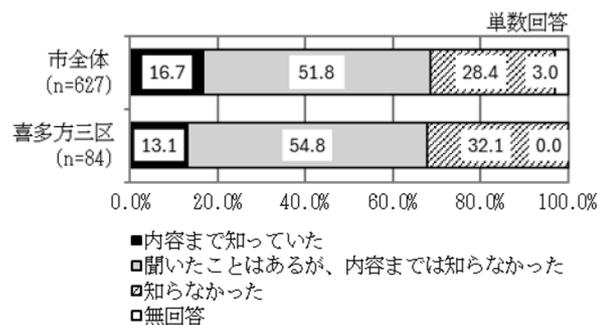


② 地域福祉の意識について

【自主的な助け合い・支え合いの意識】

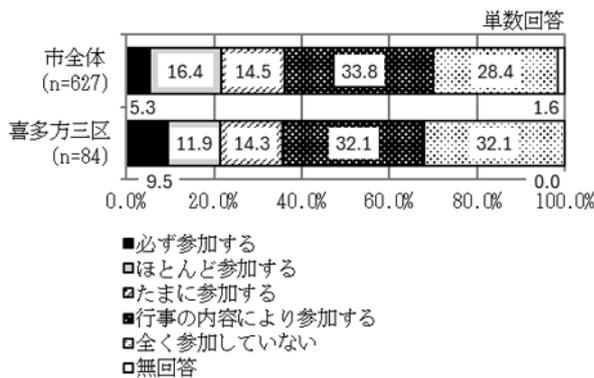


【「地域福祉」の認知度】

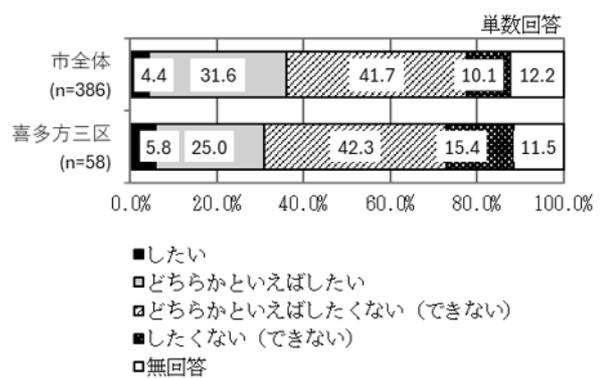


③ 活動への参加について

【地域活動への参加状況】

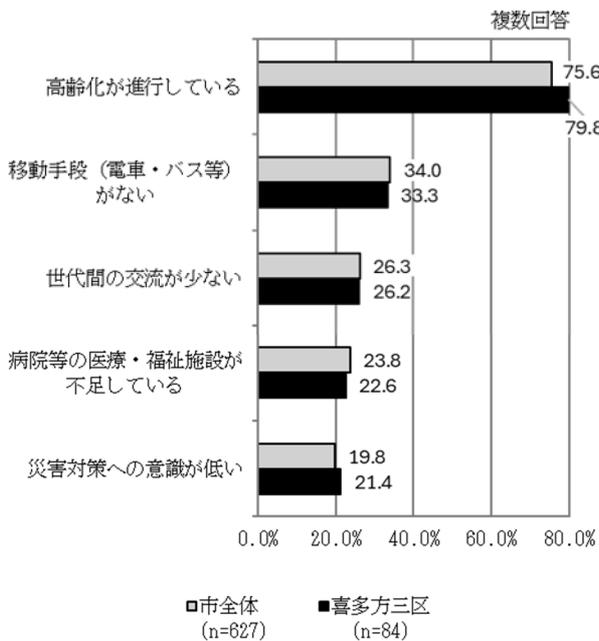


【ボランティア活動への参加意向】

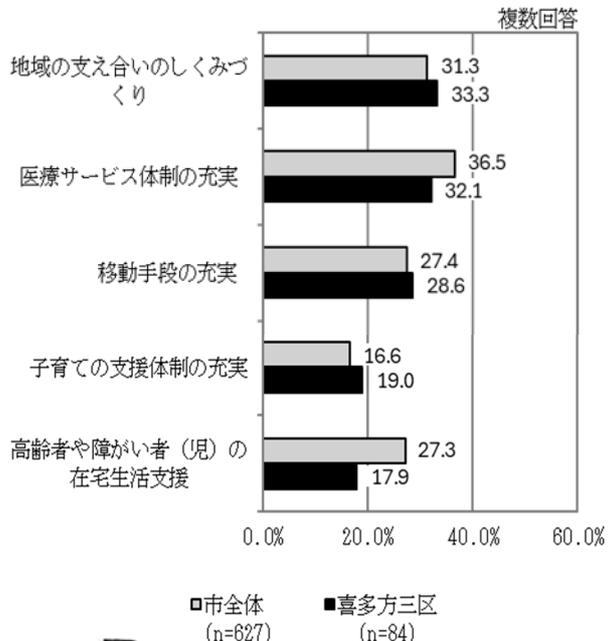


④ 課題・ニーズについて

【住んでいる地域での課題(地区上位5つ)】



【市で優先的に取り組むべき福祉施策(地区上位5つ)】



喜多方三区の傾向

- ・隣近所との付き合いについて、今後の付き合いについて「もっと広げたい」は7地区で2番目に高くなっている
 - ・ボランティア活動への参加意向について、「したい」と「どちらかといえばしたい」を合わせた《参加したい》は7地区で2番目に低くなっている
- ⇒他の地区に比べて、隣近所との付き合いをもっと広げたいという意向は高いものの、ボランティア活動への参加意向のある人は少ない傾向がみられる

4 熱塩加納地区

(1) 統計資料

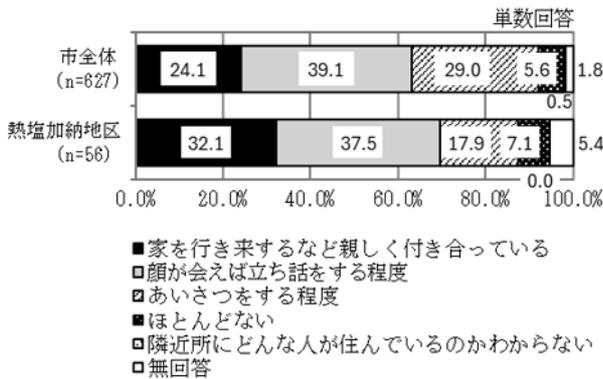
行政区数	31		位置図 
総人口	2,084 人		
総世帯数	858 世帯		
高齢者数・高齢化率	1,010 人	48.5%	
一人暮らし高齢者数	215 人		
子どもの人数 (0~14 歳)	140 人		
要支援・要介護認定者数	183 人		
障がい者手帳所持者数	174 人		
民生児童委員数	17 人		
老人クラブ会員数	60 人		

出典：住民基本台帳、高齢福祉課、社会福祉課（令和7年3月31日）

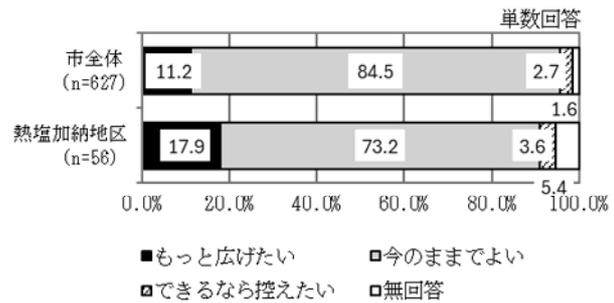
(2) 住民アンケート調査結果

① 隣近所との付き合いについて

【普段の隣近所の付き合い】

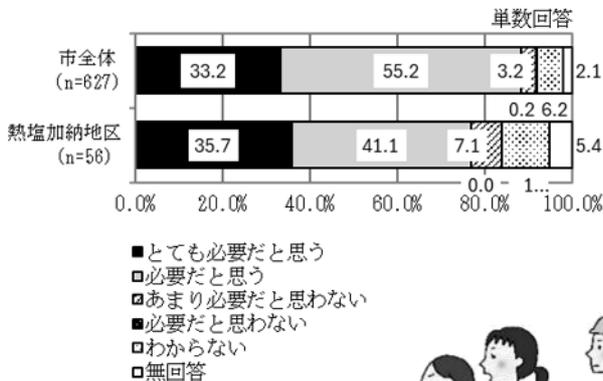


【今後の隣近所の付き合い】

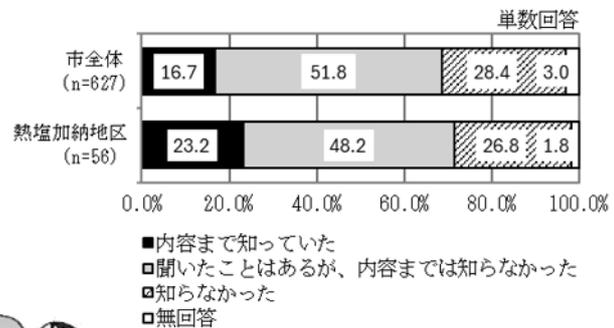


② 地域福祉の意識について

【自主的な助け合い・支え合いの意識】

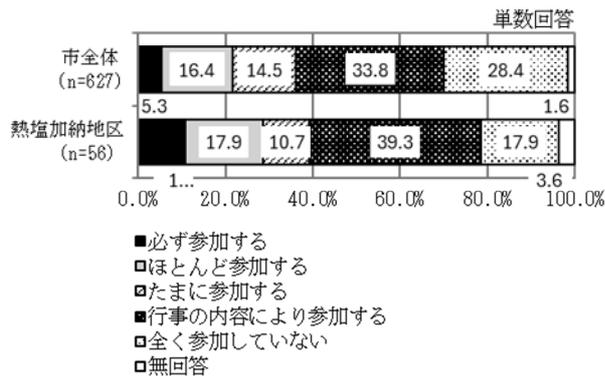


【「地域福祉」の認知度】

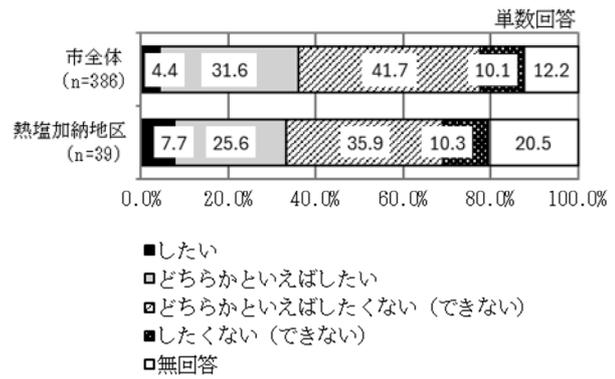


③ 活動への参加について

【地域活動への参加状況】

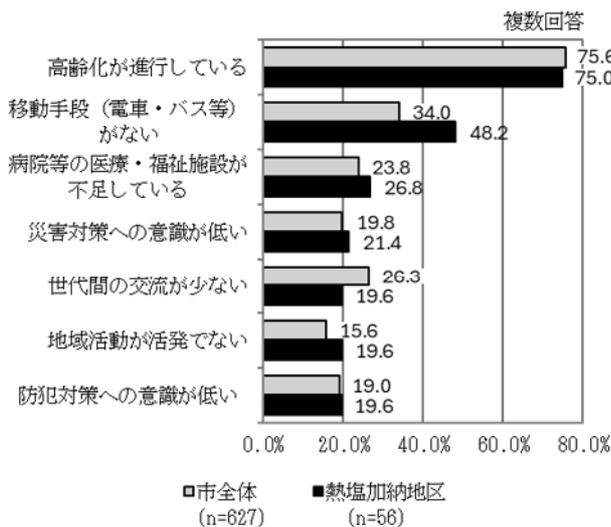


【ボランティア活動への参加意向】

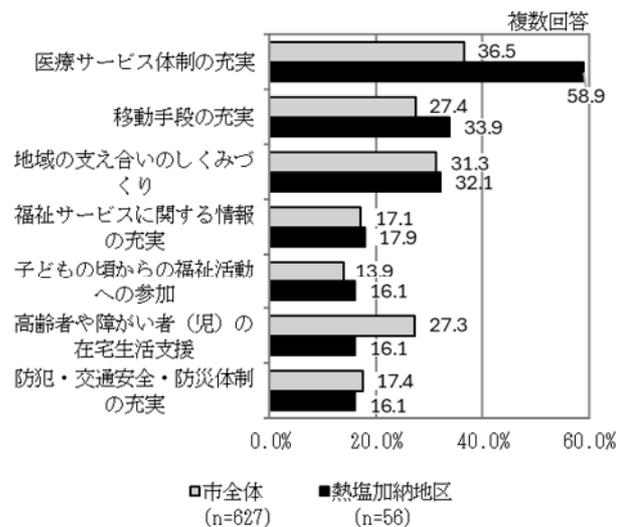


④ 課題・ニーズについて

【住んでいる地域での課題 (地区上位5つ)】



【市で優先的に取り組むべき福祉施策 (地区上位5つ)】



熱塩加納地区の傾向

- ・自主的な助け合い・支え合いの意識について、「とても必要だと思う」と「必要だと思う」を合わせた「必要だと思う」は7地区で最も低くなっているが、「とても必要だと思う」は7地区で2番目に高くなっている
 - ・地域活動に「参加する」(「必ず参加する」～「行事の内容により参加する」までのいずれかを回答)は7地区で2番目に高くなっている
 - ・「地域福祉」の認知度について、「内容まで知っていた」と「聞いたことはあるが内容までは知らなかった」を合わせた「知っていた」は7地区で2番目に高くなっている
- ⇒他の地区に比べて、「地域福祉」の認知度が高く、地域活動に参加している人や自主的な助け合い・支え合いの意識について必要性を強く感じている人も多い傾向がみられる

5 塩川地区

(1) 統計資料

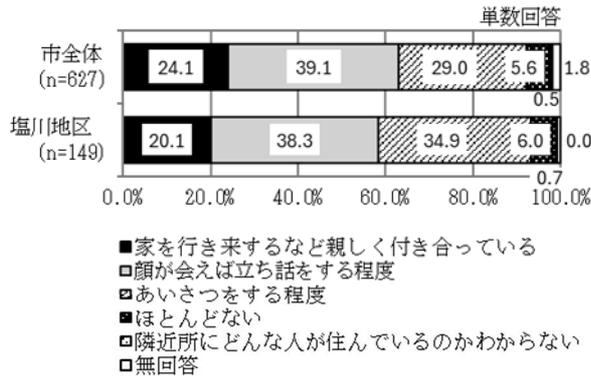
行政区数	67		位置図
総人口	9,272 人		
総世帯数	3,751 世帯		
高齢者数・高齢化率	3,153 人	34.0%	
一人暮らし高齢者数	764 人		
子どもの人数 (0~14 歳)	1,241 人		
要支援・要介護認定者数	683 人		
障がい者手帳所持者数	508 人		
民生児童委員数	27 人		
老人クラブ会員数	165 人		

出典：住民基本台帳、高齢福祉課、社会福祉課（令和7年3月31日）

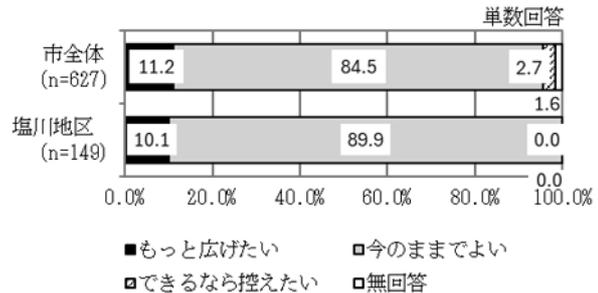
(2) 住民アンケート調査結果

① 隣近所との付き合いについて

【普段の隣近所の付き合い】

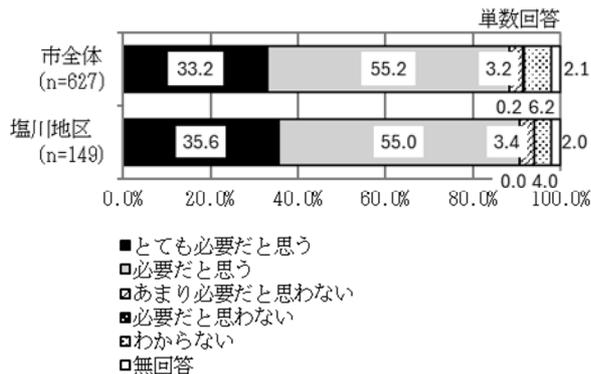


【今後の隣近所の付き合い】

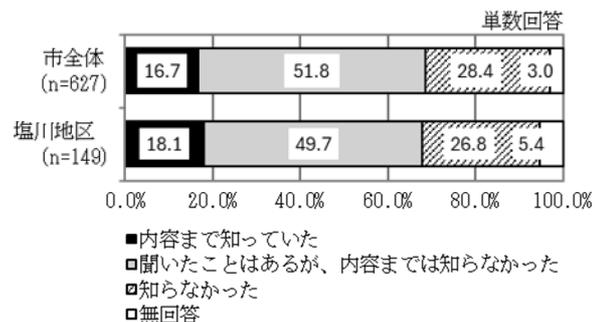


② 地域福祉の意識について

【自主的な助け合い・支え合いの意識】

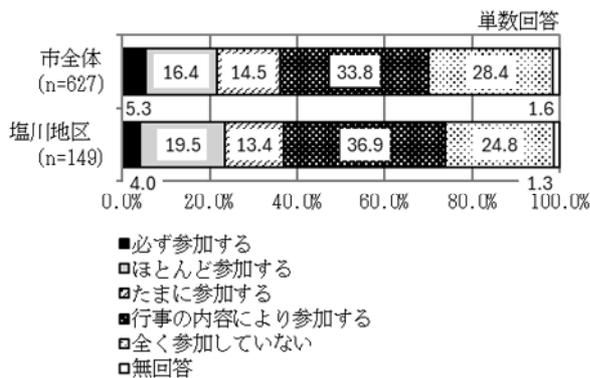


【「地域福祉」の認知度】

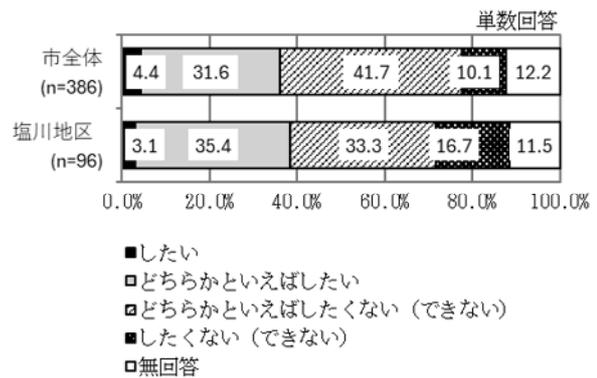


③ 活動への参加について

【地域活動への参加状況】

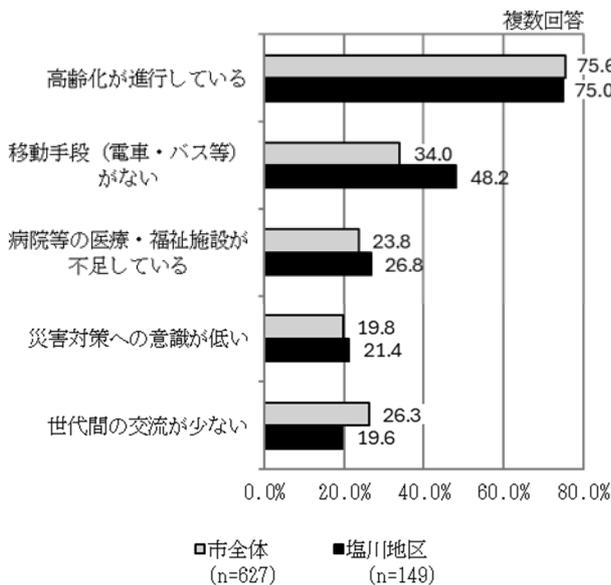


【ボランティア活動への参加意向】

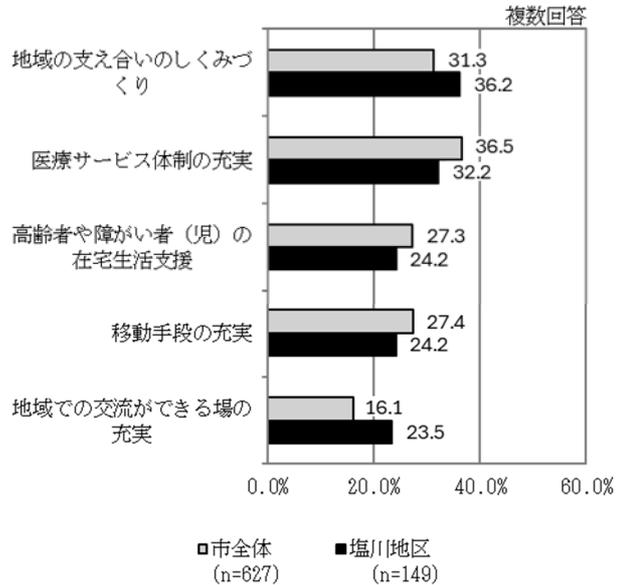


④ 課題・ニーズについて

【住んでいる地域での課題(地区上位5つ)】



【市で優先的に取り組むべき福祉施策(地区上位5つ)】



塩川地区の傾向

- ・ボランティア活動への参加意向について、「したい」と「どちらかといえばしたい」を合わせた《参加したい》は7地区で2番目に高くなっている
 - ・「地域福祉」の認知度について、「内容まで知っていた」と「聞いたことはあるが内容までは知らなかった」を合わせた《知っていた》は7地区で2番目に低くなっている
- ⇒他の地区に比べて、ボランティア活動への参加意向は高いものの、「地域福祉」の認知度は低い傾向がみられる

6 山都地区

(1) 統計資料

行政区数	35	
総人口	2,425 人	
総世帯数	1,131 世帯	
高齢者数・高齢化率	1,280 人	52.8%
一人暮らし高齢者数	378 人	
子どもの人数（0～14 歳）	148 人	
要支援・要介護認定者数	237 人	
障がい者手帳所持者数	198 人	
民生児童委員数	22 人	
老人クラブ会員数	142 人	

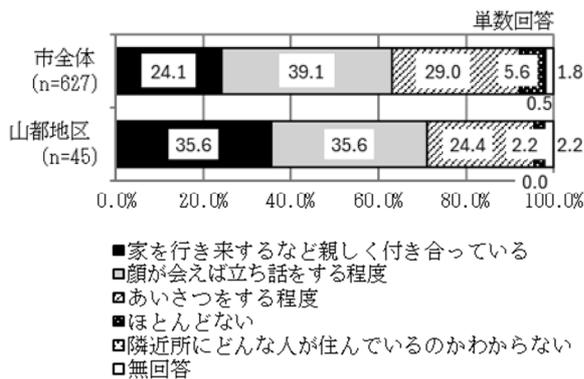


出典：住民基本台帳、高齢福祉課、社会福祉課（令和7年3月31日）

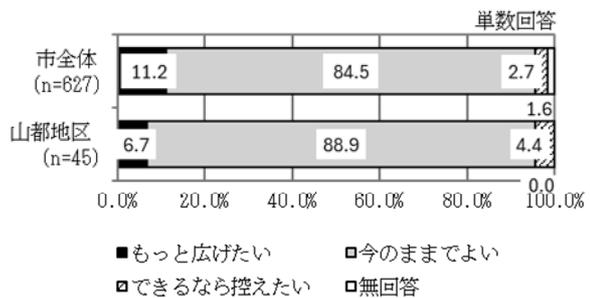
(2) 住民アンケート調査結果

① 隣近所との付き合いについて

【普段の隣近所の付き合い】

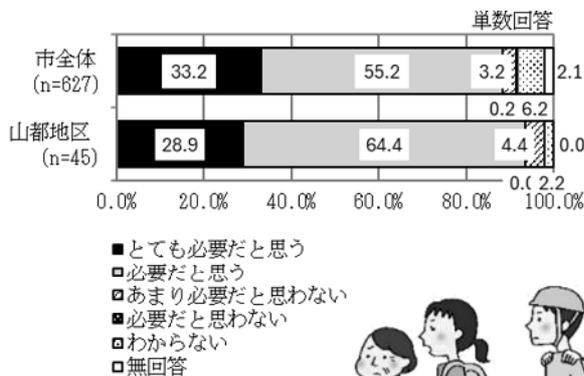


【今後の隣近所の付き合い】

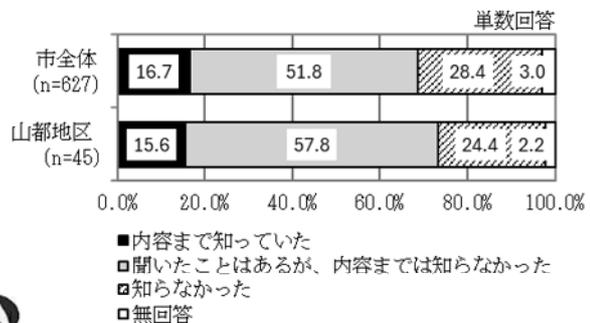


② 地域福祉の意識について

【自主的な助け合い・支え合いの意識】

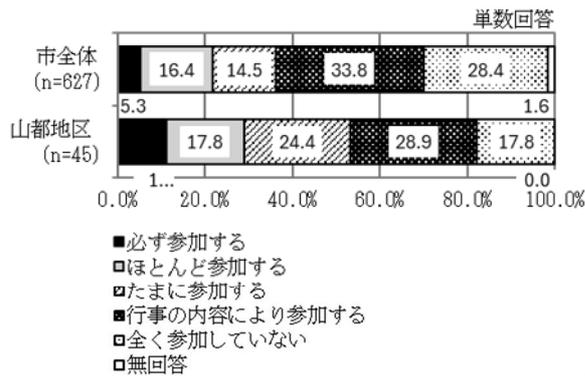


【「地域福祉」の認知度】

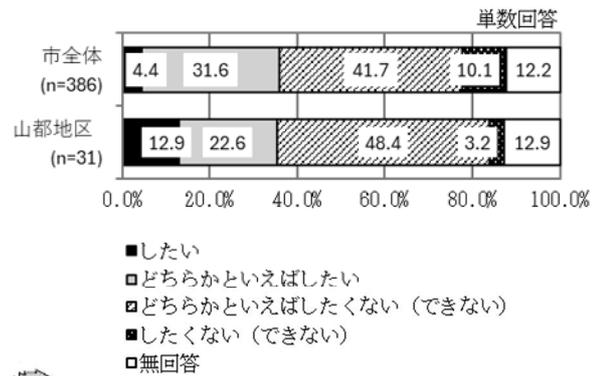


③ 活動への参加について

【地域活動への参加状況】

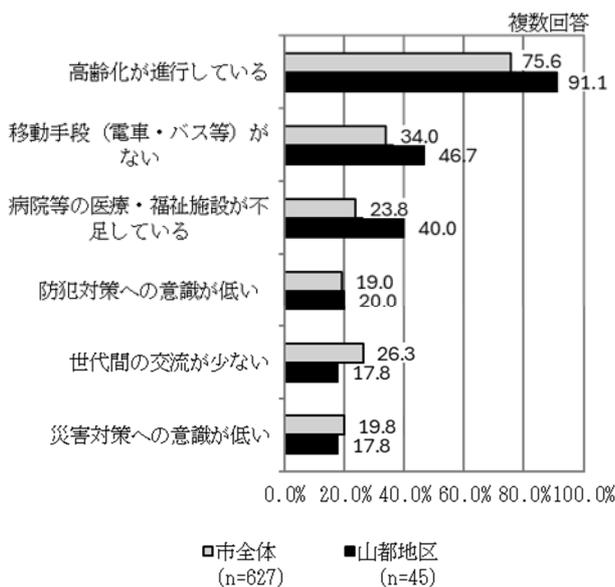


【ボランティア活動への参加意向】

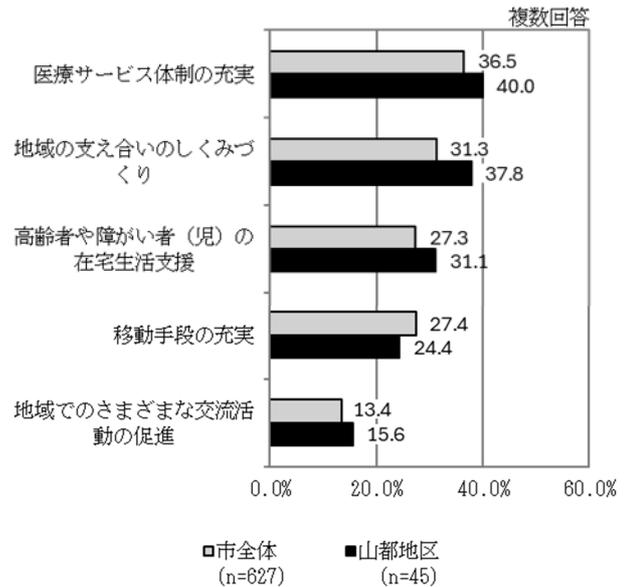


④ 課題・ニーズについて

【住んでいる地域での課題 (地区上位 5つ)】



【市で優先的に取り組むべき福祉施策 (地区上位 5つ)】



山都地区の傾向

- ・隣近所との付き合いについて、「家を行き来するなど親しく付き合っている」は7地区で2番目に高くなっている
 - ・自主的な助け合い・支え合いの意識が「とても必要だと思う」と「必要だと思う」を合わせた《必要だと思う》は7地区で最も高くなっている
 - ・地域活動に《参加する》(「必ず参加する」～「行事の内容により参加する」までのいずれかを回答)は7地区で最も高くなっている
 - ・「地域福祉」の認知度について、「内容まで知っていた」と「聞いたことはあるが内容までは知らなかった」を合わせた《知っていた》は7地区で最も高くなっている
- ⇒他の地区に比べて、自主的な助け合い・支え合いの意識や「地域福祉」の認知度が高く、隣近所と親しく付き合う人や地域活動に参加している人が多い傾向がみられる

7 高郷地区

(1) 統計資料

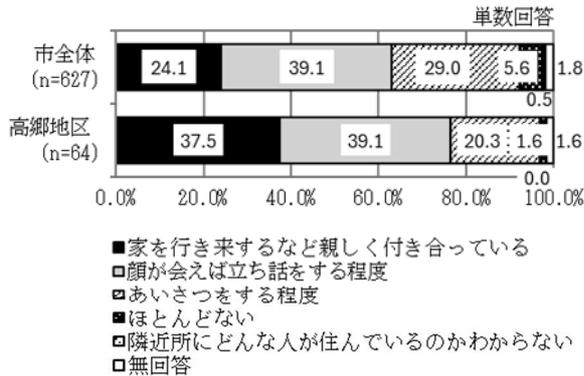
行政区数	20		位置図 
総人口	1,457 人		
総世帯数	580 世帯		
高齢者数・高齢化率	701 人	48.1%	
一人暮らし高齢者数	121 人		
子どもの人数 (0~14 歳)	99 人		
要支援・要介護認定者数	134 人		
障がい者手帳所持者数	94 人		
民生児童委員数	10 人		
老人クラブ会員数	421 人		

出典：住民基本台帳、高齢福祉課、社会福祉課（令和7年3月31日）

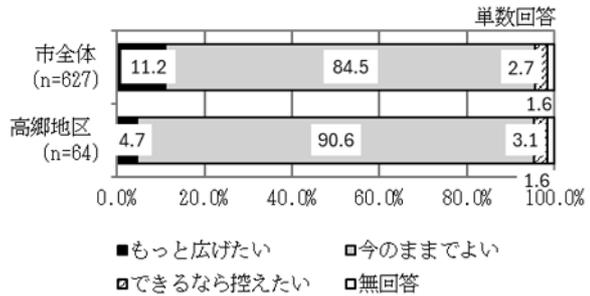
(2) 住民アンケート調査結果

① 隣近所との付き合いについて

【普段の隣近所の付き合い】

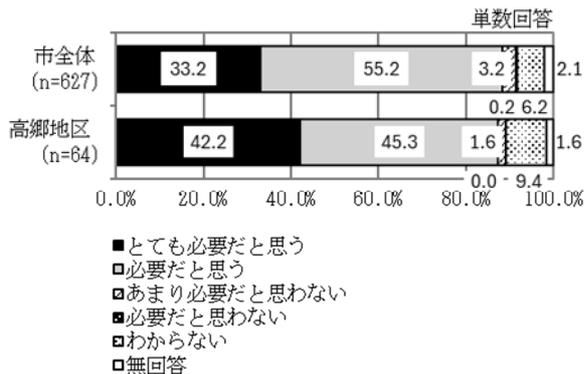


【今後の隣近所の付き合い】

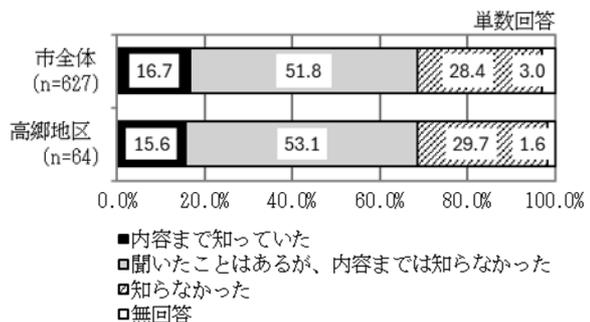


② 地域福祉の意識について

【自主的な助け合い・支え合いの意識】

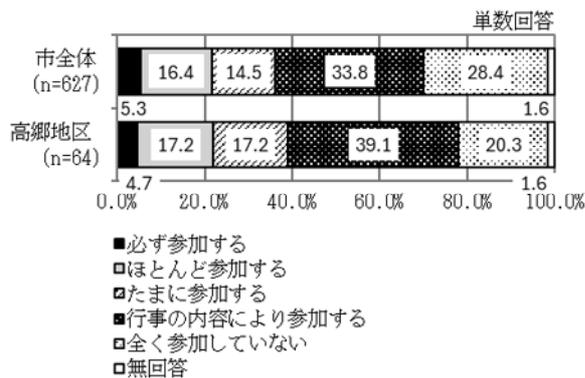


【「地域福祉」の認知度】

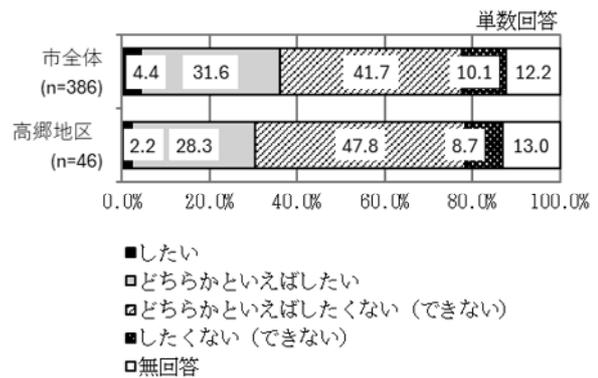


③ 活動への参加について

【地域活動への参加状況】

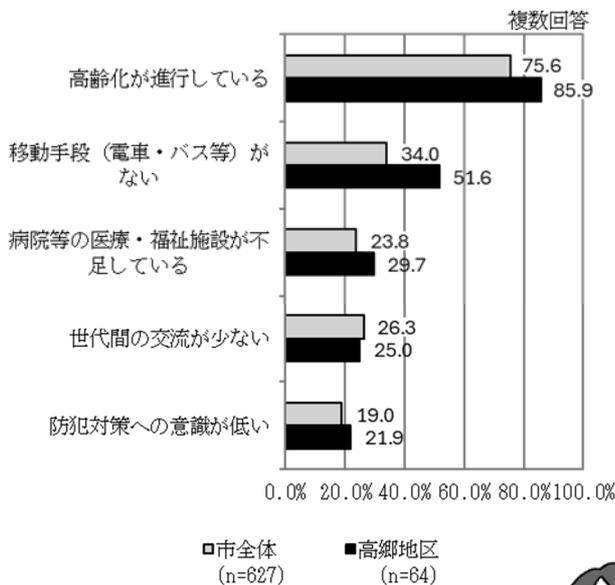


【ボランティア活動への参加意向】

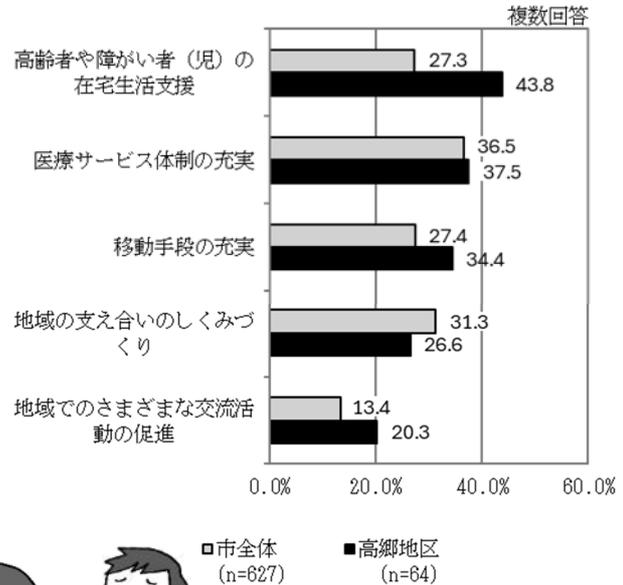


④ 課題・ニーズについて

【住んでいる地域での課題(地区上位5つ)】



【市で優先的に取り組むべき福祉施策(地区上位5つ)】



高郷地区の傾向

- ・隣近所との付き合いについて、「家を行き来するなど親しく付き合っている」は7地区で最も高くなっている
 - ・自主的な助け合い・支え合いの意識について、「とても必要だと思う」は7地区で最も高くなっている
 - ・ボランティア活動への参加意向について、「したい」と「どちらかといえばしたい」を合わせた《参加したい》は7地区で最も低くなっている
- ⇒他の地区に比べて、自主的な助け合い・支え合いの意識については必要性を強く感じている人が多いものの、ボランティア活動への参加意向のある人は少ない傾向がみられる

第4章 計画の方向性

1 基本理念

本市では、「喜多方市総合計画 きたかた活力推進プラン」において、「力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち」を将来の都市像とし、計画全体に関わる4つの基本的な考え方（「協働によるまちづくり」「だれもが輝くまちづくり」「地域性を生かしたまちづくり」「交流と連携によるまちづくり」）を示しています。

また、将来の都市像の実現に向けて、4つの大綱を施策の基本的方向としてまちづくりに取り組んでおり、そのなかの「安全・安心、思いやりのある、人にやさしいまち・くらしづくり」の保健・医療・介護・福祉分野では「保健・医療・介護・福祉の連携により、だれもが住み慣れた地域で健康に、安心してくらし続けることができるまち」を目指しています。

そのため本計画においても、地域での助け合い・支え合い活動や各種関係団体との連携を行い、子どもから高齢者まで、だれもが住み慣れた地域で安心して豊かな生活を送ることができる「地域共生社会」の実現を目指し、次の基本理念を掲げ計画を推進します。

基本理念

みんなで支え 未来の地域を築く

安心・快適なまち きたかた



2 基本目標

第2章「4 喜多方市の地域福祉に関わる主な課題」を踏まえ、基本目標が地域福祉計画・地域福祉活動計画の対象範囲を網羅するよう、体系的にまとめています。

一方、重点施策は同節で示した重点的に取り組むべき課題を踏まえて、基本目標ごとに本計画期間で特に力を入れて推進していく取組について記載しています。

基本目標1 地域の助け合い・支え合いづくり

地域での助け合いや支え合い（地域福祉）の絆を広げていくためには、地域福祉への関心と理解が重要です。福祉意識の醸成に向け、研修会や講演会の実施、地域での連携・交流機会の充実に取り組めます。

基本目標2 健康増進・生きがいづくり

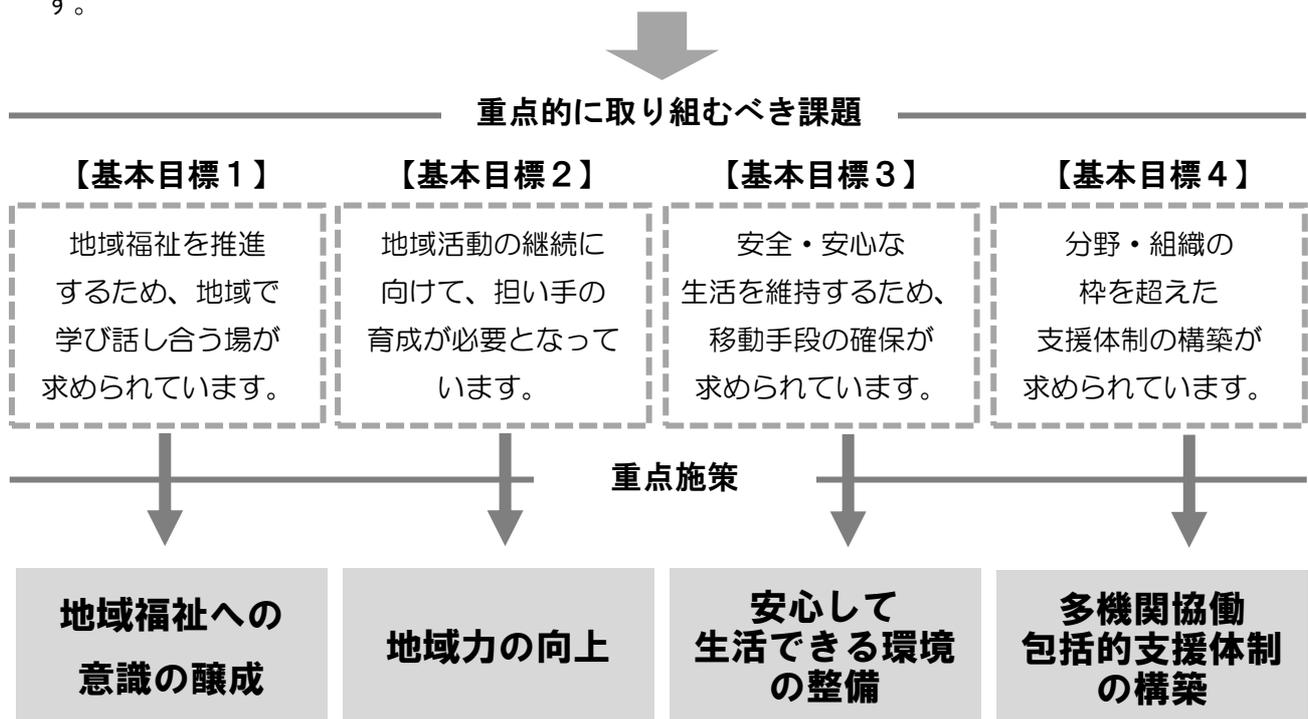
地域での助け合いや支え合いを継続していくためには、原動力となる地域住民の健康づくりが必要となります。そのため、地域を支える人材の育成や市民一人ひとりの健康増進・生きがいづくりに取り組めます。

基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり

地域に住むだれもが安全・安心に自立した生活が送れるようにするには、日常生活での環境づくりが重要となります。そのため、日常生活を送る上で必要不可欠な公共交通機関等の移動手段の確保と情報の発信、また普段からの防犯・防災対策の充実に取り組めます。

基本目標4 多分野・多機関連携の支援体制づくり

多様化・複雑化している福祉課題に対応していくためには、専門性だけでなく、分野を超えた総合支援体制が重要となります。多分野・多機関での連携により、福祉サービスの充実に図ります。



3 重点施策

(1) 地域福祉への意識の醸成

【現状】

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし、災害等の緊急時においても地域で協力して避難や助け合いができるようになるためには、普段から地域福祉への理解・関心を深めていくことが必要です。

住民と関係団体アンケート調査においても地域活動に関する研修会や講習会へのニーズが高く、助け合い・支え合い活動の意義と重要性を周知するための場が求められています。

本市では、当事者を含めた「障がい者理解促進研修・啓発事業」の実施や子どもの頃からの福祉意識の醸成を図るため「高校への講師派遣」等の研修会や講演会を実施しており、また地域の自主的な活動を支援するため「生活支援支え合い会議」の支援や「協働のまちづくり推進事業」を行っています。

【今後の方向性】

地域で課題を解決する組織や話し合いを行う場が求められていることから、地域福祉に関する知識について学ぶ場と、各種講座等での内容や地域の状況等について話し合いを行う場の充実を図ります。

また、住民同士が話し合う場の創出は、だれもが気軽に地域活動に参加する機会になるだけでなく、支えられる人も支える側として「自分が地域でできること」を考え、日常生活に生きがいを見いだすきっかけにもなることが考えられます。

地域福祉について学ぶ場と地域で意見交換を行う集いの場や地域活動の場づくりに取り組み、地域のつながりを深める活動を推進していきます。



(2) 地域力の向上

【現状】

地域力を高めていくためには、地域を担う人材の育成が重要ですが、そのためにはまず地域に興味・関心を持ち、地域活動へ参加してもらうきっかけづくりとして、地域や公的サービス等に関する情報が必要となります。

本市ではこれまで、広報やホームページ、市の公式 SNS 等を通して情報発信を行い、各課のパフレットへの掲載やイベント時において、公的サービスや市の取組の周知にも努めてきました。

しかし、住民・関係団体のアンケート調査において、福祉サービスや地域に関する情報発信への意見が多く挙げられています。また、助け合い・支え合いが活発な地域をつくるためのアイデアとして、ボランティア等の活動に関心・興味が出るような学びの場の開催や、気軽に活動に参加できる体制づくりなどが挙げられています。

【今後の方向性】

デジタルの活用により、市民が安全で安心に、そして健康で元気に暮らすことができる地域社会の実現を目指すとともに、(4) 多機関協働包括的支援体制 (39 ページ) を活用し、庁内及び

関係機関との情報共有の促進を図ることで、情報の受け手側の年代・属性をもとに発信する情報の精査、必要なときに必要な情報を素早く検索できる情報提供媒体の検討等、情報発信に関する精度の向上を図ります。

地域活動を推進していく上で必要となる情報について様々な機会・媒体を用いて発信することにより、地域への興味・関心を高めるとともに、地域での助け合い・支え合いの中核となる人材を育成し、地域力の向上を図ります。

■情報発信の手法及び発信する情報の内容

	市全域	地域内
情報の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的サービス ・ イベントや講演会の告知 ・ 市政全般に関する情報 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のイベントや活動の周知 ・ 地域の居場所（交流スペース） ・ 地域別の情報 等
情報の発信方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世代別や目的別等、ターゲットの明確化 ・ 講座やイベントを活用した情報発信 ・ SNSの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座等地域に出向いた情報発信 ・ 地域内の口コミや掲示板等での共有 ・ 圏域等、地域に的を絞った情報発信の検討

（３） 安心して生活できる環境の整備

【現状】

だれもが住み慣れた地域で日常生活を送るためには、移動手段の充実は重要な視点となります。全国的には平成 29 年 3 月の「改正道路交通法」施行に伴い、75 歳以上の高齢ドライバーの免許更新時に認知機能検査が義務となったこと等もあり、高齢ドライバーの運転免許の自主返納が増加し、公共交通機関の需要が高まることが考えられます。

本市では、令和 4 年 3 月に策定した「喜多方市地域公共交通計画」に基づき、バス路線や A I オンデマンドバスの導入等利便性を向上させてきました。市内の交通空白地区はほぼ解消され、公共交通の利用者数は増加したものの、人口減少や少子高齢化、運転手の担い手不足等の影響により、今後も市民のニーズを捉えた公共交通機関の維持と効率化、利便性の向上が課題となっています。

【今後の方向性】

本市では、鉄道やバス利用者の利便性の向上や、持続可能な公共交通の形成を目指しており、喜多方市地域公共交通計画のほか、関係市町村が形成する会津圏域公共交通活性化協議会において策定した会津圏域地域公共交通計画及び利便増進実施計画に基づき、市内の公共交通や市町村を結ぶ広域路線バス等の再編事業を実施してきました。

今後も、これら計画に基づき A I オンデマンドバスや、まちなか循環線等の域内交通、市町村を結ぶ広域交通の見直し等を行い、公共交通の利便性向上を図ります。



(4) 多機関協働包括的支援体制の構築

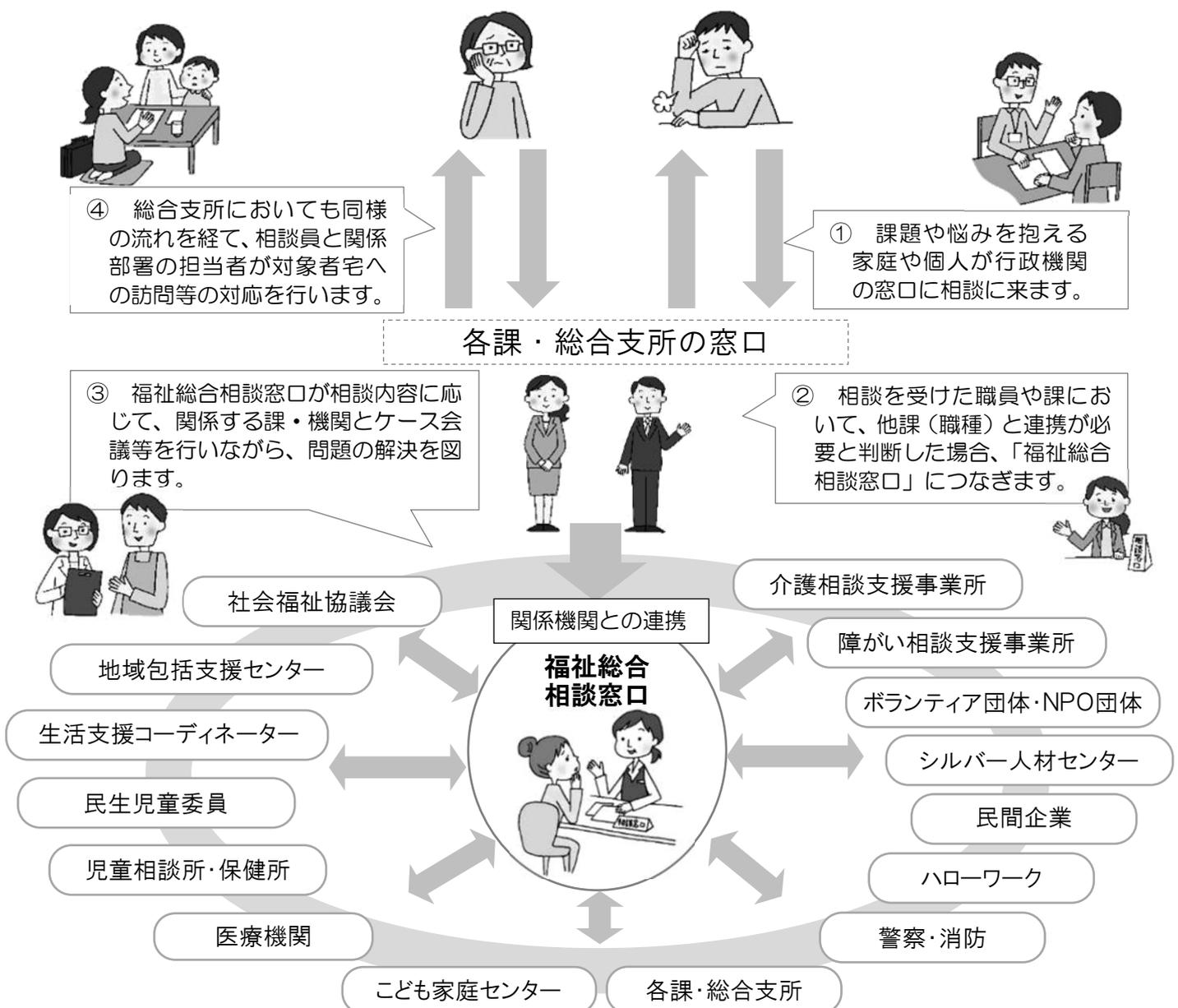
【現状】

近年、全国的な課題となっている生活課題の多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題解決を図るため、複合的な課題を抱える方々に対する包括的な支援システムを構築するとともに、関係機関と協働し、支援を必要とする方に十分な支援を行うため、組織構成の枠を超えた連携が求められています。

【今後の方向性】

本市では「福祉総合相談窓口」を設置し、各課・関係機関との連携・コーディネートを行っています。この取組により、多分野・多機関にわたる横断的な支援体制を構築し、複合的な課題を抱える家庭・個人に対して、包括的な支援を行います。

■相談の流れ



4 計画の体系

基本理念 みんなで支え 未来の地域を築く 安心・快適なまち きたかた

基本目標1 地域の助け合い・支え合いづくり

地域福祉への意識の醸成 【重点施策】

地域のつながりづくり

ボランティア活動の推進



基本目標2 健康増進・生きがいづくり

地域力の向上 【重点施策】

健康への意識向上

だれもが輝く生きがいづくり



基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり

安心して生活できる環境の整備 【重点施策】

地域で取り組む防犯・防災

情報の発信と発信方法の充実



基本目標4 多分野・多機関連携の支援体制づくり

多機関協働包括的支援体制の構築 【重点施策】

総合相談体制の強化

一人ひとりに寄り添う支援の充実

福祉ニーズへの対応と権利擁護



第5章 施策の展開

基本目標1 地域の助け合い・支え合いづくり

地域での助け合いや支え合い（地域福祉）の「絆」を広げていくためには、地域福祉への関心と理解が重要です。福祉意識の醸成に向け、研修会や講演会の実施、地域での連携・交流機会の充実に取り組みます。

成果目標

「地域福祉」の認知度を高める (住民アンケート調査で「内容まで知っていた」と「聞いたことはあるが、内容までは知らなかった」の合計)	現状値 (令和6年)		目標値 (令和13年)
	68.6%		75.0%

現状と課題

① 市民一人ひとりの「地域福祉」への関心・理解を高めていくことが求められています。

- 「社会福祉法」の改正に伴い、「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行うこと」、「地域において、福祉サービスを必要とする地域住民や世帯が抱える生活課題を把握し、関係機関等が連携しながら解決に向けて取り組むこと」が地域福祉の推進の理念として定められました。
- 住民アンケート調査では、助け合いや支え合いへの意識が高く、地域福祉の認知度について「内容までは知っていた」が第1期計画策定前より5.1ポイント上昇しましたが、一方で「聞いたことはあるが、内容までは知らなかった」が約半数、「知らなかった」が約3割となっています。
- 関係団体アンケート調査では、地域における助け合い・支え合い活動を進めていくために必要なこととして「地域での助け合い・支え合い活動の意義と重要性の周知」が最も多くなっています。

② 地域福祉の推進に向け、地域でのつながりづくりが求められています。

- 地域における担い手不足等の様々な課題に対応していくためには、市民主体の地域づくりと行政や関係機関との連携が必要となっています。
- 住民アンケート調査では、今後地域福祉を進めていく上での行政と地域住民との関係については「行政と住民がともに協力し合う」が最も多くなっています。

施策

- (1) 地域福祉への意識の醸成
- (2) 地域をつながりづくり
- (3) ボランティア活動の推進

(1) 地域福祉への意識の醸成

取組

市民 ・ 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報や社協だより等で福祉に関する情報を収集し、周りと共有しましょう。 ・ 近くに困っている人がいたら、声をかけ、必要に応じて関係機関へつなぎましょう。 ・ 積極的に研修会や各種講座に参加し、地域福祉への理解を深めましょう。
社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における福祉活動を広く市民に周知し、福祉活動を通して地域への関心が高まるよう普及・啓発に取り組みます。 ・ 福祉に関する多様な学びの機会を提供し、福祉への気づきを促します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報やホームページ、本計画の概要版等を用いて、地域福祉の意識醸成や地域福祉活動への理解・参加促進に取り組みます。 ・ 地域で認知症や障がい者に関する講座や講演会を行い、市民の地域福祉への関心・理解向上に取り組みます。 ・ 学校で福祉教育を推進し、子どもの頃から地域福祉への理解を深めるとともに、介護・福祉分野へ就職を目指す人材の確保に取り組みます。 ・ 地域福祉に関する研修会の開催や地域への情報提供に向け、先進的な事例の収集や視察を行います。

主な事業

取組・事業名	担当課
市社会福祉大会	社会福祉課
障がい者理解促進研修・啓発事業	
認知症サポーター養成講座	
わんわんパトロール隊養成講座	
認知症キッズサポーター養成講座	
認知症と共に生きるを考える強化月間	
高校への講師派遣	
学校での福祉教育の推進	学校教育課
市社会福祉大会、ふれあい社会福祉講座、ふれあいきたかた社協まつり	社会福祉協議会
福祉と介護の出張講座	
赤い羽根共同募金運動	

(2) 地域のつながりづくり

取組

<p>市民 ・ 地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣近所や地域で自分から元気よく、あいさつや声かけをしましょう。 ・ 大人から子どもまで世代間で連携・協力しましょう。 ・ 地域行事やサロン活動に隣近所で誘い合って、積極的に参加しましょう。 ・ 子どもたちが参加しやすい地域行事やイベントを考えましょう。 ・ 企業では、従業員の地域活動への参加を推進しましょう。 ・ 地域課題の解決に向けて、地域で話し合しましょう。
<p>社会福祉 協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ だれもが参加しやすい地域活動を推進し、隣近所や地域の人との声掛けなどお互いを見守り、支え合う地域づくりを推進します。 ・ 地域で行われている活動や抱える課題について把握し、地域の人や関係団体・機関と連携を図り、課題解決に向け取り組みます。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒、ひとり暮らし高齢者や重度障がい者等への声かけや見守り活動に取り組みます。 ・ 地域住民が自ら地域課題の解決に取り組むための仕組みづくりや支援を行います。 ・ 高齢者の介護を行う家族の心身の負担軽減に取り組みます。

主な事業

取組・事業名	担当課
認知症家族介護交流会	社会福祉課
ひとり暮らし高齢者等安全協力員事業	高齢福祉課
配食サービス事業	
地域住民グループ支援事業	
協働のまちづくり推進事業	地域振興課
市民総ぐるみあいさつ運動	生涯学習課
生活支援支え合い会議	社会福祉課、 社会福祉協議会
地域ケア会議	社会福祉協議会
生活支援支え合い会議への活動支援	
つながろう！在宅介護者のつどい	
福祉団体との運営支援及び連携	
社協子育て支援イベント「わくわく♪ちびっこ広場」	

(3) ボランティア活動の推進

取組

<p>市民 ・ 地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア講座等のイベントに参加し、ボランティア活動への理解・関心を深めましょう。 ・ 身近にできるボランティアから取り組みましょう。(子どもたちの登下校時の見守りや除雪ボランティア等) ・ ボランティア活動の情報を発信し、活動の輪を広げましょう。 ・ ボランティア活動団体同士の交流に取り組みましょう。
<p>社会福祉 協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における福祉活動を広く市民に周知し、地域福祉活動に参加するきっかけづくりに取り組みます。 ・ 地域福祉活動の担い手となる人材を養成し、地域福祉の推進につながるよう努めます。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動支援センターの運営を支援します。 ・ 支援を必要とする方の状況に応じて、新たなボランティアの立ち上げを支援するとともに、育成支援、団体同士の交流機会の提供に取り組みます。 ・ 子どもの頃からボランティアについて学ぶ機会を提供します。 ・ ボランティア活動の情報発信に取り組みます。

主な事業

取組・事業名	担当課
除雪ボランティア団体への活動支援	高齢福祉課
ふれあい福祉事業	
市民活動支援センター運営事業	企画調整課
観光ボランティアの育成	商工観光課
学校でのボランティア教育の推進	学校教育課
青少年のボランティア活動の周知	生涯学習課
各種登録ボランティアの養成及び活動支援	社会福祉協議会
サマーショートボランティア事業	
除雪ボランティア事業	

基本目標2 健康増進・生きがづくり

地域での助け合いや支え合いを継続していくためには、地域住民のパワー「体力」が必要となります。そのため、地域を支える市民一人ひとりの健康増進・生きがづくりに取り組めます。

成果目標

日常生活で趣味や生きがいがある市民を増やす (住民アンケート調査で「はい(ある)」の割合)	現状値 (令和6年)		目標値 (令和13年)
	68.1%		75.0%

現状と課題

① 地域福祉活動の推進に向け、市民一人ひとりの健康意識を高めていくことが必要です。

- 本市の平均寿命は延び、男女の格差は縮小しているものの、健康寿命（日常生活動作が自立している期間の平均）については平均寿命の延びを下回っています。
- 本市では、介護予防の取組の浸透や認知症サポーターの養成に向け、各種講習会や講座を開催しています。
- 住民アンケート調査では、日常生活で趣味や生きがいがあるかについて「はい(ある)」が第1期計画策定前より4.2ポイント上昇しましたが、日常生活の中での不安や悩みとして「自分や家族の健康」が最も多く挙げられています。

② 心身ともに健康で充実した生活を送るため、一人ひとりの状況に応じた役割や生きがづくりが求められています。

- 本市では、市民の自主的な生涯学習活動の促進に向け、生涯学習を行う講師の情報を収集し、地域のニーズに合った情報を提供しています。
- また、高齢者の抱える様々な健康課題への横断的な支援体制を整備し、住み慣れた地域でより長く元気で過ごせるよう、保健指導と介護予防事業を一体的に実施しています。
- 住民アンケート調査では、若年層の隣近所とのつながりは少なくなっていますが、災害時等の手助けやボランティア活動への参加意向は高くなっています。

施策

- (1) 地域力の向上
- (2) 健康への意識向上
- (3) だれもが輝く生きがづくり

(1) 地域力の向上

取組

市民 ・ 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちに地域の伝統文化や行事を伝承していきましょう。 ・お祭りや地域の伝統行事等での世代間交流を継続していきましょう。 ・地域での人材育成に取り組ましましょう。 ・地域活動への参加を呼びかけましょう。 ・空き家の活用方法を考えてみましょう。
社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な関係機関・団体との連携・協働を推進し、地域福祉の基盤となるネットワークの強化に取り組めます。 ・介護職員等の養成や定着に向けた取組を、行政と連携して実施します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の日常生活への支援と介護予防サービスの提供体制を充実していくため、コーディネートする人材の配置・育成に取り組めます。 ・空き家等を活用し、地域福祉活動に取り組むための拠点施設や子どもから大人まで利用できる憩いの場の整備を支援します。 ・変化する福祉ニーズに対応し、新たな福祉サービスが展開できるよう、職員の育成に取り組めます。 ・様々な講座や講演会、パンフレット等を用いて、地域に関する情報を発信し、地域活動を担う人材の育成に取り組めます。

主な事業

取組・事業名	担当課
認知症サポーターステップアップ講座	社会福祉課
チームオレンジきたかた	
生活支援コーディネーター	
太極拳ゆったり体操サポーター講習会	高齢福祉課
太極拳ゆったり体操サポーターステップアップ講習会	
太極拳ゆったり体操指導のための講習会	
協働のまちづくり推進事業	地域振興課
集会施設整備事業補助金	総務課
空き家再生推進事業補助金	都市整備課
第2層生活支援コーディネーターの配置、生活支援支え合い会議の運営支援	社会福祉協議会
介護職員初任者養成事業	
福祉団体等の運営支援及び連携	

(2) 健康への意識向上

取組

市民 ・ 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から体を動かしましょう。 ・定期的に健康診断を受診し、生活習慣病予防に取り組みましょう。 ・地域資源等を活用した健康教室やスポーツイベントを企画しましょう。 ・地域で健康増進や食育について学ぶ場に参加しましょう。 ・企業では、従業員のメンタルヘルス対策に取り組みましょう。
社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・人との関わりやつながりから生まれる生きがいづくりにより、健康でいきいきと暮らすことができる地域づくりを進めていきます。 ・市民の健康保持・増進に向け、総合福祉センターや保健福祉センターに設置された入浴施設等の公共施設について、市民が利用しやすい環境づくりに取り組みます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体での介護予防や健康づくりの取組を推進します。 ・医療機関や学校等と連携し、本市の健康に関する現状を把握し、個別の保健・栄養指導等により、市民の健康づくりを推進します。 ・健康づくりに関する情報提供や健康に関するイベントを開催し、市民の健康意識の醸成を図ります。 ・市民の健康増進に取り組む団体・企業を支援します。 ・高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

主な事業

取組・事業名	担当課
もの忘れ検診	社会福祉課
喜多方市医療・介護資源情報提供システム	
足腰元気教室	高齢福祉課
太極拳ゆったり体操教室	
ポピュレーションアプローチ（高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施）	
親子みんな健康アプリ	保健課
食育推進連携事業	
健康ポイント事業	
特定健診受診率向上の取組	
特定保健指導・重症化予防事業	
ハイリスクアプローチ（高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施）	
学校での食育の推進	学校教育課
総合相談支援事業（街かど相談室）	社会福祉協議会
地域包括支援センター介護予防支援事業（介護予防教室等）	
喜多方市総合福祉センター管理運営	
熱塩加納保健福祉センター「夢の森」管理運営	
塩川保健福祉センター「いきいきセンター」管理運営	

(3) だれもが輝く生きがいつくり

取組

<p>市民 ・ 地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の趣味や特技を生かして、地域活動に参加しましょう。 ・生涯学習に関する研修会やスポーツイベントに参加し、心身ともに健康な体づくりを意識しましょう。 ・元気な高齢者や障がい者、若い人等それぞれが活躍できる場づくりに取り組みましょう。 ・シルバー人材センター等を活用しながら、社会参加に取り組みましょう。
<p>社会福祉 協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体・機関と連携を図り、気軽に参加できる活動の充実や健康づくりの推進に取り組みます。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の自主的な生涯学習活動の促進に向け、生涯学習の機会と場の提供や講師の派遣、講師等の情報提供に取り組みます。 ・市民の健康増進や体力向上に取り組む団体の活動を支援します。 ・スポーツイベントやスポーツ教室の開催・スポーツ大会等の開催支援に取り組みます。 ・障がい者の生きがいつくりや健康増進に向け、余暇活動やスポーツ教室の開催に取り組みます。 ・市民が安全・安心なスポーツ活動に取り組めるよう、スポーツ団体の指導者を対象とした講習会の開催を支援します。

主な事業

取組・事業名	担当課
障がい者余暇活動	社会福祉課
障がい者スポーツ教室	
太極拳講習会	生涯学習課
ジュニア太極拳体験・レベルアップ講習会	
スポーツイベントやスポーツ教室の開催	
スポーツ団体の活動支援やスポーツ指導者講習会の開催支援	
生涯学習の機会や場の提供	中央公民館
生涯学習講師派遣事業、講師情報の提供	
高齢者生産活動センター事業及び塩川陶芸教室	社会福祉協議会
福祉団体の活動支援	
いきいきサロンの運営支援及びミニサロン等開催の支援	

基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり

地域に住むだれもが安全・安心に自立した生活が送れるようにするには、日常生活での「環境」づくりが重要となります。そのため、日常生活を送る上で必要不可欠な移動手段の確保と情報の発信、また普段からの防犯・防災対策の充実に取り組みます。

成果目標

「福祉サービスや福祉施設」の認知度を高める (住民アンケート調査で「十分な情報と知識があると思う」、「十分ではないが、ある程度の情報と知識があると思う」の合計)	現状値 (令和6年)		目標値 (令和13年)
	41.0%		45.0%

現状と課題

① 地域福祉活動への参加を促進するための環境整備と情報発信が求められています。

- 「障害者差別解消法」に基づき、障がい者（児）が社会の中で障壁を感じているときに、その障壁を取り除く合理的配慮が求められています。
- 住民アンケート調査では、福祉サービスや福祉施設の認知度が低く、「十分な情報と知識があると思う」、「十分ではないが、ある程度の情報と知識があると思う」が第1期計画策定前より1.9ポイント下降しており、情報も入手しにくいという意見が多くなっています。
- 関係団体アンケート調査では、地域での助け合い・支え合い活動を推進していくために重要なこととして「助け合い・支え合い活動の意義や重要性の周知」が多く挙げられ、団体等が市や社会福祉協議会に望むことについても、今後の活動に向けた情報の発信や共有が求められています。

② 平常時から緊急時まで安全・安心に暮らしていくための体制整備が求められています。

- 本市では、悪徳商法等の日常生活の消費に関する相談が複雑かつ多岐に渡っており、相談件数も増加傾向となっています。
- 住民アンケート調査では、近所に困っている家庭があった場合に自身ができる手助けや、自身や家族の日常生活が不自由になった場合に地域の人にして欲しい手助けについて、ともに「見守りや安否確認の声掛け」「災害時の声掛け」が多くなっています。

施策

- (1) 安心して生活できる環境の整備
- (2) 地域で取り組む防犯・防災
- (3) 情報の発信と発信方法の充実

(1) 安心して生活できる環境の整備

取組

市民 ・ 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共の場ではマナーを守り、だれもが利用しやすい環境づくりに取り組みましょう。 ・ 病院への通院や買い物のお手伝い等、地域で助け合いましょう。 ・ 行政と連携しながら、道路環境の整備に取り組みましょう。 ・ バリアフリーやユニバーサルデザインへの理解を深めましょう。 ・ 消費者トラブルに合わないよう、地域で情報を共有しましょう。
社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障がい者等の様々な権利を守るため、関係機関と連携を図り、消費者被害等の防止・対応に取り組みます。 ・ 地域福祉の中心的な担い手である民生児童委員や支部社協等と連携を継続し、安心して生活できる地域づくりに取り組みます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリーやユニバーサルデザインへの理解向上に取り組みます。 ・ バス路線やA オンデマンドバス等の公共交通の利便性向上を図ります。 ・ 経済的に困難を抱えている世帯に対して、住宅の確保を支援します。 ・ ユニバーサルデザインに基づき、公共施設や道路を整備します。 ・ 空き家対策を推進します。 ・ 消費生活センターを運営します。 ・ 消費者トラブルの対応に向け、情報提供と広域での連携に取り組みます。

主な事業

取組・事業名	担当課
重度障がい者タクシー料金助成事業	社会福祉課
住居確保給付金	
バリアフリーやユニバーサルデザインについての啓発活動	高齢福祉課、こども課、学校教育課 他
高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	高齢福祉課
高齢者福祉タクシー利用助成事業	
高齢者おでかけ助成事業	
地域公共交通対策事業	地域振興課
消費生活センター運営事業	市民生活課
広域連携事業、消費生活に関する広報・啓発事業	
道路、公園、公共施設等の改修、修繕	建設課、都市整備課 他
空き家対策事業	都市整備課
市民総合相談事業（心配ごと相談）	社会福祉協議会
地域包括支援センター包括的支援事業（権利擁護事業）	
生活サポートセンター自立相談支援事業・家計改善支援事業・就労準備支援事業	
成年後見相談センター運営事業	
民生児童委員との連携・協働	
地域福祉団体が実施する見守り活動への支援	

(2) 地域で取り組む防犯・防災

取組

市民 ・ 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災訓練に参加しましょう。 ・普段から防災意識を持ち、もしもの場合に備えましょう。 ・災害時には地域で助け合いましょう。 ・子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないよう、地域全体で声かけや見守りに取り組みましょう。
社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時においても支え合うことのできる地域づくりに向け、平時より地域の災害対応などについて意識啓発を図ります。 ・災害ボランティアセンターの円滑な運営に向け、平時から関係機関・団体等と連携を図り、災害時の支援に向けた対応づくりを進めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の自主防災組織の運営を支援し、地域の防災力強化を図ります。 ・災害時に市民への迅速な情報提供に取り組みます。 ・各地域で防災訓練への啓発と支援を行い、市民の防災意識の醸成・向上を図ります。 ・災害時に避難等の支援が必要な方の把握と避難時の対応に取り組みます。 ・地域の防犯協会等と連携し、活動支援と市民の防犯意識の向上を図ります。

主な事業

取組・事業名	担当課
地域生活支援拠点等緊急時の受け入れ・対応事業	社会福祉課
ヘルプマーク・ヘルプカードの配布	
緊急時要援護者登録制度（個別避難計画）	高齢福祉課
自主防災組織支援事業	危機管理課
市防災訓練	
防犯団体との連携	
災害情報連携システムの運用	
災害支援に係る協定締結団体との連携強化	
避難行動要支援者の避難行動支援（名簿、個別避難計画）	危機管理課 （社会福祉課、 高齢福祉課、 保健課）
学校での防災訓練の実施	学校教育課
地域と連携した防災訓練の推進	
災害ボランティアセンターの運営	社会福祉協議会
災害ボランティア登録事業	
災害支援に係る協定締結団体との連携強化	

(3) 情報の発信と発信方法の充実

取組

<p>市民 ・ 地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような福祉サービスがあるか、利用したいときに困らないように普段から福祉に関する情報を調べましょう。 ・地域で各自が集めた福祉に関する情報について、共有や意見交換が行える場をつくりましょう。 ・地域で活動している人は、自分たちの活動情報を積極的に発信しましょう。
<p>社会福祉 協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種事業のリーフレットを作成し、各事業への理解促進を図ります。 ・障がい等により、情報の届きにくい方々への情報発信に努めます。 ・地域福祉事業や福祉サービスへの理解を深めるため、広報紙やホームページ、Facebook を充実し、情報の発信に取り組みます。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に住むだれもが等しく情報を享受できるよう、情報の提供方法を検討します。 ・地域福祉の推進に向けて、福祉サービスや福祉施設の情報をホームページや広報、パンフレット等の様々な媒体を用いて発信します。 ・地域での情報共有の促進に取り組みます。 ・複合的な課題への対応に向け、庁内での情報共有の強化を図ります。

主な事業

取組・事業名	担当課
声の広報	社会福祉課
手話通訳者設置事業	
各種子育て支援事業案内	こども課
保育施設入所手続き案内	
広報や市のホームページの充実	企画調整課
行政情報の提供方法の充実	
地域における情報共有の促進	
庁内における情報の共有方法の検討	
ふれあいきたかた社協まつり	社会福祉協議会
広報紙、ホームページ、Facebook の充実	
点訳や音声訳による情報提供	

基本目標4 多分野・多機関連携の支援体制づくり

多様化・複雑化している福祉課題に対応していくためには、専門性だけでなく、分野を超えた総合支援体制が重要となります。多分野・多機関との連携により、福祉サービスの充実と様々な生活課題を抱える市民の自立を支援します。

成果目標

日常生活で孤立感を感じる事のない市民を増やす (住民アンケート調査で「いいえ(ない)」の割合)	現状値 (令和6年)		目標値 (令和13年)
	62.0%		70.0%

現状と課題

① 多様化・複雑化した生活課題に対応できる総合相談窓口と福祉サービスの充実が求められています。

- 住民アンケート調査では、市で優先的に取り組んでいくべき福祉施策として、「医療サービス体制の充実」が最も多く挙げられています。
- 住民アンケート調査では、社会福祉協議会に期待することとして「高齢者福祉に関する事業の推進」が最も多く、次いで「生活(困りごと)への相談体制の充実」となっています。
- 関係団体アンケート調査では、多機関と連携・協働した支援を行う上での課題について「複合的な生活課題を抱えていたり、支援につながっていなかったりする世帯等に対し、積極的な訪問等ができる体制」が最も多く挙げられています。

② 年齢や障がいの有無に関わらず、だれもが安全・安心に自立して暮らせる地域づくりが求められています。

- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」や「生活困窮者自立支援法」に基づき、だれもが住み慣れた地域で暮らしていくため、関係機関の連携等による支援体制の充実が重要となっています。
- 本市においても複合的な課題を抱えている家庭が多く、課題の解決が長期化しています。
- 住民アンケート調査では、生活困窮の問題や制度について必要な制度だと思っていると感じている割合が8割台となっています。
- 住民アンケート調査では、近所にいる見守り等支援が必要な人や気にかかる人について、「高齢者のみの世帯」が最も多く、次いで「病気療養中の人」「認知症の人」となっています。

施策

- (1) 多機関協働包括的支援体制の構築
- (2) 総合相談体制の強化
- (3) 一人ひとりに寄り添う支援の充実
- (4) 福祉ニーズへの対応と権利擁護

(1) 多機関協働包括的支援体制の構築

取組

市民 ・ 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動している団体や事業所同士で情報の発信・共有を行い、地域でのネットワークづくりに取り組みましょう。 ・市や社会福祉協議会との連携を強化しましょう。 ・地域での話し合いの場を通して、多職種間の連携を強化しましょう。
社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・住民や関係機関・団体等と連携し、身近な地域における生活課題の早期把握に努め、市民が相談しやすい体制づくりを推進します。 ・市内の社会福祉法人等の関係団体と協働し、地域福祉活動の実施や情報提供を行い、社会貢献活動の推進を図ります。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な地域課題の解決に向け、多様な主体が参加する会議において、地域ごとの状況を把握します。 ・多職種間の相互理解や課題の解決に向け、各分野の関係機関が集まり、情報共有や困難事例の対応を検討する研修会を開催します。 ・社会福祉協議会や他の社会福祉法人、医療機関との連携を強化します。 ・福祉総合相談窓口を設置し、組織構成の枠を超えた支援体制を整備します。

主な事業

取組・事業名	担当課
認知症施策連携会議	社会福祉課
地域ケア会議	
在宅医療・介護連携会議	
地域医療・介護懇話会	
生活支援支え合い連携会議	
生活支援支え合い会議の活動支援	
医療介護連携研修会	
地域包括支援センター連絡会	
福祉総合相談窓口による各種相談業務	
市内社会福祉法人情報交換会	社会福祉協議会
地域包括支援センター地域包括支援ネットワークの構築	
生活サポートセンター自立相談支援事業・家計改善支援事業・就労準備支援事業	
成年後見相談センター成年後見サポート会議の開催	

(2) 総合相談体制の強化

取組

<p>市民 ・ 地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困ったことがあったときに相談ができるよう、普段から相談窓口の情報を収集しておきましょう。 ・ 悩みや不安があれば、一人で抱え込まず、身近な人や専門機関に相談しましょう。 ・ 子どもも大人も相談しやすい環境づくりに取り組みましょう。 ・ 隣近所や地域の人の変更に気づいたら、声をかけましょう。 ・ 身近な人から相談を受けたら、必要に応じて専門機関につなげましょう。
<p>社会福祉 協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な相談に対応する職員の資質向上を図り、総合相談支援業務の充実に取り組みます。 ・ 住民や関係機関・団体等と連携し、身近な地域における生活課題の早期把握に努め、市民が相談しやすい体制づくりを推進します。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の周知に取り組みます。 ・ 高齢者や障がい者、子ども等対象に応じた相談支援の充実とそれらを包括的に行う相談体制の充実に取り組みます。 ・ 包括的な相談体制の構築に向けて、人材の育成に取り組みます。 ・ 身近な地域で相談できる体制づくりに取り組みます。 ・ 相談内容に応じて、すぐに必要な支援に結び付けられるよう、関係機関との連携強化に取り組みます。

主な事業

取組・事業名	担当課
障がい者相談支援事業	社会福祉課
地域生活支援拠点等コーディネーター設置事業	
認知症地域支援推進員の配置	
認知症初期集中支援事業	
要保護児童対策地域協議会	
こども家庭センター事業	
子ども総合相談事業、女性相談員設置事業、家庭児童相談員設置事業	社会福祉協議会
市民総合相談事業（心配ごと相談）	
地域包括支援センター総合相談支援事業	

(3) 一人ひとりに寄り添う支援の充実

取組

<p>市民 ・ 地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活に困窮しているもしくは複合的な課題を抱えている家庭に気づいたら、行政や地域の民生児童委員に相談しましょう。 就労に困難を抱えている個人及び家庭は、就労に関する支援や相談窓口の情報を集めるとともに、支援機関の窓口に行きましょう。
<p>社会福祉 協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 経済的な困窮やひきこもりなど、地域で気がかりな世帯の把握を進め、必要に応じた支援につなげられるよう、地域や関係機関と連携し、相談支援の体制整備に取り組みます。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者や社会から孤立している人、ひきこもり等の自立に向けて、抱えている課題の把握や計画の作成、関係機関との連携に取り組みます。 ひとり親家庭等支援を必要とする子育て家庭に対して経済的な支援や就労支援を行います。 生活保護受給者の自立に向けて、相談支援や就労支援に取り組みます。 保護司会、更生保護女性会と連携し、再犯防止に努めるとともに社会復帰のための支援を行います。 こころの健康について悩みや不安を抱えた人の早期発見・早期治療及び自殺予防のために家庭・地域で支え合える環境づくりに取り組みます。

主な事業

取組・事業名	担当課
生活困窮者自立支援事業	社会福祉課
生活保護受給者等就労自立促進事業	
被保護者就労支援事業	
ユースプレイス自立支援事業	
社会を明るくする運動の推進	
ひとり親家庭医療費助成事業	
児童扶養手当支給事業	こども課
特別児童扶養手当支給事業	
ひとり親家庭高等技能訓練促進費等給付金	
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	
ゲートキーパー研修会	保健課
こころの健康相談	
雇用相談事業	商工観光課
生活サポートセンター自立相談支援事業・家計改善支援事業・就労準備支援事業	社会福祉協議会
小口生活援助資金貸付事業	
生活サポートセンターフードバンク事業	

(4) 福祉ニーズへの対応と権利擁護

取組

<p>市民 ・ 地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスや権利擁護に関する情報を集め、理解を深めましょう。 ・必要な支援と地域でできる支援について話し合しましょう。 ・お互いの存在を認め、尊重しましょう。 ・虐待やDV（パートナーや配偶者への暴力）を受けているもしくは疑いがあると気づいたら、すぐに行政や身近な人に相談しましょう。
<p>社会福祉 協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に潜在する複雑化・複合化した問題を受け止め、スムーズに専門機関等につながり、権利擁護支援を受けられるよう、気軽に相談できる窓口や、相談者に寄り添った支援体制の充実を図ります。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが安全・安心かつ自立した生活が送れるよう、必要な福祉サービスの提供や対応方法を関係機関と協議するとともに、虐待防止に努めます。 ・地域の状況や福祉ニーズに応じて、市民の参画も踏まえ、新たなサービスを検討し、関係機関との連携や人材確保・育成に取り組みます。 ・喜多方市成年後見相談センターを中心とする権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、円滑な運用に向けた体制整備を進め、必要な人に必要な支援が行き届くよう成年後見制度の利用促進を図ります。 ・個々の心身の状態によって、不利益を被ることがないように、支援が必要な人を早期に把握し、相談支援や日常生活のサポートに取り組みます。 ・市民の中での高齢者や障がい者に対する理解の促進を図ります。

主な事業

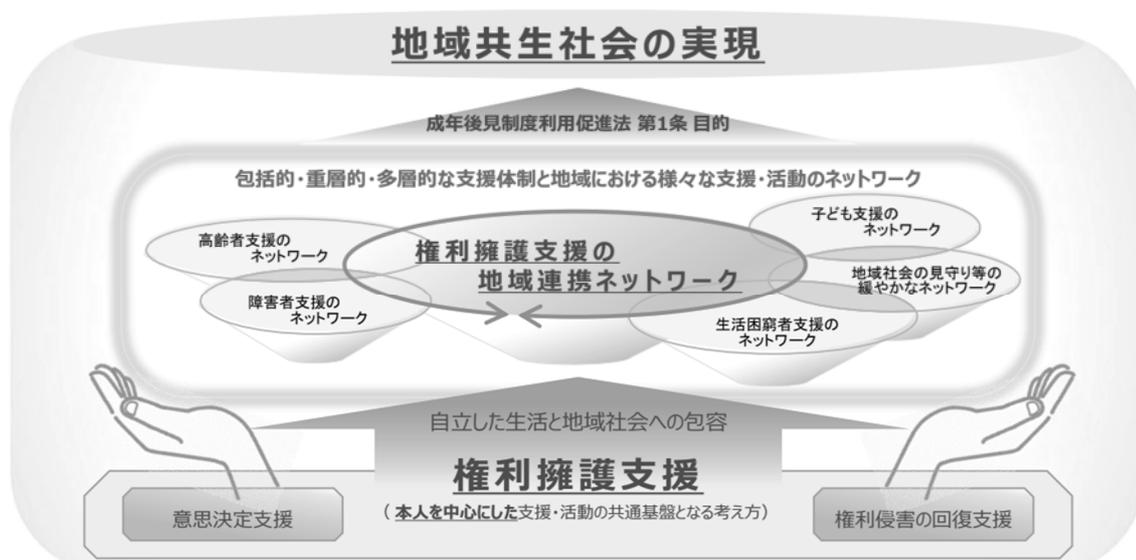
取組・事業名	担当課
障がい者地域生活支援事業	社会福祉課
地域生活拠点等体験の機会・場の提供事業	
障がい者虐待対応	
成年後見制度利用支援事業	社会福祉課、 高齢福祉課
介護予防・日常生活支援総合事業	
高齢者世帯等除雪支援事業	高齢福祉課
高齢者権利擁護事業	
学校等における虐待等に関する相談体制及び各課との連携体制の強化	学校教育課他
地域包括支援センター包括的支援事業（権利擁護事業）	社会福祉協議会
日常生活自立支援事業	
成年後見相談センター運営事業	
法人後見事業	

第6章 その他の関連計画

1 成年後見制度の利用促進（喜多方市成年後見人制度利用促進計画）

だれもが住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくためには、認知症・精神障がい・知的障がい等により、自分らしい生活を送るうえで大切なことを決め、主張し、実現することができない方の「権利擁護」や「意思決定支援」を行うため、成年後見制度の利用を促進することが必要です。

今後、本制度の利用を促進していくためには、制度を必要とする方が自分らしい生活を守るための制度として利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に努めなければなりません。



出典：厚生労働省資料「第二期成年後見制度利用促進基本計画における地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」

(1) 現状と課題

本市における認知症高齢者や精神障がい者、知的障がい者の人数をみると、成年後見制度の利用を必要としながらも利用できていない方が多いと推測されます。さらに今後、高齢化率の上昇や高齢者単身世帯が増えることが見込まれ、精神障がい者、知的障がい者も増加傾向となっていることから、本制度の必要性がますます高まっていくことが考えられます。そのため、本制度に関する現状と課題を整理し、制度の利用促進を図っていくことが重要です。

【統計資料】

① 認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者の人数

認知症高齢者	2,019人	精神障がい者	405人	知的障がい者	369人
--------	--------	--------	------	--------	------

② 市長申立てによる成年後見人制度の利用件数

高齢者	25件	障がい者	16件
-----	-----	------	-----

③ 類型別利用件数

後見	71件	保佐	18件	補助	2件	任意後見	0件
----	-----	----	-----	----	----	------	----

資料：社会福祉課、高齢福祉課（令和7年3月31日現在）

(2) 施策の目標

成年後見制度を必要とする方が自分らしい生活を守るための制度として利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に努めます。また、地域連携ネットワークの役割は、以下のとおりです。

- ① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ② 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築

(3) 施策の方針

【権利擁護の地域連携ネットワーク及び中核機関の機能的・段階的整備】

成年後見制度に関係する機関等との連携及び調整について、令和4年4月より社会福祉協議会内に中核機関「喜多方市成年後見相談センター」を設置し、専門職のみならず医療機関、金融機関との協力体制の構築を行いました。地域連携ネットワーク及び中核機関の具体的機能は以下のとおりです。

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 成年後見制度利用促進機能
- ④ 後見人支援機能

【具体的施策】

中核機関のあり方について、関係機関との勉強会等とおして検討し、特に広報機能、相談機能を優先的に推進していきます。今後は中核機関を中心とした地域連携ネットワークの更なる円滑な運営を図るため、協議会の設置について検討を行います。

① 広報啓発の充実

広報啓発を重点的に行うことで、権利擁護に関する支援が必要な方（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにも関わらず、必要な支援を受けられていない方、虐待を受けている方等）の発見に努め、早期のうちに必要な支援に結び付けていきます。

② 相談体制の整備

権利擁護に関する支援が必要なケースについて、関係者からの相談に応じ、中核機関にて専門性の高い支援が出来るよう、関係機関との連携を継続しながら体制整備に取り組みます。

③ 成年後見制度利用促進及び後見人支援機能の体制整備

中核機関において成年後見サポート会議を開催し、受任者調整（マッチング支援）を行っています。法人後見については令和4年度より社会福祉協議会にて実施しているほか、今後、市民後見人の育成支援についても検討を進めていきます。

【成年後見制度の利用に関する助成制度の拡充】

成年後見制度を必要としている方が経済的理由で利用を断念することがないように、令和2年度より交付要綱を改正し、市長申立以外の場合であっても要件を満たしていれば助成を受けることができるように制度の拡充を図りました。今後は制度の周知を行い、潜在的ニーズの掘り起こしを図っていきます。

2 再犯防止の推進（喜多方市再犯防止推進計画）

安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止対策は極めて重要な治安課題となっています。満期釈放者をはじめ、犯罪をした者等^{※1}は立ち直りに向けた様々な課題を抱えており、刑事手続き終了後も長期間にわたる支援が必要です。

（1） 現状と課題

本市における刑法犯検挙人員のうち、それぞれ高齢者が4割、無職者が5割となっており、社会における生きづらさを抱え、支援を必要としている人であることが推測されます。また、再犯者の中には、出所時に就労先や住居を確保されていないことにより、生活が成り立たないことから再び犯罪に手を染めてしまう人もいることが分かっています。

そのような人が再び過ちを犯さないためにも、地域社会で孤立することなくやり直せる社会を構築することが重要であり、そのためには関係機関と行政とが連携して、支援や相談の体制を整備することが課題となります。

① 喜多方警察署管内における令和5年刑法犯検挙人員の年代別状況（令和5年確定値）

20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	高齢者割合
5人	3人	3人	5人	4人	14人	41.2%

② 喜多方警察署管内における刑法犯検挙人員の就業状況（令和5年確定値）

有職者	学生・生徒等	無職者	無職者割合
15人	1人	18	52.9%

③ 福島県における子どもの非行状況（令和5年確定値）

（少年院に入院した非行少年のうち、非行時に居住地が福島県である者）

男性	女性	うち再入所者	再入所率
6人	0人	1人	16.7%

④ 喜多方地区（喜多方市、西会津町、北塩原村）における更生保護団体の状況

（令和7年12月1日時点）

保護司会	（保護司定員）	（充足率）	協力雇用主会	更生保護女性会
44名	45名	97.8%	22社	121名

資料：法務省、喜多方地区保護司会

（2） 施策の目標

本計画は、罪を犯した者や非行のある少年等が地域社会で孤立することのないよう、「息の長い」支援に向け、国、地方公共団体、民間協力者、市民が一丸となって再犯を防止することにより市民の犯罪被害を防ぎ、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指すことを目的とします。

（3） 計画の対象者

本計画の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者などで、本市において就労・住居の確保や保健医療・福祉サービス、就学等の支援を必要とする、困りごとを抱えた者としてします。

※1 「犯罪をした者等」とは、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）第2条第1項で定める者で、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者を指します。

(4) 施策の方針

本市は法や国の再犯防止推進計画、福島県再犯防止推進計画などにに基づき、以下の基本方針に基づき施策に取り組みます。

基本方針1 関係者との緊密な連携協力

国及び県、民間の団体、その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、「誰一人取り残さない」地域社会の実現に向けて取り組みます。

基本方針2 切れ目のない支援

国及び県との適切な役割分担を踏まえ、切れ目なく再犯の防止等の取組を推進するため、必要な支援を実施します。

基本方針3 犯罪被害者等の尊厳への配慮

犯罪被害者等の心情を理解することの重要性を踏まえ、再犯の防止等に取り組みます。

基本方針4 社会情勢等に応じた取組

犯罪及び非行の実態を踏まえ、民間の団体、その他の関係者から意見聴取するなどして、社会情勢に応じた再犯の防止に取り組みます。

基本方針5 広報活動と市民理解の醸成

再犯の防止等の取組について、分かりやすく効果的に広報などを行い、広く市民の関心と理解を醸成します。

【具体的施策】

① 就労・住居の確保等

出所受刑者の再犯リスクを低減するため、就労の安定化や地域における定住先の確保のための相談・支援等の充実を図ります。

(主な事業)

- ◆ 協力雇用主制度・コレワーク（矯正就労支援情報センター）等の周知促進
- ◆ 障がいのある者への就労・住居支援 ◆ 生活困窮者への支援
- ◆ 市営住宅での受け入れ等

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

高齢者、障がいのある者、生活に困窮する者、依存症を有する者等の保健医療や福祉サービスの利用が必要な者に対し、関係機関との有機的な連携のもと、機動的かつ継続的な支援体制の構築を図ります。

(主な事業)

- ◆ 地域包括支援センターの運営 ◆ 障がい者相談支援事業
- ◆ 生活困窮者への支援 ◆ 生活保護制度
- ◆ 民間回復支援施設（ダルク）や医療機関との調整支援
- ◆ 薬物乱用防止教室事業



小中学校での薬物乱用防止教室（会津喜多方ライオンズクラブ）

③ 非行の防止・学校と連携した就学支援の実施等

非行の未然防止や青少年の健全育成のため、また非行や犯罪に陥った少年の社会復帰を支援するため、学校・家庭・地域・関係機関等が連携して相談支援体制の充実や居場所づくり、就学支援等の取組を推進します。

(主な事業)

- ◆ 放課後児童健全育成事業
- ◆ 薬物乱用防止教室事業
- ◆ 情報モラル教育の推進
- ◆ 青少年の健全育成支援

④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

犯罪や非行はそれぞれの内容はもちろんのこと、それらの背景にある心身の状況、家庭環境、交友関係等といった事情は様々です。

再犯の防止等のためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な指導等の実施を推進します。

(主な事業)

- ◆ 人権相談窓口の設置
- ◆ 障がい者相談支援事業
- ◆ 福祉総合相談窓口の設置
- ◆ 地域包括支援センターの運営

⑤ 民間協力者の活動の促進等

犯罪をした者等の社会復帰支援には、保護司や更生保護女性会等の民間協力者が重要な役割を担う極めて重要な社会資源であることから、民間協力者との連携強化や活動促進に取り組むとともに、より多くの民間協力者に再犯の防止等に向けた取組に参画してもらえよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働き掛けを行います。

(主な事業)

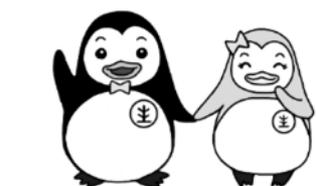
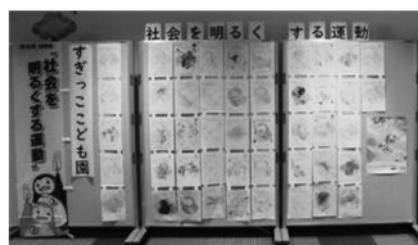
- ◆ 喜多方市防犯協会への支援
- ◆ 社会を明るくする運動
- ◆ 更生保護活動団体への支援

⑥ 地域による包摂^{※2}の推進及び再犯防止に向けた基盤の整備等

犯罪をした者等が自立した社会の構成員として地域社会に立ち戻っていくことができるよう、行政、関係機関、民間協力者等が相互に連携した環境の整備や広報紙等を通じた理解促進に取り組むとともに、関係機関における体制の整備、再犯の防止等に関わる人材の育成、関係者・関係機関の相互理解などの取組を進めていきます。

(主な事業)

- ◆ 広報等を通じた理解促進
- ◆ 民間協力者や更生保護関係機関との連携



更生ペンギンの
ホゴちゃん・サラちゃん
(更生保護マスコットキャラクター)

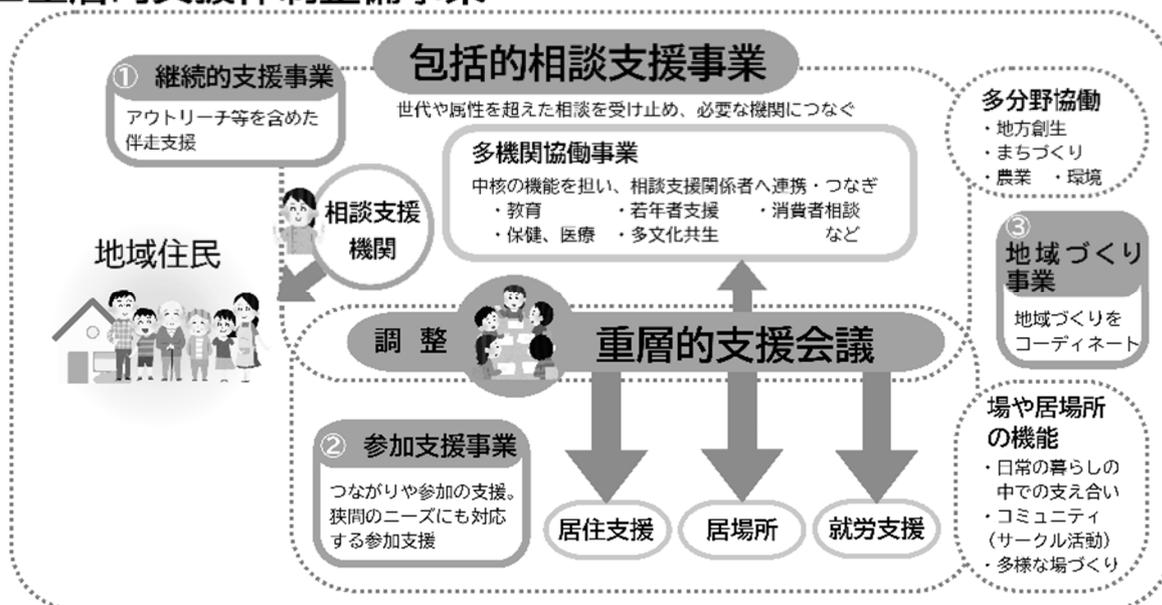
「社会を明るくする運動」非行防止研究集会・こども園ぬり絵事業

※2 「包摂」とは、だれもが取り残されることなく地域の一員として支え合うことをいいます。

3 包括的な支援体制の整備に向けた取組 (喜多方市重層的支援体制整備事業実施計画)

日本の福祉制度・政策は、子ども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設けてきましたが、近年は社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難・生きづらさはあるが既存の制度の対象となりにくいケースや、ヤングケアラー、8050問題やダブルケアなど個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加えてこれらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースなどの存在が明らかとなっています。このような状況を踏まえ、すべての地域住民を対象とする包括的な支援体制の整備を行うための任意事業として令和2年の社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。これを受け、本市では、令和5年度から移行準備事業に着手し、令和8年度から本格実施することとしました。

■重層的支援体制整備事業



(1) 計画策定の背景（国・県の動向）

少子高齢化、人口減少、未婚・晩婚化等により、家族や地域コミュニティの機能など社会環境の変化に伴い、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）が改正され、令和3年4月より、対象者の属性を問わない相談支援や多様な参加支援、地域づくりに向けた支援等について、地域が一体となったの実施等を柱とする重層的支援体制整備事業が国において始まりました。

社会保障制度では、これまで、介護、障がい、子育て、生活困窮の各法に基づいて、それぞれの相談窓口や関係機関等において専門的な支援を充実させてきました。しかしながら、ヤングケアラー、8050問題やダブルケア、ひきこもりなどのように複数の課題が複雑に絡み合っている世帯、既存の制度での支援も難しく狭間にあるニーズ等、従来の支援体制では支援が十分に行き届かない事例が顕在化している状況にあります。

また、社会的な孤立を背景として、様々課題を抱えながらも必要な支援が行き届かないことで状況が深刻化する事例も増加傾向にあります。

(2) 施策の目標

本市においては、上記の状況を踏まえ、令和5年度から国が定めた重層的支援体制整備事業を実施するための移行準備事業を開始しました。令和8年4月から実施する本市の重層的支援体制整備事業については、各種団体、専門職、支援機関、地域住民等がこれまでの取組を推進するとともに包括的な支援体制を構築してまいります。当該事業の取組により、相談・支援体制の充実した住民参画による地域づくりを推進し、『第2期喜多方市地域福祉計画・地域福祉活動計画（計画期間：令和8年度～令和13年度）（以下「第2期地域福祉計画」という。）』に掲げる基本目標の実現に向けて、地域福祉の推進に取り組めます。

(3) 施策の方針

第2期地域福祉計画や個別の計画の方針、目標との整合性を図りながら、第2期地域福祉計画の基本理念である、地域共生社会の実現を目指します。実施体制は、既存の各分野の機能を活用し、関係機関と連携しながら相談体制を構築します。

【具体的施策】

① 相談体制の構築と伴走型支援

庁内外の相談窓口が属性や課題にかかわらず幅広く相談を受け止める相談体制を構築します。また、制度やサービスによる解決が困難な場合も、継続的につながり続けることで課題を解きほぐし、本人に寄り添った伴走型支援を行います。

② ひきこもりに対する支援

包括的相談支援事業、アウトリーチなどを通じた継続的支援、参加支援事業の各事業を連携し、関係構築を図りながら必要な支援を行います。

(主な事業)

◆ 包括的相談支援事業

分野	事業名
介護	地域包括支援センター運営事業
障がい	相談支援事業
子育て	利用者支援事業
生活困窮	自立相談支援事業

◆ 地域づくり事業

分野	事業名
介護	地域介護予防活動支援事業
	生活支援体制整備事業
障がい	地域活動支援センター機能強化事業
子育て	地域子育て支援拠点事業

◆ 多機関協働事業等

分野	事業名
全体	多機関協働事業
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
	参加支援事業

第7章 計画推進体制と評価

1 計画内容の周知徹底

地域福祉を推進する上で、本計画の目指す地域福祉の方向性や取組について市民・ボランティア団体・NPO・社会福祉法人をはじめとする福祉サービス事業者・社会福祉協議会・行政等の計画に関係する全ての人々が共通の理解を持つことが重要となります。

そのため広報や社協だより、ホームページ等を通じて計画内容を公表するとともに、計画書の内容を抜粋した概要版を作成し、市民への周知啓発に取り組みます。

2 関係機関との連携・協働

地域福祉の推進に向けて、保健・医療・福祉の分野に加え、教育・建設・生活環境等様々な分野との連携が必要となります。そのため、庁内の総合的かつ横断的な体制を整備し、関係各課との連携・情報共有に努めます。

また、平成29年に全国社会福祉協議会において「社協・生活支援活動強化方針」が策定され、その中には地域共生社会の実現に向けた『5つの行動宣言』と『あらゆる生活課題への対応と地域のつながりの再構築の2つの強化方針』、その強化方針の実現に向けた社会福祉協議会の取組が示されています。

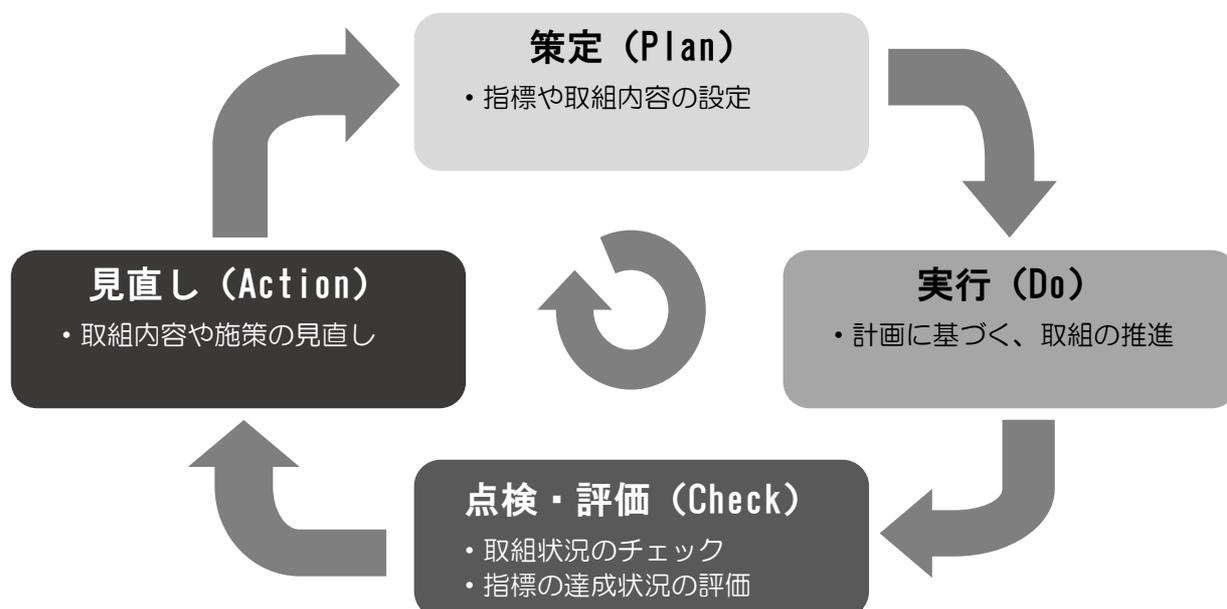
この強化方針に基づき、社会福祉協議会職員の共通理解・育成、活動財源の確保等を行い、市と連携しながら、地域福祉の推進に取り組みます。

3 計画の進捗管理

本計画は、市民や地域の各種団体、関係機関、行政等の協働により推進されるものであり、地域福祉に関する施策の進捗状況やその評価を行う際は、市民を含めた進捗管理が行われる必要があります。

そのため、計画の進捗管理にあたっては、進捗状況を「地域福祉計画推進協議会」及び「地域福祉活動計画推進委員会」に報告し、計画の点検・評価を行い、今後の方向性について検討を行います。

■PDCA サイクル



資料編

1 喜多方市地域福祉計画推進協議会 設置条例及び委員名簿

(1) 喜多方市地域福祉計画推進協議会条例

平成31年 3月22日 条例第6号

喜多方市地域福祉計画推進協議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、喜多方市地域福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づく、喜多方市地域福祉計画(次号において「地域福祉計画」という。)の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進捗の管理に関すること。
- (3) 地域福祉(社会福祉法第1条に規定する地域福祉をいう。次号において同じ。)に係る事業の推進に関すること。
- (4) その他地域福祉の推進に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係団体に属する者
 - (2) 保健医療関係団体に属する者
 - (3) 教育関係機関に属する者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 学識経験を有する者
 - (6) その他市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。
 - 4 第1項第1号から第4号までに掲げる者のうちから委嘱された委員は、これらの者でなくなったときは、その職を失うものとする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この条例の施行後最初に開催される協議会の会議は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

(喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年喜多方市条例第37号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(2) 喜多方市地域福祉計画推進協議会 委員名簿

任期 令和7年12月24日～令和10年12月23日

選出区分	団体等の名称	氏名	備考
社会福祉関係団体に属する者	喜多方市社会福祉協議会	渡部 孝一	
	喜多方市民生児童委員連合会	吉川 昭	会長
	喜多方市ボランティア連絡協議会	遠藤 栄子	
保健医療関係団体に属する者	喜多方医師会	三橋 彦也	
	障がい者相談支援事業所	穴澤 寿子	職務代理者
	居宅介護支援事業所	邊見 ちかこ	
	喜多方市生活サポートセンター	山口 史明	
教育関係機関に属する者	喜多方市校長会	武藤 盛男	
	公民館長会	生江 恭子	
関係行政機関の職員	会津保健福祉事務所	大塚 由美子	
	会津若松公共職業安定所喜多方出張所	深谷 亜紀	
学識経験を有する者	社会福祉士会	菊地 恵子	
その他、市長が 適当と認める者	喜多方市こども園保護者	佐藤 祐輔	
	喜多方市行政区長会連合会	小原 良一	
	喜多方地区保護司会	齋藤 浩一	

(敬称略)

2 喜多方市地域福祉活動計画推進委員会 設置要綱及び委員名簿

(1) 喜多方市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、喜多方市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の推進等を図るため、喜多方市地域福祉活動計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の進行管理と評価に関すること。
- (3) 計画実践の支援に関すること。
- (4) その他計画推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員10名以内で組織する。

2 推進委員会の委員は、次の各号に掲げるもののうちから喜多方市社会福祉協議会長が委嘱する。

- (1) 民生児童委員連合会の代表
- (2) 行政区長会連合会の代表
- (3) 福祉関係団体等の代表者
- (4) ボランティア関係者
- (5) 関係機関団体の代表
- (6) 社会福祉施設の代表
- (7) 学識経験者
- (8) 喜多方市主管課長
- (9) その他会長が必要と認めたもの

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、推進委員会を代表し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 推進委員会は、必要があると認められる時は、会議の議事に関係ある者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、委員を退任した後も同様とする。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償の支給については、社会福祉法人喜多方市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成29年3月28日施行）を適用する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、喜多方市社会福祉協議会地域福祉課内に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月16日から施行する。

(2) 喜多方市地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

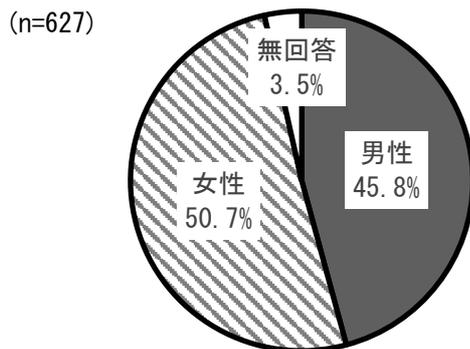
役職	氏名	選出区分	備考
委員長	古木 俊一	学識経験者	社会福祉法人天心会 常務理事
副委員長	大川原 謙一	民生児童委員連合会の代表	喜多方市民生児童委員連合会 副会長（令和7年11月30日まで）
副委員長	松本 恵美		喜多方市民生児童委員連合会 副会長（令和7年12月1日から）
委員	齋藤 義人	行政区長連合会の代表	喜多方市行政区長会連合会会長 （令和7年3月31日まで）
	小原 良一		喜多方市行政区長会連合会会長 （令和7年4月1日から）
委員	鈴木 源江	福祉関係団体等の代表	喜多方市老人クラブ連合会会長 （令和7年6月10日まで）
	齋藤 忠一		喜多方市老人クラブ連合会会長 （令和7年6月10日から）
委員	安部 信夫	福祉関係団体等の代表	喜多方市身体障がい者福祉会会長
委員	星 朋子	福祉関係団体等の代表	きたかた子育てサポートセンター 代表
委員	遠藤 栄子	ボランティア関係者	喜多方市ボランティア連絡協議会 会長
委員	武蔵 伸一郎	関係機関団体の代表	会津喜多方青年会議所 委員長
委員	小林 有子	社会福祉施設の代表	社会福祉法人高尚会 生活相談員兼介護支援専門員リーダー
委員	須藤 秀治	喜多方市主管課長	喜多方市社会福祉課長 （令和7年3月31日まで）
	塚原 優郁		喜多方市社会福祉課長 （令和7年4月1日から）

（順不同、敬称略）

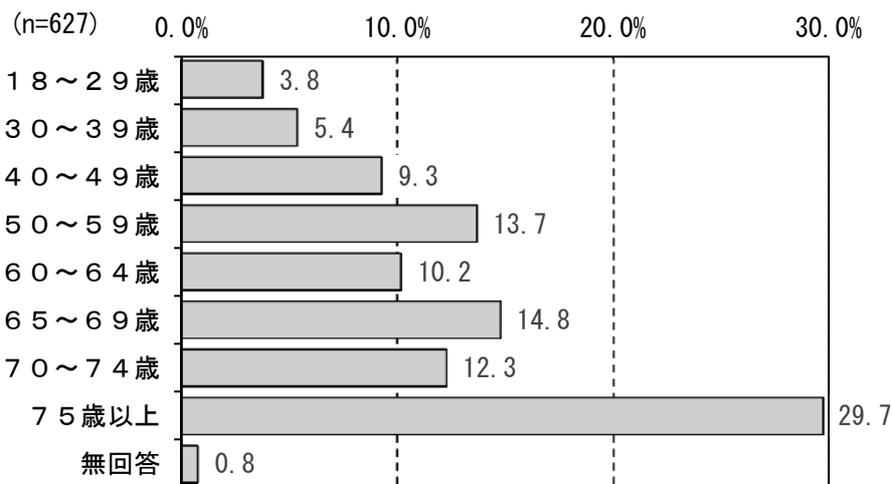
3 住民アンケート調査結果

アンケート調査では、母集団から無作為に抽出した標本データを元に、調査対象の全体を推計するため、得られた回答に誤差が生じる可能性があります。その誤差は「標本誤差」と呼ばれており、通常のアンケート調査の場合は、概ね5~6%未満が望ましいとされています。実施したアンケート調査については、算定の結果、標本誤差は5%未満に収まるため、有効性があるとして分析に用いました。

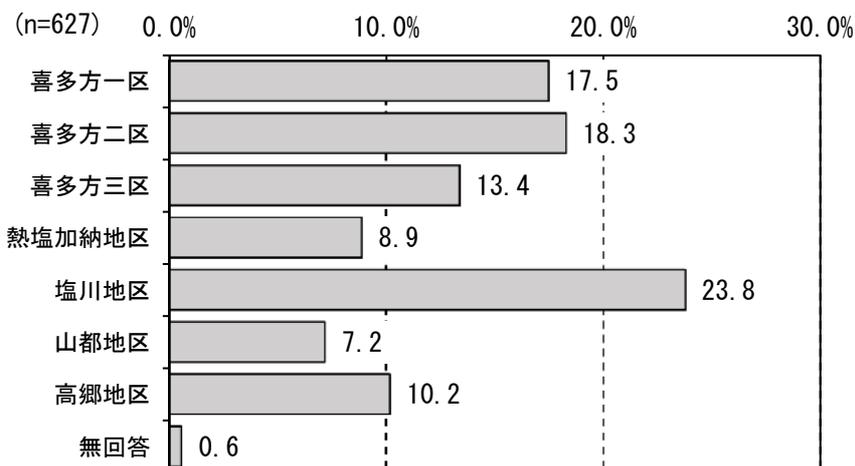
① あなたの性別を教えてください。(ひとつだけ○)



② あなたの年齢を教えてください。(ひとつだけ○)



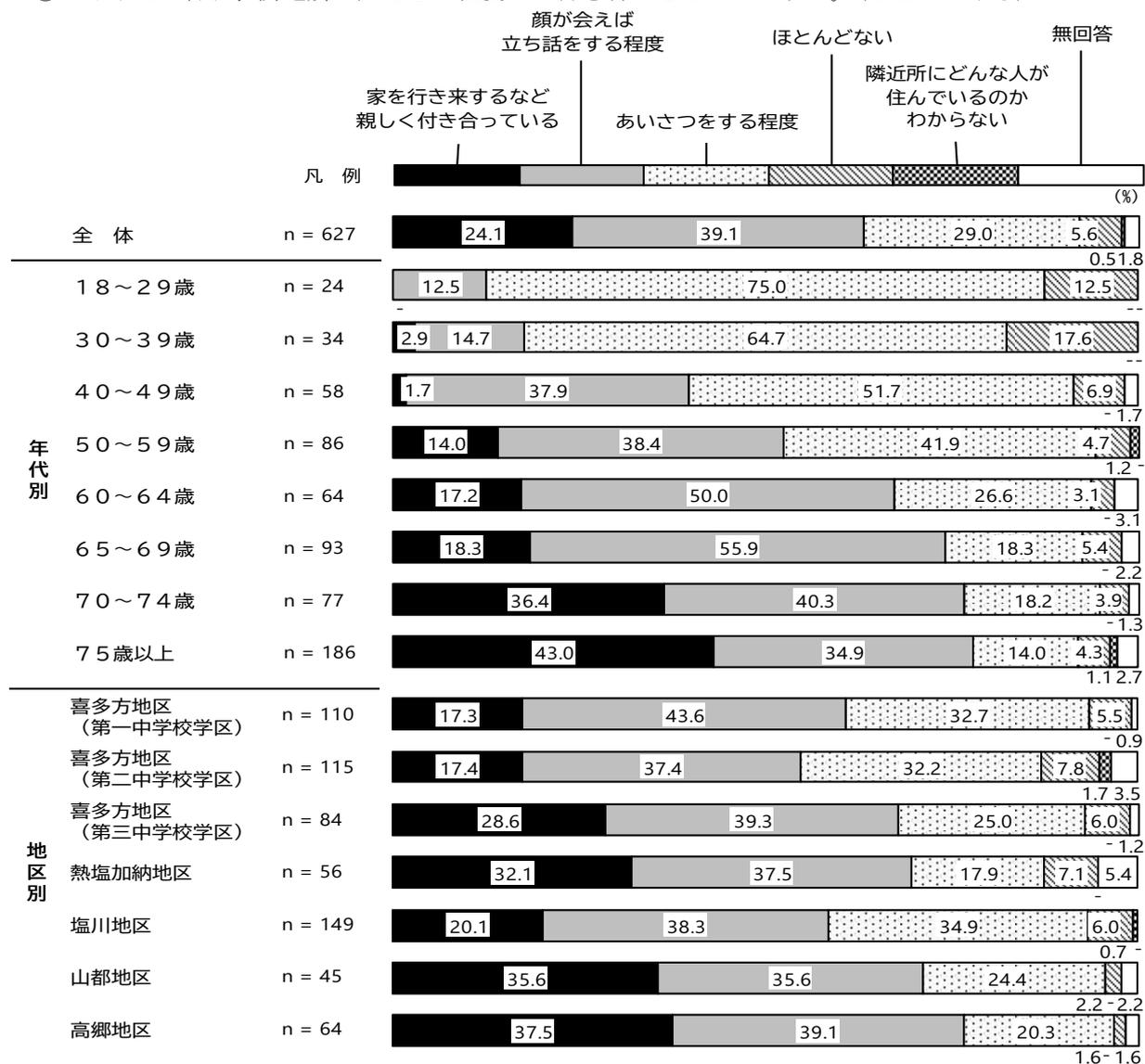
③ あなたのお住まいの地区を教えてください。(ひとつだけ○)



④ あなたが考える「地域」の範囲を教えてください。(ひとつだけ○)

単位 (%)	n (人)	隣近所	行政区	小学校区	中学校区	旧市町村	喜多方市全域	その他	不明・無回答
全体	627	11.2	34.9	8.9	3.8	17.2	18.8	1.0	4.1
年代別	18～29歳	24	12.5	16.7	4.2	12.5	41.7	0.0	0.0
	30～39歳	34	5.9	23.5	23.5	5.9	11.8	2.9	0.0
	40～49歳	58	3.4	27.6	17.2	6.9	19.0	1.7	1.7
	50～59歳	86	8.1	32.6	9.3	9.3	18.6	19.8	0.0
	60～64歳	64	1.6	46.9	6.3	0.0	20.3	23.4	1.6
	65～69歳	93	8.6	32.3	5.4	4.3	30.1	15.1	0.0
	70～74歳	77	7.8	44.2	5.2	3.9	9.1	23.4	2.6
	75歳以上	186	22.0	36.6	8.6	0.0	14.0	11.8	0.5
地区別	喜多方一区	110	14.5	38.2	7.3	2.7	9.1	26.4	0.0
	喜多方二区	115	13.0	42.6	7.8	3.5	9.6	21.7	0.0
	喜多方三区	84	13.1	36.9	7.1	4.8	8.3	23.8	2.4
	熱塩加納地区	56	14.3	25.0	7.1	3.6	25.0	19.6	0.0
	塩川地区	149	10.1	25.5	16.1	6.0	22.8	14.1	2.0
	山都地区	45	4.4	40.0	4.4	0.0	22.2	17.8	2.2
	高郷地区	64	4.7	42.2	4.7	3.1	34.4	6.3	0.0

⑤ あなたは普段、隣近所の人とどの程度のお付き合いをしていますか。(ひとつだけ○)

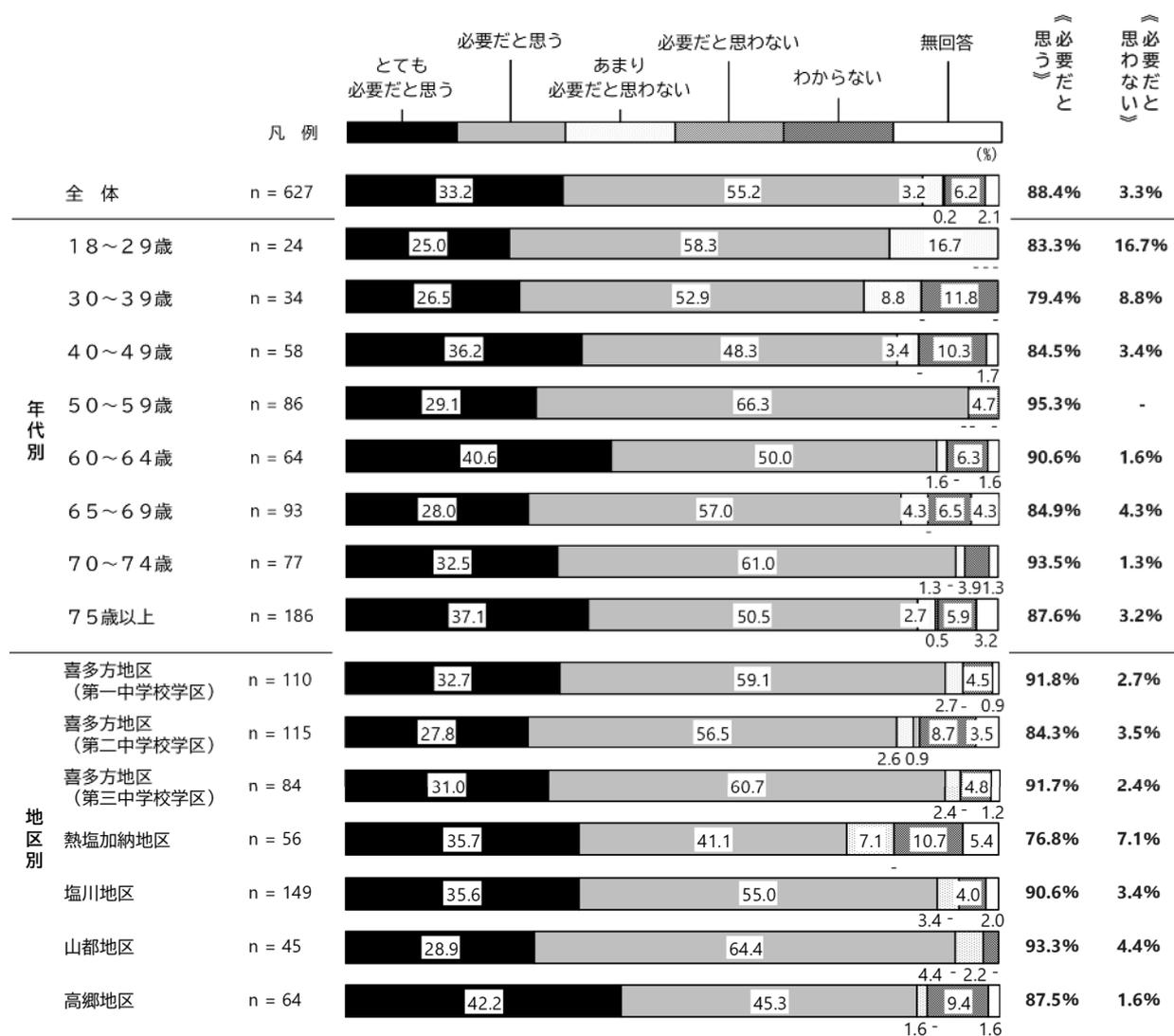


⑥ あなたの住んでいる地域にはどのような問題や課題があると感じていますか。(あてはまるものすべてに○)

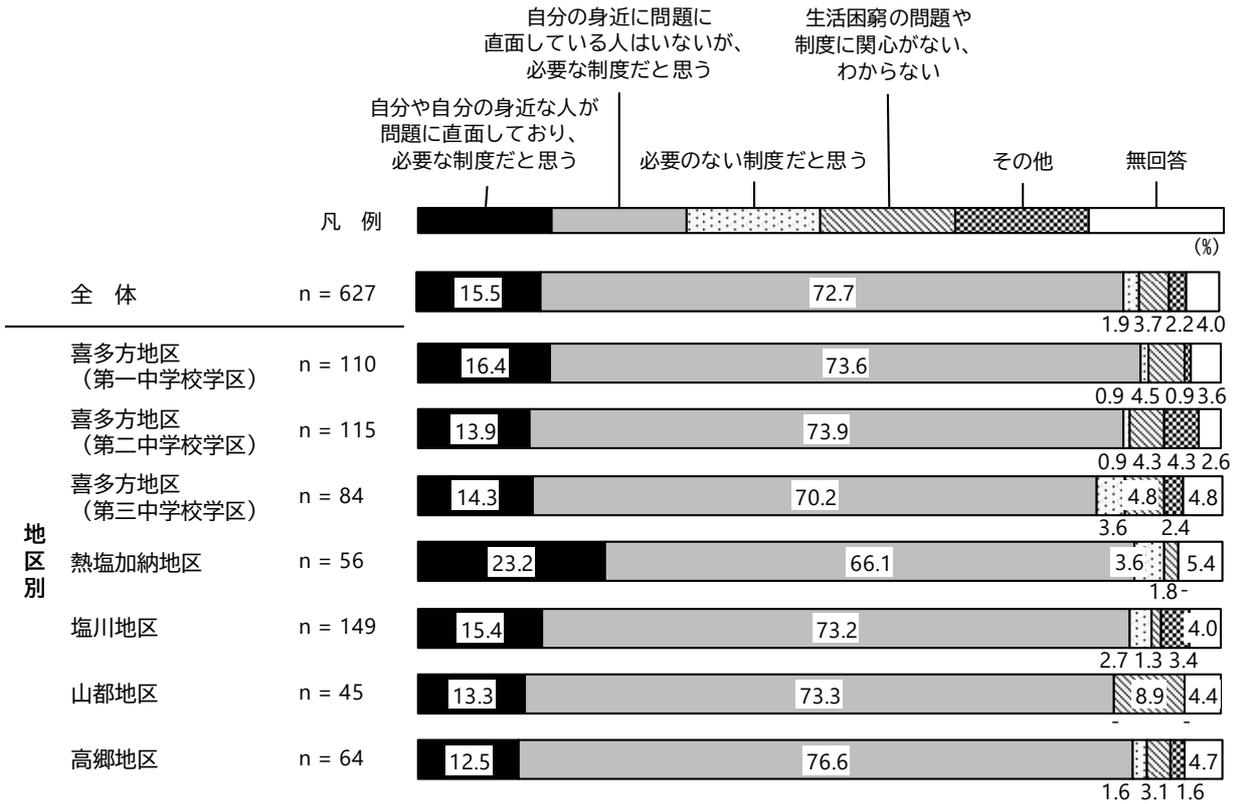
単位 (%)		n (人)	近所との交流(助け合い)が少ない	地域の子育て支援が少ない	高齢化が進行している	高齢者や障がい者(児)等生活弱者に対する理解が不足している	子どもや高齢者、障がい者(児)が集まれる機会や場が少ない	世代間の交流が少ない	地域活動が活発でない	健康づくりに対する意識が低い
全体		627	14.7	7.8	75.6	9.3	14.5	26.3	15.6	6.7
地区別	喜多方一区	110	16.4	9.1	77.3	9.1	15.5	24.5	16.4	5.5
	喜多方二区	115	19.1	5.2	67.8	9.6	14.8	25.2	16.5	9.6
	喜多方三区	84	13.1	9.5	79.8	7.1	16.7	26.2	8.3	4.8
	熱塩加納地区	56	10.7	8.9	75.0	5.4	8.9	19.6	19.6	5.4
	塩川地区	93	18.1	10.1	69.1	10.7	14.8	33.6	17.4	8.1
	山都地区	77	4.4	0	91.1	13.3	4.4	17.8	15.6	4.4
	高郷地区	186	9.4	7.8	85.9	9.4	20.3	25.0	15.6	4.7

単位 (%)		n (人)	病院等の医療・福祉施設が不足している	移動手段(電車・バス等)がない	防犯対策への意識が低い	災害対策への意識が低い	その他	特になし	わからない	無回答
全体		627	23.8	34.0	19.0	19.8	3.2	4.3	3.2	2.4
地区別	喜多方一区	110	24.5	25.5	19.1	19.1	1.8	4.5	4.5	0
	喜多方二区	115	18.3	32.2	19.1	21.7	3.5	6.1	6.1	4.3
	喜多方三区	84	22.6	33.3	20.2	21.4	4.8	3.6	3.6	2.4
	熱塩加納地区	56	26.8	48.2	19.6	21.4	0	7.1	7.1	7.1
	塩川地区	149	20.1	26.2	16.8	19.5	5.4	4.0	4.0	1.3
	山都地区	45	40.0	46.7	20.0	17.8	2.2	0	0	2.2
	高郷地区	64	29.7	51.6	21.9	17.2	0	3.1	3.1	1.6

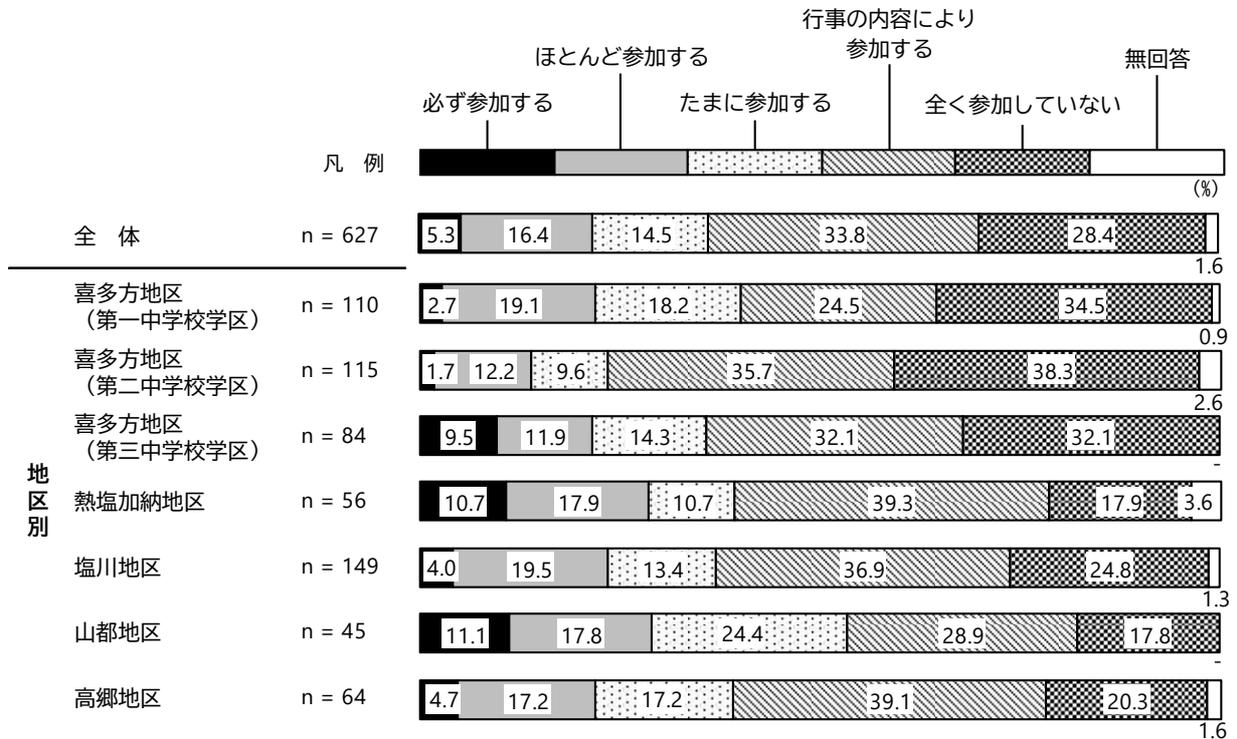
⑦ あなたは、地域のさまざまな生活課題（見守り・声かけ・移動手段の確保・防犯・防災など）に対し、市民相互の自主的な助け合い、支え合いの関係が必要だと思いますか。（ひとつだけ○）



⑧ あなたは、生活困窮の問題や支援制度について、どう思われますか。(ひとつだけ○)



⑨ あなたは、地域の行事や活動に参加していますか。(ひとつだけ○)

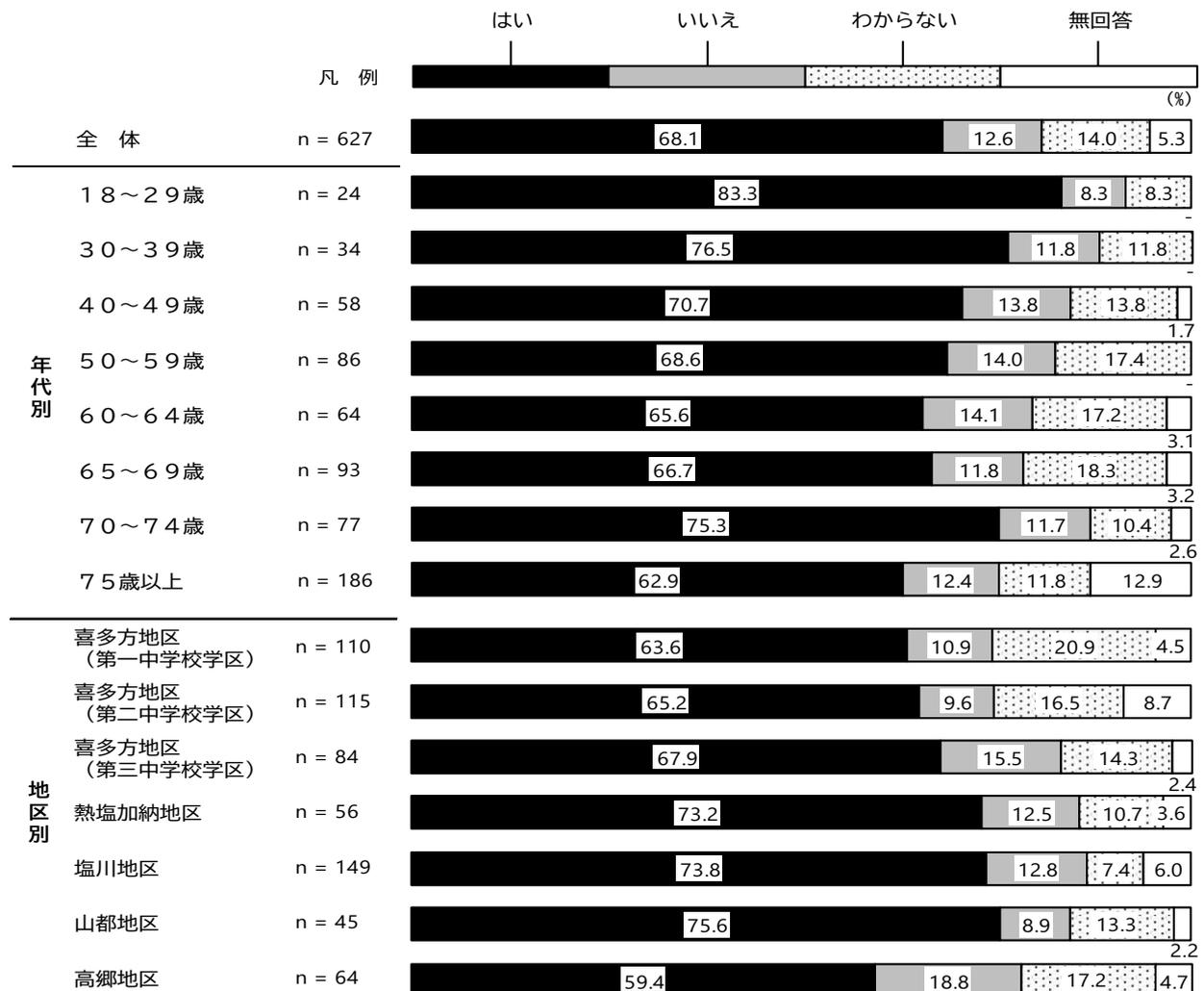


⑩ 今後、地域活動やボランティア活動に参加するうえで、行政または社会福祉協議会に支援してほしいことを教えてください。(あてはまるものすべてに○)

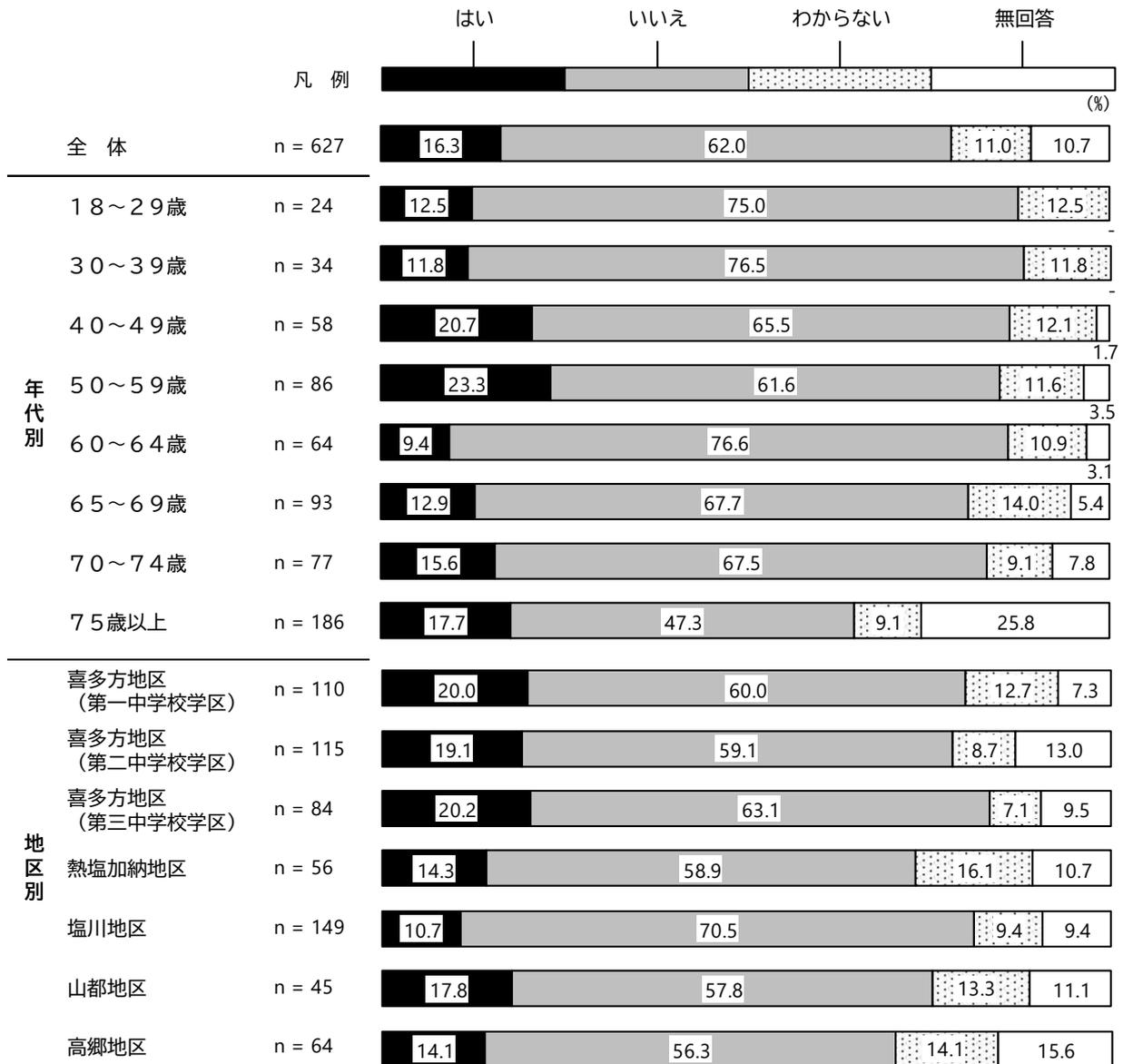
単位 (%)	n (人)	場所の整備	活動に関する情報提供	活動に関する研修や講習会の実施	人材・リーダーの育成	有償ボランティアの導入	補助	参加の呼びかけ	その他	特にない	無回答	
全体	627	23.1	40.2	22.6	25.0	17.5	22.2	26.5	2.4	17.7	8.6	
年代別	18～29歳	24	33.3	41.7	20.8	20.8	25.0	50.0	20.8	4.2	20.8	0.0
	30～39歳	34	32.4	38.2	17.6	17.6	29.4	44.1	14.7	2.9	17.6	0.0
	40～49歳	58	41.4	44.8	20.7	32.8	27.6	37.9	39.7	1.7	8.6	3.4
	50～59歳	86	31.4	50.0	29.1	29.1	26.7	27.9	19.8	1.2	19.8	2.3
	60～64歳	64	26.6	51.6	23.4	37.5	23.4	26.6	28.1	3.1	10.9	4.7
	65～69歳	93	19.4	44.1	24.7	24.7	15.1	14.0	23.7	0.0	15.1	9.7
	70～74歳	77	19.5	40.3	23.4	26.0	15.6	16.9	36.4	1.3	19.5	6.5
	75歳以上	186	13.4	29.0	19.9	17.7	7.5	11.8	24.7	4.3	22.0	17.2
地区別	喜多方一区	110	24.5	38.2	28.2	27.3	19.1	20.9	23.6	2.7	20.0	7.3
	喜多方二区	115	26.1	40.0	19.1	26.1	18.3	22.6	35.7	3.5	12.2	8.7
	喜多方三区	84	22.6	38.1	20.2	20.2	13.1	23.8	22.6	0.0	20.2	10.7
	熱塩加納地区	56	17.9	39.3	25.0	19.6	12.5	14.3	19.6	3.6	26.8	7.1
	塩川地区	149	28.2	44.3	23.5	23.5	22.8	23.5	29.5	1.3	16.1	8.1
	山都地区	45	20.0	44.4	15.6	35.6	8.9	24.4	26.7	0.0	20.0	6.7
	高郷地区	64	12.5	35.9	25.0	26.6	18.8	25.0	17.2	6.3	14.1	10.9

⑪ 日常生活の中であてはまるものはどれですか。(ひとつだけ○)

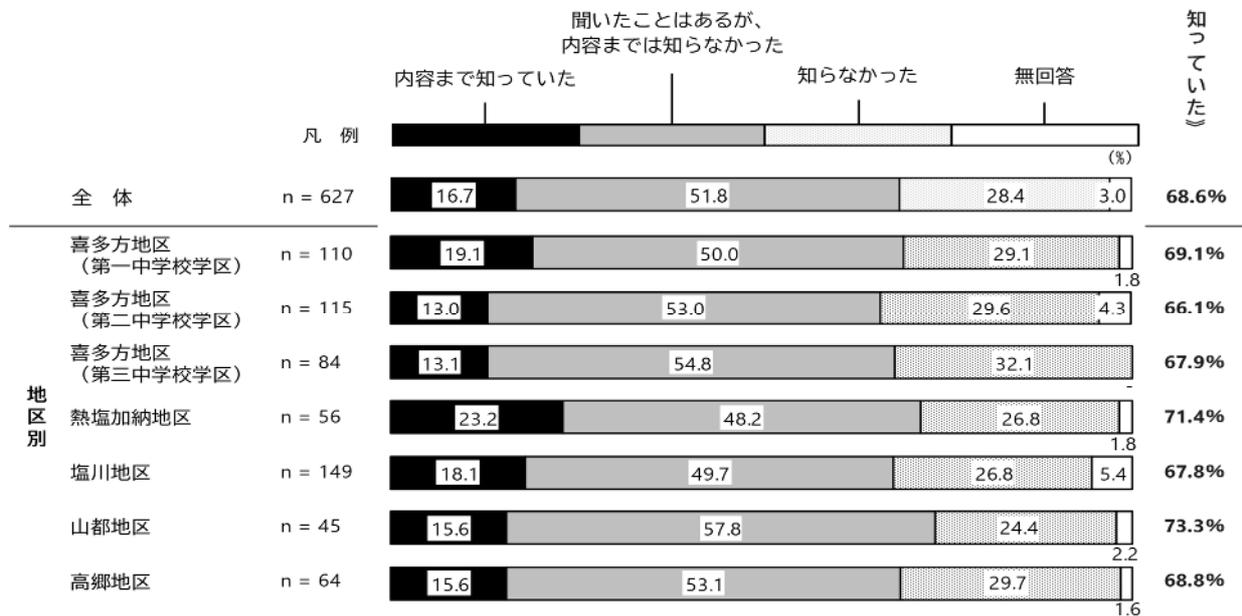
ア 趣味や生きがいがある



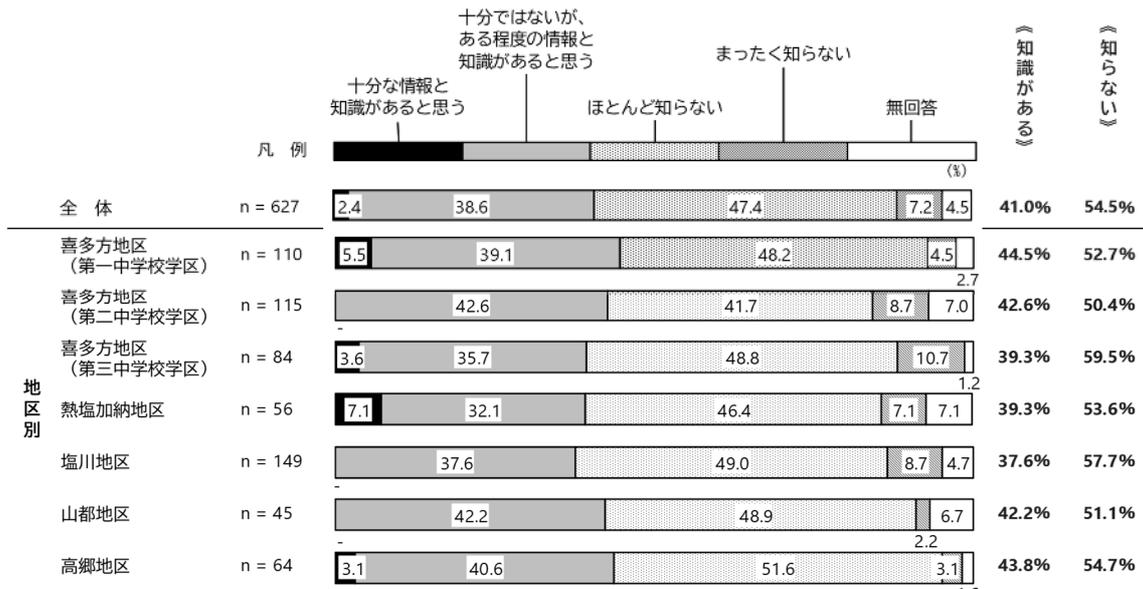
イ 孤立感を感じることもある



⑫ この調査票を見る前から「地域福祉」という言葉を知っていましたか。(ひとつだけ○)



⑬ あなたは、喜多方市の福祉サービスや福祉施設について、どの程度知っていますか。(ひとつだけ○)



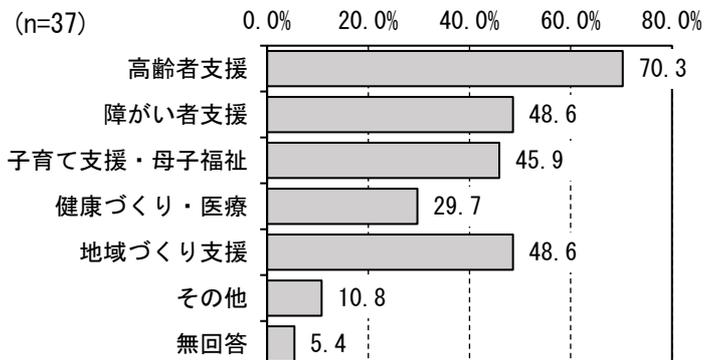
⑭ 今後、地域で安心して暮らしていくために、喜多方市ではどのような福祉施策に取り組んでいくべきだと思いますか。(優先度が高いと思うもの上位3つまで○)

単位 (%)	n (人)	地域のくみづくり	地域での交流の実現	子どもたちの活動の充実	子育ての支援体制	学校教育の充実	高齢者や障害者の在宅生活支援	地域での交流活動の促進	健康づくり事業	
全体	627	31.3	16.1	13.9	16.6	12.0	27.3	13.4	12.1	
年代別	18~29歳	24	20.8	29.2	20.8	33.3	20.8	12.5	25.0	16.7
	30~39歳	34	17.6	11.8	8.8	50.0	14.7	20.6	11.8	14.7
	40~49歳	58	29.3	15.5	12.1	36.2	15.5	25.9	10.3	6.9
	50~59歳	86	22.1	9.3	11.6	14.0	12.8	32.6	11.6	12.8
	60~64歳	64	34.4	14.1	10.9	10.9	10.9	32.8	12.5	1.6
	65~69歳	93	34.4	21.5	16.1	16.1	9.7	26.9	15.1	14.0
	70~74歳	77	33.8	16.9	19.5	7.8	15.6	22.1	20.8	18.2
75歳以上	186	37.1	16.1	13.4	9.7	9.1	28.5	10.2	12.4	
地区別	喜多方一区	110	29.1	17.3	9.1	20.9	12.7	32.7	10.0	11.8
	喜多方二区	115	26.1	13.9	16.5	13.0	13.0	27.8	9.6	13.0
	喜多方三区	84	33.3	14.3	13.1	19.0	15.5	17.9	14.3	9.5
	熱塩加納地区	56	32.1	12.5	16.1	12.5	7.1	16.1	8.9	8.9
	塩川地区	149	36.2	23.5	17.4	20.1	12.8	24.2	16.1	13.4
	山都地区	45	37.8	6.7	11.1	13.3	8.9	31.1	15.6	11.1
	高郷地区	64	26.6	12.5	10.9	10.9	9.4	43.8	20.3	14.1

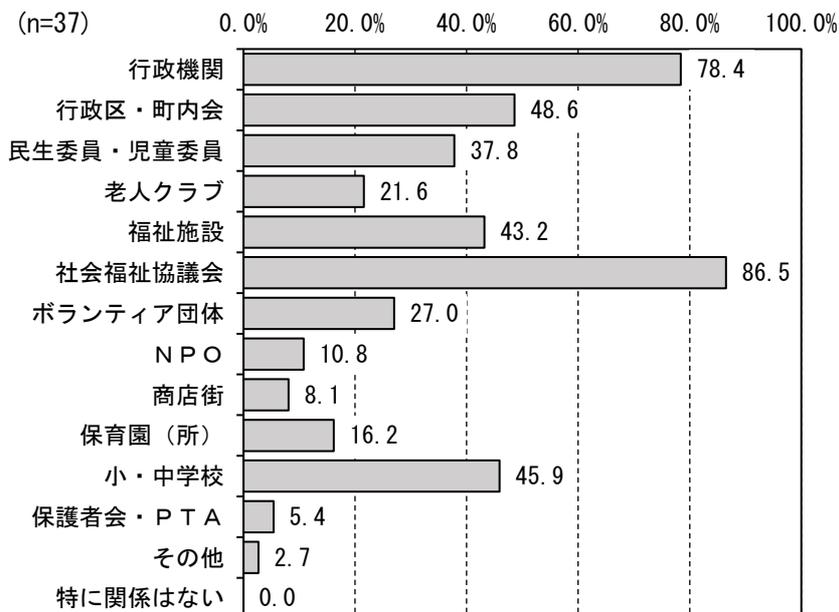
単位 (%)	n (人)	医療サービスの充実	公共施設の充実	ボランティア活動の支援	移動手段の充実	地域での交流の実現	福祉サービスの充実	防犯・防災・交通安全	その他	無回答	
全体	627	36.5	6.1	7.3	27.4	12.3	17.1	17.4	1.1	7.5	
年代別	18~29歳	24	41.7	12.5	8.3	41.7	12.5	12.5	12.5	0.0	4.2
	30~39歳	34	50.0	17.6	2.9	23.5	8.8	17.6	20.6	0.0	5.9
	40~49歳	58	44.8	10.3	8.6	36.2	5.2	20.7	13.8	5.2	1.7
	50~59歳	86	50.0	3.5	9.3	39.5	14.0	17.4	27.9	1.2	0.0
	60~64歳	64	50.0	3.1	6.3	35.9	17.2	15.6	17.2	1.6	4.7
	65~69歳	93	29.0	8.6	10.8	25.8	12.9	26.9	19.4	1.1	2.2
	70~74歳	77	26.0	3.9	9.1	18.2	11.7	19.5	19.5	1.3	7.8
75歳以上	186	28.5	3.8	4.8	19.4	12.9	11.3	12.4	0.0	16.7	
地区別	喜多方一区	110	39.1	3.6	8.2	25.5	10.9	18.2	20.9	0.0	5.5
	喜多方二区	115	30.4	7.8	5.2	27.0	13.9	20.0	21.7	1.7	11.3
	喜多方三区	84	32.1	6.0	7.1	28.6	13.1	15.5	9.5	1.2	14.3
	熱塩加納地区	56	58.9	5.4	3.6	33.9	12.5	17.9	16.1	0.0	7.1
	塩川地区	149	32.2	6.7	10.7	24.2	13.4	18.1	20.1	1.3	3.4
	山都地区	45	40.0	8.9	8.9	24.4	11.1	11.1	13.3	0.0	11.1
	高郷地区	64	37.5	4.7	4.7	34.4	9.4	14.1	12.5	3.1	1.6

4 関係団体アンケート調査結果

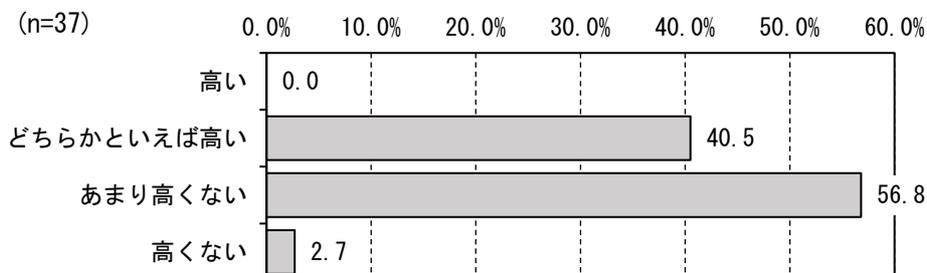
① 貴法人・団体で取り組んでいる事業や取り組みの分野は、次のどれにあてはまりますか。(あてはまるものすべてに○)



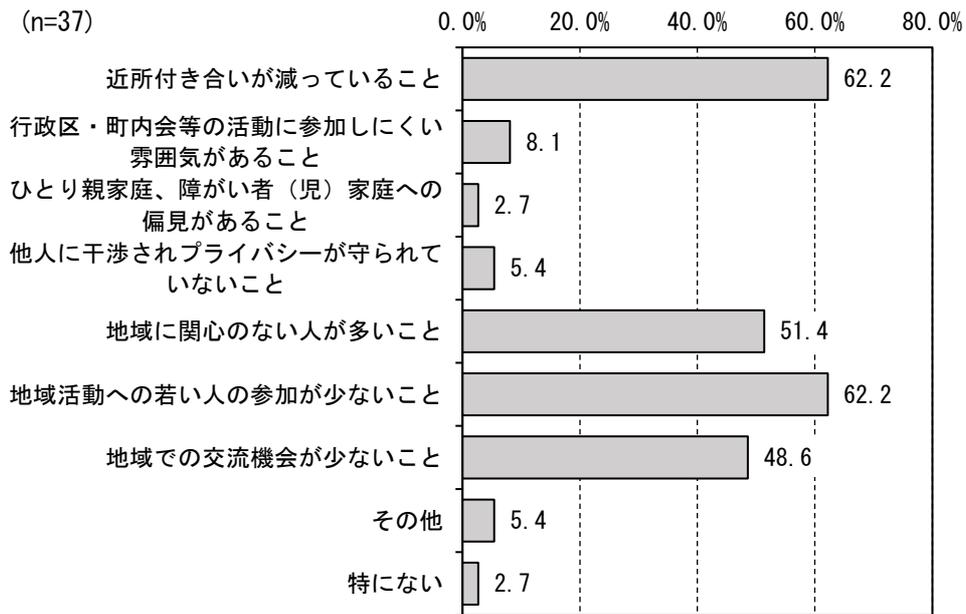
② 貴法人・団体では、活動を行う上で他の団体や機関等との交流や連携を行っていますか。(あてはまるものすべてに○)



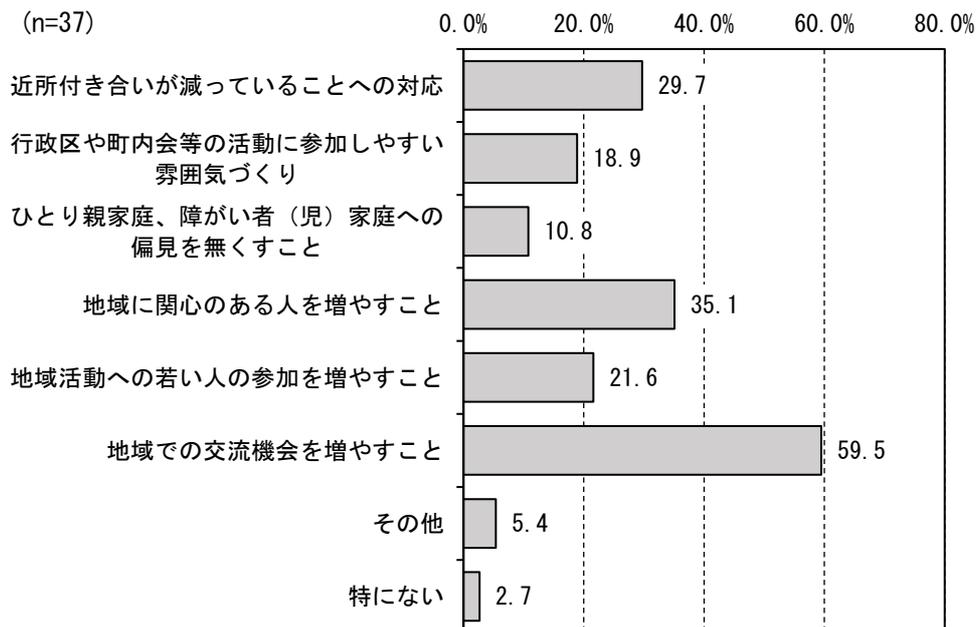
③ 喜多方市における住民相互の助け合いに対する意識は高いと感じますか。(あてはまるもの1つに○)



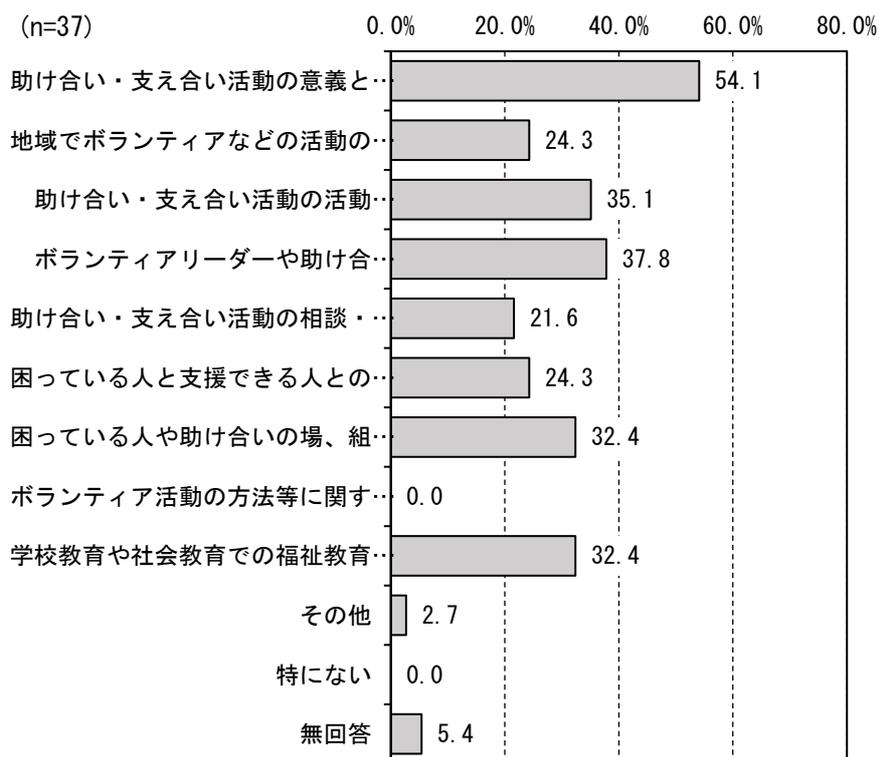
④ 普段の業務・活動の中で感じる地域の問題点や地域の人々から聞く日常の困りごとは、どのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)



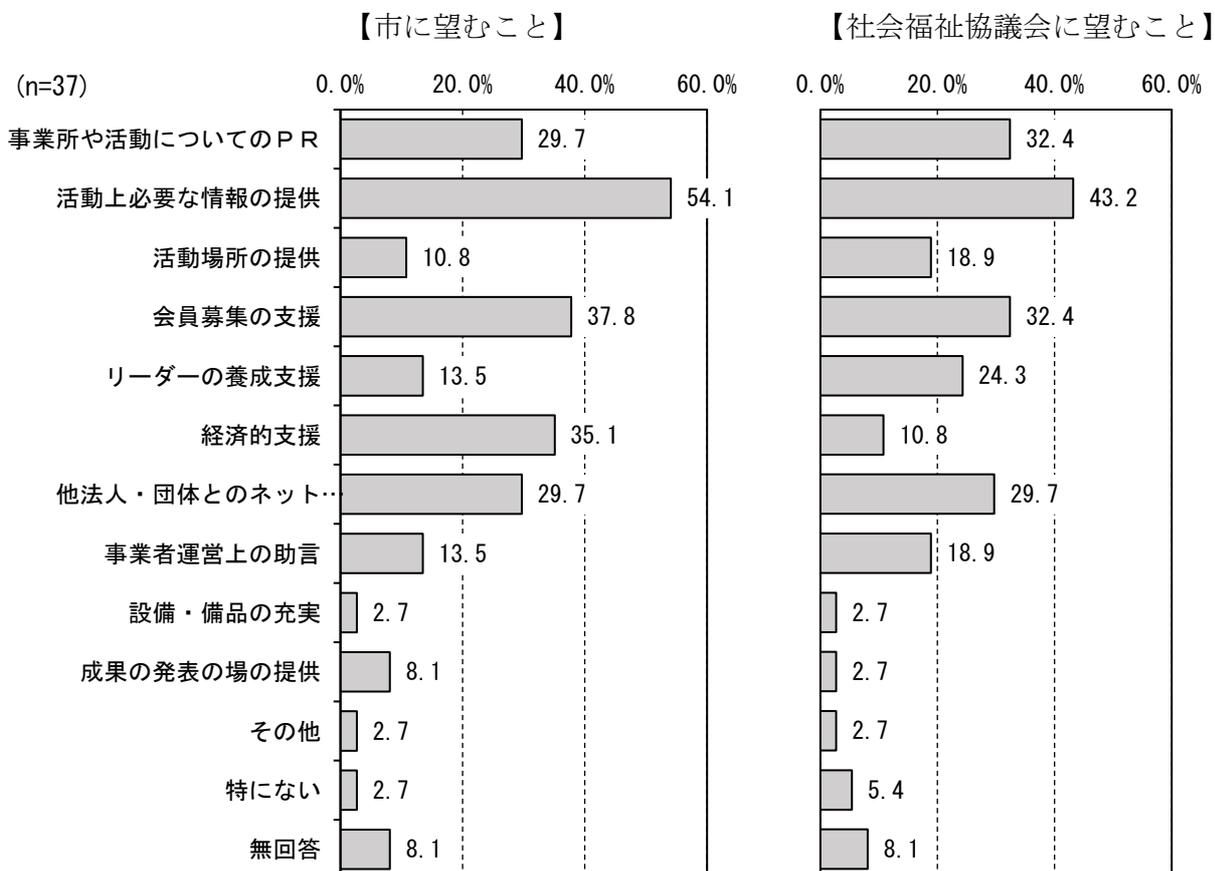
⑤ 普段の業務・活動の中で感じる地域の問題点や地域の人々から聞く日常の困りごとの中で、貴法人・団体が対応ができるものにはどんなことがあげられますか。(あてはまるものすべてに○)



⑥ 地域における助け合い・支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか。
 (あてはまるもの3つまでに○)



⑦ 貴法人・団体が活動をしていく上で市や社会福祉協議会に望むことはどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)



5 計画の策定経過

年月日	内容	備考
令和2年3月	地域福祉計画・地域福祉活動計画策定	
令和3年11月4日	令和3年度第1回 地域福祉計画推進協議会	・計画の進行管理・評価
令和4年9月28日～ 令和4年10月14日	住民アンケート調査・ 関係団体アンケート調査	
令和4年12月20日	令和4年度第1回 地域福祉計画推進協議会	・アンケート調査結果検証 ・計画の中間評価
令和5年9月29日	令和5年度第1回 地域福祉計画推進協議会	・計画の進行管理・評価
令和6年8月27日	令和6年度第1回 地域福祉計画推進協議会	・現行計画の進行管理・評価 ・次期計画の検討
令和6年10月15日～ 令和6年10月25日	住民アンケート調査・ 関係団体アンケート調査	
令和7年3月26日	令和6年度第2回 地域福祉計画推進協議会	・アンケート調査結果検証 ・次期計画の検討
令和7年10月3日	令和7年度第1回 地域福祉計画推進協議会	・計画骨子案の検討
令和7年12月24日	令和7年度第2回 地域福祉計画推進協議会	・計画素案の検討
令和8年2月20日～ 令和8年3月6日	パブリックコメントの実施	

喜多方市地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和8年●月

発行 喜多方市・喜多方市社会福祉協議会

編集 喜多方市 保健福祉部 社会福祉課

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244 番地 2

電話 0241-24-5257 FAX 0241-24-5286

社会福祉法人 喜多方市社会福祉協議会 地域福祉課

〒966-0043 福島県喜多方市字上江 3646 番地 1

電話 0241-23-3231 FAX 0241-23-3296